

年 度	發 信		著 信		計	中 繼 信	合 計	對 前 年 度 增 減 (△)
	有 料	無 料	有 料	無 料				
七	四八、五二二、六八三	五、七四〇、二二四	七、五八九、三三五	一一〇、三九五、一六九	九七、三五〇、七六五	二〇七、七四五、九三四	△ 四、五四四、五三三	
八	五一、〇五〇、三七五	五、〇六六、七一一	七、五二九、六三七	一一五、四二一、四八一	一〇三、四六五、八七九	二二八、八八九、三六〇	一一、五二一、四三六	
九	五三、四六四、〇二五	七、三八三、三六三	七、七二二、六四六	一一〇、八二四、三九六	一一〇、一六三、〇五八	二二〇、九八六、四五四	一一、〇八九、〇九四	
一〇	五六、一八〇、二四六	二、八四〇、五九六	八、九八二、五〇三	一一八、〇四三、二二六	一一三、八七五、三五一	二四〇、〇九八、四六七	九、九三三、〇一三	
一一	五八、四五四、三八〇	四、四八八、七八一	九、六五八、一三三	一一三、四七五、〇四一	一一六、九七一、〇〇〇	二五〇、四三八、〇五一	九、五〇九、五八四	
一二	六四、九三三、四二七	七、一八四、〇六五	九、六三三、四七二	一一五、〇二七、四三八	一一四、七三三、八三六	二八五、〇〇九、二五四	三、四八八、二〇三	
一三	六七、三九九、六四八	五、四四五、三七六	九、〇九三、七七〇	一一七、八〇〇、八五四	一一四、二九七、七四七	三〇三、〇〇〇、六〇二	一八、〇一一、三四七	

(備考) 前と同じ

(二) 局所等級別通數 (發信)

(其の一)

年 度	局 所 等 級 別 通 數 (發 信)		
	一 等 局	二 等 局	特 三 局
昭 和 四	一五、一六四、六四〇	一四、四二四、四〇三	一、五〇九、七二三
五	一四、五二二、二八一	一三、五二一、九四九	一、三四九、六七八
六	一四、九九三、〇一一	一三、〇〇〇、七五六	一、一七五、九六〇
七	一五、〇九五、九九三	一一、二七四、三七四	一、一一二、五〇三
八	一五、七三八、〇〇〇	一一、五七七、六八三	一、一五六、一八三
九	一七、二九〇、一五四	一一、一四六、九〇六	一、一八三、六八六
一〇	一八、九〇五、八六九	一一、〇四四、九六二	一、二二二、五五六

(其の二)

昭 和 一	一九、八二一、三〇八	一一、一八七、七九三	一、二六六、九四四	二六、三四四、三七九	
二	三〇、八三八、八九〇	一一、五二一、九七五	一、三三三、八九五	三三、七一一、四〇〇	
三	三〇、七四六、七九二	一一、二八〇、六三〇	一、一九九、六六六	一八、五五五、三八一	一七、四九四、二六六

年 度	郵 便 取 扱 所	電 信 取 扱 所	電 信 取 扱 所	無 線 局 所	計	對 前 年 度 增 減 (△)
昭 和 四			六、三七六、九四八	三七九、二九七	六三、九四〇、五五七	△ 六、五四四、一九
五			五、七〇八、九一四	三七六、九五三	五七、四一六、二三八	△ 一、八八六、六〇三
六			五、三五一、四八九	三八六、九九九	五五、五二九、五三六	△ 一、四四三、六四三
七			五、二四八、三五四	三八七、三六六	五四、〇八六、八九四	△ 一、四四三、六四三
八			五、五八一、九九七	四二六、七〇五	五六、五五六、九四四	△ 二、四七〇、〇五〇
九			五、八〇三、六八二	五三七、三七三	五九、〇〇三、四三七	△ 二、六四五、四九三
一〇			五、八三三、四六六	五五二、七二八	六二、四六四、二八三	△ 三、二六一、八四六
一一			五、六六三、八五三	五八一、六九一	六四、八三三、一六二	△ 二、四三八、八七八
一二			五、五五五、七三〇	六五五、〇〇六	七三、六四四、二五二	△ 七、七七二、〇九〇
一三			五、八八三、七九七	六七七、四〇四	七五、九三四、八七二	△ 三、二七〇、六〇〇

(備考) 前と同じ

ハ、内地外地間電報

(其の一)



年度	朝鮮			臺灣			樺太		
	發信	著信	計	發信	著信	計	發信	著信	計
昭和四	三、〇四三、三三三	二、〇三六、八六六	四、〇七〇、二〇八	八三二、三八〇	八四三、三三三	一、六六三、五二二	六〇一、九九三	六四四、九三〇	一、二四六、九二三
五	一、八九三、六六六	一、九五二、九三三	三、八四六、六〇八	八七二、三九六	八八四、四八四	一、七五七、八八〇	五八〇、六〇〇	五九〇、七九六	一、〇八九、三九六
六	一、九六六、三四四	一、九五八、三八八	三、九二四、七三三	八七二、一七六	八二五、八五三	一、六九八、〇二八	四四三、三五六	四七二、三三六	九二四、五九三
七	二、一〇三、九五三	二、一〇三、六八四	四、二〇六、六三六	一、〇四八、五二二	一、〇七二、八八八	二、一六六、四〇〇	四四三、三五六	四七二、三三六	九二四、五九三
八	二、〇三三、三八四	二、一五八、四五三	四、一八〇、八三六	九二五、八七六	九六九、六二四	一、八九五、五〇〇	四六三、五〇〇	五七六、三三四	一、〇三九、八四四
九	二、〇〇六、一五三	二、二五五、四九六	四、二六二、六四九	九三三、五七三	九七六、一八八	一、九一八、七六〇	四七九、二五六	五三八、九三四	一、〇〇八、一八〇
〇	二、三六〇、八九三	二、五〇五、〇九六	四、八六五、九八八	一、〇一四、八六四	一、〇六三、六八八	二、〇七八、四七二	四四七、八四〇	四八六、一六八	九三四、〇〇八
一	二、四七三、二九六	二、五八八、〇三八	五、〇六二、三三四	一、〇三一、〇七六	一、〇三二、三五六	二、〇六三、三三三	四四三、二四〇	四八五、八四四	九三九、〇八四
二	二、六六二、八七三	二、八八七、七〇八	五、五五〇、五八〇	一、〇三一、六四〇	一、〇六六、七六六	二、〇九八、四一六	四七一、八四四	五三七、九六四	九九九、七六八
三	二、七六九、八四〇	三、〇四三、四八〇	五、八一二、三二四	九九一、一六八	九九九、三〇八	一、九九〇、四七六	五四九、一四四	六三一、七四四	一、一七〇、八八八

(其の二)

年度	南洋			合計			小笠原島		
	發信	著信	計	發信	著信	計	發信	著信	計
昭和四	三九、〇六四	四四、一二三	七三、一七六	三、四九五、五八八	三、七七八、二二〇	七、〇七三、七〇八	四、六二〇	七、八六〇	一二、四八〇
五	三三、五〇四	四九、八九六	八三、四〇〇	三、二九三、一九六	三、四七二、一〇八	六、七六五、三〇四	六、三三三	一一、一三〇	一七、四六三
六	四三、九三六	六六、五三八	一〇九、四六四	三、二六八、八二二	三、三三三、〇〇四	六、五〇一、八二六	五、九七六	一一、三六八	一九、三四四
七	五四、九六〇	七六、〇四四	一二一、〇〇四	三、六九一、一六〇	三、七六一、三五六	七、四〇二、五一六	九、一〇八	一〇、九〇〇	二〇、〇〇八
八	七七、一六〇	一一三、三三三	一九〇、三九三	三、四七八、九一〇	三、八二七、六三三	七、二九六、五四三	八、四四八	一四、〇三八	二二、四七六
九	九六、九九六	一三三、〇七二	二三九、〇六八	三、七三四、九七六	三、八九三、二八〇	七、六二八、二五六	八、四二二	二二、九二二	三〇、三四四

年度	發信	著信	計	發信	著信	計	對前年度 増減(△)
昭和〇	一一四、四六八	一五〇、二八八	二六四、七五六	三、九三八、〇六四	四、二〇五、一六〇	八、一四三、三二四	九、三六四
一	一一三、三六四	一六八、一〇八	二九〇、四七二	四、〇七九、九七六	四、二七三、三三六	八、三五三、二二二	一一、五三〇
二	一六六、三三六	二二七、三九六	四〇三、六三三	四、三三三、五五三	四、六四九、八四四	八、九八二、三九六	一〇、八二四
三	一七六、〇一六	二五〇、六三三	四二六、六四八	四、四八六、二七三	四、九二四、〇〇四	九、四〇〇、二九六	一八、九四八

(備考)  
 一、各年度の内國電報總計表に依り推算す(在外局取扱のものを含まず)  
 二、有無料合計とす  
 三、昭和七年度(朝鮮、臺灣)、昭和九年度(樺太)に於て前年度年鑑と計數を異にするも本表を以て正とす

二、日滿電報

年度	發信	著信	計	對前年度 増減(△)
昭和八	九四〇、六三四	一、〇七二、七三九	二、〇一八、三六三	二、〇六八、三四〇
九	一、九二二、六三四	二、一六五、〇六九	四、〇八六、七〇三	四、一三六、一三八
〇	二、一二七、五六六	二、三九五、二七五	四、五二二、八四一	四、八五五、〇四九
一	二、二七六、八六七	二、五七八、一八二	四、八五五、〇四九	五、一六六、五〇九
二	二、五三三、一九四	二、九六三、三二五	五、四九六、五一九	六、三六四、五〇五
三	二、八九〇、九三一	三、四七三、七四四	六、三六四、五〇五	八四七、九九六

(備考)  
 一、關門局のアブストラクトに依る公衆報のみとす  
 二、昭和八年度は七ヶ月間の取扱通數とす(九月一日より取扱開始)  
 三、昭和十二年度は前年度年鑑と計數を異にするも本表を以て正とす



本、外國電報

(一) 發着中繼信別通數

年 度	發 信		著 信		計	中 繼 信	合 計	對前年度 增減(△)
	有 料	無 料	有 料	無 料				
昭和四	一、四六六、〇八〇	一、四七九、七九三	一、四四〇、八〇二	一、四二、三五四	三、一六三、〇三八	四、〇〇六、一八九	七、一六九、二二七	△ 六三四、〇〇八
昭和五	一、三〇三、二四四	一、三二〇、二〇〇	一、三二六、四七八	一、一八、八七五	二、八五一、五九七	三、六八三、四二二	六、五五〇、〇〇九	△ 四三三、三七七
昭和六	一、二七六、九九六	一、二七〇、〇三三	一、二七九、四七五	一、三三、九六三	二、七七七、四八七	三、七八二、八三九	六、五八〇、三三六	△ 四三三、三七七
昭和七	一、三二五、九七三	一、〇五、八五五	一、二八五、三三八	一、二四、一六六	二、八二二、三七三	三、九四六、四六五	六、七六七、七三七	△ 一八七、四二一
昭和八	一、二八〇、五五三	一、〇四、九九九	一、二五五、五五〇	一、一六、一六八	二、七七七、一九〇	四、〇七一、四三三	六、八八三、一六三	△ 六〇、八八五
昭和九	一、三三六、一八五	一、〇八、〇一八	一、二九三、三七〇	一、三三、一五二	二、八三八、七三四	四、三〇三、八四九	七、一四一、七三三	△ 三三、九五二
昭和〇	一、三四五、〇五五	一、〇九、三三四	一、三三〇、七七七	一、三五、八二九	二、九〇、九六五	三、六七八、八五四	六、五九九、八九	△ 五五、七五四
昭和一一	一、四七六、〇八五	一、二四、五二二	一、四三九、一八	一、四五、六四〇	三、一八五、三七四	三、九七七、七八九	七、一八三、一六三	△ 五九三、三四四
昭和一二	一、四四〇、五三四	一、五、六八	一、四〇、四八七	一、七四、七五九	三、一六七、三八八	三、六六六、三〇三	六、八三三、五九〇	△ 三四九、五七三
昭和一三	一、三三八、三三〇	一、六七、三七九	一、三〇四、四二六	一、七八、七〇七	二、九七八、八二二	三、三二一、六一五	六、二九〇、四三七	△ 五四三、一六三

(備考)

- 一、在外局取扱のものを含む
- 二、有無料合計とす
- 三、昭和十四年一月一日(日華電報制度制定)以降の日支間電報を含まず

(二) 局所等級別通數 (発信)

(其の一)

年 度	一 等 局	二 等 局	特 三 局	集 配 三 等 局	無 集 配 三 等 局
昭和四	一、〇〇七、三八六	四七六、〇七八	一、八二七	四四、八一	四四、八一
昭和五	一、〇三三、五〇九	二五四、四六六	一、五二三	三八、九七九	三八、九七九

(備考)

前に同じ

年 度	郵 便 取 扱 所	電 信 取 扱 所	電 信 取 扱 所	無 線 局 所	合 計	對前年度 增減(△)
昭和四	一、〇六二、七三三	二四八、一五五	一、三五六	四九、四一三	一、五八〇、八七三	△ 一六四、六三九
昭和五	一、〇〇六、八八八	二四四、五〇〇	一、一〇〇	五九、六六七	一、四一六、三三四	△ 一六四、六三九
昭和六	一、〇七三、八〇六	二四八、三三三	八八三	五九、九二九	一、三九四、〇四九	△ 三三、一九五
昭和七	一、一四〇、七三八	一八四、〇七三	一、二〇二	五〇、四〇三	一、四二二、八三八	△ 二七、七一九
昭和八	一、一八九、四二六	一八五、六三〇	一、二一八	五九、九九九	一、三八五、四七三	△ 三六、三五六
昭和九	一、二八七、九七七	二五、六三三	一、二六三	六三、八五六	一、四三四、二〇三	△ 三八、七三二
昭和一〇	一、二八二、一三三	二五、三三二	一、二〇二	六三、八五六	一、四三四、二〇三	△ 三八、七三二
昭和一一	一、一九三、五三三	一八七、一四三	一、四六〇	四一、一二二	一、四五四、三五九	△ 三〇、一五六
昭和一二	一、九三、五三三	一八七、一四三	一、四六〇	四一、一二二	一、四五四、三五九	△ 三〇、一五六
昭和一三	一、八	七	三、七六三	三七、五四九	一、四九五、六八九	△ 九、四七四

(其の二)



(三) 有無線別通話數

※ A、通 數

年次	發		著		合		計	對前年度 增減(△)
	有線	無線	有線	無線	有線	無線		
昭和四	九四、四四七	一八八、一八六	一、〇七七、六六六	一四四、三〇二	二、〇五二、〇七三	三三三、四八七	二、三八四、五六〇	△
五	八七、一五六	二〇七、八七七	九四六、三六六	一八九、八七三	一、八四四、五三三	三九七、七五〇	二、二三三、二七三	△
六	八〇五、四九六	二五八、九四四	八七九、七四三	三三七、八六六	一、六八五、三三九	四八六、八一〇	二、一七三、〇四九	△
七	八三、八二七	二九二、〇九九	八四四、五九	二六二、九五三	一、六一七、三五六	五五五、〇五三	二、一三三、四〇八	△
八	六六五、一七	四二、四六四	七三三、五五	三四、〇九四	一、三九八、七二	七四六、五五八	二、一四五、二七	△
九	六八、五五八	四八二、八九	六九七、〇二五	四一、五八	一、三五五、七三	八九四、三五七	二、二〇九、九三〇	△
〇	五七、九三六	五六二、九三九	六五五、一三六	四九五、四七七	一、三二七、〇六三	一、〇五六、四〇六	二、二八五、四六八	△
一	四九五、〇三六	七七、五八三	六二九、八五三	五四四、〇九九	一、二四、八七九	一、三六一、六八一	二、三八六、五〇〇	△
二	四四四、九六三	八六、〇七三	六〇七、七二六	五九〇、七七三	一、〇六三、六七九	一、四〇六、八四五	二、四六九、五五四	△
三	四三四、一六五	六九七、九一五	六四一、四三一	五六、四九四	一、〇七五、五九六	一、三五九、四〇九	二、三三五、〇〇五	△

(備考)

- 一、關門局のアブストラクトに依り公衆報のみとす
- 二、外地發著のものも含む
- 三、※印は二三二頁説明参照、以下同じ

※ B、語 數

年次	發		著		合		計	對前年度 增減(△)
	有線	無線	有線	無線	有線	無線		
昭和四	八、七三六、三二	二、一〇三、八九七	〇、七六三、二七	二、一七三、七三三	九、四九九、四六八	四、二七六、六八九	三三、七六六、〇九七	

(四) 對手國別通話數 (發著合計信)

※ A、通 數

(其の二)

(備考)

前に同じ

年次	中華民國		香港		蘭領印度		佛領印度		海峽殖民地		印度		比律賓		「アメリカ」 合衆國	
	有線	無線	有線	無線	有線	無線	有線	無線	有線	無線	有線	無線	有線	無線	有線	無線
昭和四	九四、四四七	九七、〇二二	九三、三五	七八、〇七四	一三、九三三	一〇、七七七	五〇、四五六	一八五、四二二	四六、五三	三五〇、五〇二	三、八〇五	三、八〇五	三、八〇五	三、八〇五	三、八〇五	三、八〇五
五	八六三、九九九	九三、三三五	九三、〇八五	八六、五三三	一〇、七七七	八、一七〇	四九、〇〇六	一七〇、三〇四	四九、四六〇	四八、五五八	四八、五五八	四八、五五八	四八、五五八	四八、五五八	四八、五五八	四八、五五八
六	七七五、九七六	九三、〇八	七、八二〇	一一五、五四〇	九、四九四	一〇、三二五	六三、〇三三	二二五、四二二	四九、三八七	三〇〇、六七九	三〇〇、六七九	三〇〇、六七九	三〇〇、六七九	三〇〇、六七九	三〇〇、六七九	三〇〇、六七九
七	七〇九、六七八	七、八二〇	一四、五三三	一〇八、二三三	九、七六七	七三、八七七	二五〇、九二六	六、二二二	三三、二二二	三三、二二二	三三、二二二	三三、二二二	三三、二二二	三三、二二二	三三、二二二	三三、二二二
八	五八七、一一〇	六五、六四二	一四、五三三	一〇八、二三三	九、七六七	七三、八七七	二五〇、九二六	六、二二二	三三、二二二	三三、二二二	三三、二二二	三三、二二二	三三、二二二	三三、二二二	三三、二二二	三三、二二二
九	五六五、八六七	七〇、二九三	一〇八、二三三	一〇八、二三三	九、七六七	七三、八七七	二五〇、九二六	六、二二二	三三、二二二	三三、二二二	三三、二二二	三三、二二二	三三、二二二	三三、二二二	三三、二二二	三三、二二二



年次	中華民國	香港	蘭領印度	佛領印度	海峽殖民地	印度	比律賓	「アメリカ」合衆國
一〇	五八七、六九〇	八三、二六六	九九、三九	一三、五〇三	六九、四二四	二五〇、四六六	六六、七六	三〇二、三六三
一一	五四八、三〇〇	八三、九六六	九九、一四六	一三、七四〇	七四、三三	二五七、二七六	七四、九四	三三〇、六六五
一二	四九八、二四九	八六、三九五	九九、七四六	一三、一五六	七六、〇九六	二五六、八五三	八四、一六〇	三三三、四八三
一三	八〇〇、四九四	六二、一六九	七三、〇三	一一、〇一三	四九、四〇八	二二六、四八五	六五、六四	二六二、四七三

(其の二)

年次	カナダ	メキシコ	中米及西印度	南米	英吉利	獨逸	佛蘭西	濠太刺利
四	二六、三八四	一、六〇〇	五、一八三	一八、六四八	一八八、七四	八七、〇三〇	三八、〇七四	五三、〇三八
五	三三、六九一	二、一三四	六、三〇九	一九、三二八	一七四、七四	七四、三〇三	三五、七八七	四三、四三
六	三二、六九〇	一、六五五	五、四〇三	一八、〇三一	一八三、六六六	七三、九六	四一、三〇五	五〇、五九九
七	一八、八三五	一、六七二	七、一五三	一八、九二四	一九一、四四	七〇、三三	四三、七六四	七、一一八
八	一六、三六五	二、一一八	一一、七五七	二六、九三五	一八六、九二八	七三、六〇三	四二、五八四	七、〇六一
九	一四、〇五六	三、〇八五	一一、七三一	四六、九七三	一八〇、六	六七、七六	三九、八二二	八三、七二八
一〇	一一、六六六	四、四九二	一六、五〇七	五三、二二五	一九八、〇八六	六八、六〇〇	四一、七二九	九四、〇八四
一一	一〇、〇一一	五、一五八	二〇、〇六四	六五、二四	二二〇、〇九八	八一、三二	四七、三七四	八〇、七四七
一二	三、七三五	六、五三三	三三、四九六	八〇、〇九〇	三三三、一六四	八六、九八〇	五、〇七九	九四、八四四
一三	一七、三八五	五、〇七三	一九、三三七	七〇、〇七九	一六六、五九〇	七三、四九九	三六、五九八	七、三七〇

(其の三)

年次	布哇	エジプト	南亞聯邦	露西亞	露領亞細亞	其他各國	計
四	七、八五三	一五、三五二	九、三七〇	一一、五三	四五、二九二	一一一、三六	二、三八四、五六〇
五	七、六五二	一八、二四	一一、八三二	一一、一四五	三九、〇一七	一一三、四九	二、三三三、三七三
六	八、二〇四	三三、七四一	一七、九九二	一二、六六五	二八、二四八	一一八、三九一	二、一七三、〇四九
七	九、一九七	三六、一九七	二二、七九	一六、一三六	三二、三三七	一七三、六四	二、二二三、四〇八
八	八、二九三	三四、七五	二二、一九三	一四、六〇	一七、〇〇三	一九四、一五九	二、一四五、三七〇
九	七、八五五	五〇、六四三	二七、九九七	一五、四五二	一一、八七六	一八八、八二	二、二〇九、九三〇
一〇	八、〇四五	四九、二六三	三〇、八五八	一七、三三七	一一、五五二	二二、五九〇	二、二八五、四六八
一一	九、八四四	四六、六八	三六、四六九	一九、二九五	一一、三三〇	二六、二〇八	二、三三六、五〇〇
一二	一一、〇七七	三八、一三三	四一、七七五	二〇、三三二	一一、三〇九	二八九、八六三	二、四六九、五四
一三	九、三三五	二九、一九九	三七、〇一一	一五、六四七	九、七三二	二三八、三八四	二、三三五、〇〇五

(備考) 一、關門局のアブストラクトに依り、公衆報發者合計とす

二、外地發著のものを含む

※ B、語 數

(其の一)

年次	中華民國	香港	蘭領印度	佛領印度	海峽殖民地	印度	比律賓	「アメリカ」合衆國
四	七、五八、七七七	八一〇、八〇三	六五三、七七三	一三五、七〇三	四三四、五七四	一、五七六、六九六	四六三、八八七	四、四八八、一八一
五	六、四二、六六六	七三七、三五三	七九〇、三五	九八、六六九	四四一、〇七九	一、四七八、七二四	五二一、八七	四、一五、五八〇
六	六、六三、三七七	七三六、九三八	八三〇、七三五	八八、七九六	四一九、一八六	一、四七五、四九〇	四七九、一九六	四、八五五、一九二



年次	中華民國	香 港	蘭領印度	佛領印度	海峽殖民地	印 度	比 律 賓	「アメリカ」 合衆國
一三	六、六九六、三六一	五五四、七三三	九八二、四三三	八五、八五〇	四六六、七三三	一、九六三、〇三三	五二〇、四九〇	四、八三六、一三三
一二	四、八六六、八〇八	四七三、四七三	九七九、八三二	八九、九三九	五九、七七八	二、一三〇、四七〇	五三六、九〇〇	四、五八〇、三四四
一一	五、〇九一、〇六二	六九四、四三七	一、四八四、四五〇	九九、四二〇	八〇〇、六三六	三、二八七、九四四	八七〇、二四四	六、一八九、五三四
一〇	五、三六四、六六二	八三五、六五四	一、一六九、九六四	一四七、九一九	六九七、一六四	三、〇〇六、九七七	九一〇、九七七	五、七八四、二九二
九	五、二六三、五三三	八八一、〇七九	一、二六、二九三	一三三、七七七	七九、八四一	三、〇七七、九九三	一、〇二二、一六七	六、〇三八、七一九
八	六、九一六、五〇四	一、一九八、四三九	一、二八、四六八	一六二、三八九	八七七、五九九	三、〇七一、五五五	一、三三〇、五七七	七、六七九、四七九
七	九、一七一、〇六九	一、四七三、七〇〇	九八、八〇三	一九六、七三三	六〇七、七三三	二、六三五、三六五	一、〇三三、〇三三	五、九七三、八六六

(其の二)

年次	カナダ	メキシコ	中米及 西印度	南 米	英吉利	獨 逸	佛蘭西	濠太刺利
一三	二七、九〇八	二〇、七三二	三五、六八三	一九七、八四六	二、三四九、九九九	九三、八七八	五〇七、七九	五〇四、九九
一二	二四、五〇四	二六、七〇九	四六、九九四	一九四、三四三	二、四三三、八〇六	七、一五六	四三八、三三九	四〇八、七八八
一一	二五、〇〇九	二〇、七三〇	四一、〇三一	一九九、五二〇	二、五八二、一五八	八三〇、四三八	七七九、三五九	五二六、五七七
一〇	三三、九八八	二四、六四七	五九、一九三	三二八、九一五	二、六三三、〇六二	八〇七、九〇三	七三三、〇四八	七四四、六五八
九	一七、七九二	三五、〇四一	一〇五、八四六	三三五、九二七	二、七二八、三四七	九三五、三〇二	六〇五、三〇八	七五五、六五二
八	二七、〇三七	五九、一三八	二八〇、六五六	七九八、四九六	三、五五五、九九九	一、一八二、三三三	七六六、四五〇	一、三四〇、九三九
七	三三、九九八	七七、六三三	三三二、三六七	七九三、三三二	三、七九九、一九七	一、三六〇、五二二	七四九、五三三	一、四〇六、一八九
六	三〇、一一九	八〇、三三〇	三三九、七五四	一、〇〇三、八七七	三、八七七、五八八	一、六九七、三三三	八六〇、〇五二	一、一九二、〇九二
五	三〇、一一九	一四、二二〇	二六二、三三四	一、二四五、四九八	四、四三〇、九九九	一、九九三、一九七	一、〇六〇、七四九	一、三三九、九五二
四	二九、四四四	一一、三六九	二二八、一〇五	一、二六七、〇八	三、四四九、九二四	一、九四一、四八三	九四四、〇四五	一、二六五、一一五

年次	布 哇	エジプト	南阿聯邦	露 西 亞	露領亞細亞	其の他各國	計
昭 和 四	九〇、八三三	一〇三、四九八	九八、五二八	五三三、七七一	八九五、四八六	一、一〇五、四四五	三、七六六、〇九七
五	八六、六六六	一五、八五〇	一四三、六三五	四二八、四四三	八〇〇、五八五	一、〇九七、二七六	二、八三三、三三六
六	八九、四〇四	一九、三二九	二二八、八〇九	五八三、五三〇	六三〇、〇八三	一、三五〇、九三四	三、七八七、六五九
七	一〇三、六〇八	三〇九、二八八	二五四、五三三	九三七、三三八	五五六、八五六	二、三三二、五五一	三、九三四、三六三
八	九二、三七五	三〇四、九七七	二五五、九五四	八五三、四七七	三九九、四三七	二、一四四、〇八七	三、九〇五、九四一
九	一〇五、二五八	六五五、八三〇	四三三、六六四	一、二〇一、六二二	三二九、二四三	二、六二二、九八一	三、九五四、六八三
一〇	一〇三、六九七	五七六、三四四	四四一、九二五	一、一六四、八九九	二九七、一五三	二、八四八、九三七	三、八六〇、〇七一
一一	一三三、九九一	五五五、八九九	五六二、二八六	一、四三七、三五五	三六二、六三七	三、三九三、四九〇	三、九七七、八三二
一二	一四七、〇三九	四四五、三三七	六八八、五〇九	一、四八三、四九七	五八〇、三二二	四、一一七、三三八	四〇、五七一、三六五
一三	一三七、六三二	三六四、二三三	五二六、三三八	一、二九四、六七七	四一六、七〇三	三、七三三、九四九	三、七三六、七三三

(其の三)

(備考) 前に同じ

五、電信収入状況(調定額)

イ、科目別収入

年 度	資本勘定	業 務 勘 定			合 計	(業務勘定) 對前年度 増減(△)
		切手収入	電信収入	計		
昭 和 四	一、四	一、八六〇、七〇〇	一〇、六三三、八一〇	三三、三三三、七九九	三三、三三三、七九九	△ 三、八一〇、三四九
五	一、四	一、八六〇、七〇〇	一〇、六三三、八一〇	三三、三三三、七九九	三三、三三三、七九九	

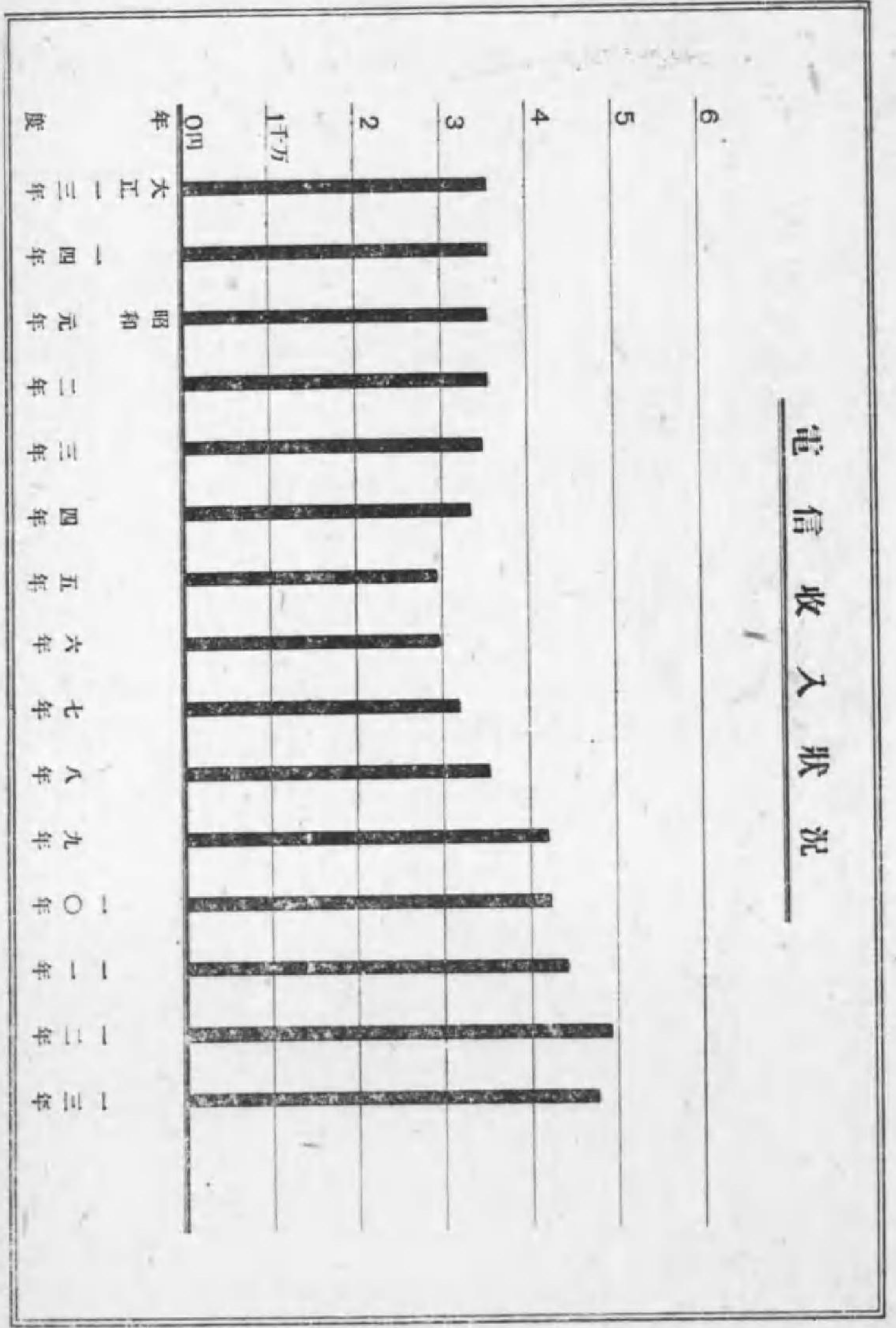


年 度	資 本 勘 定	業 務 勘 定		合 計	增 減 (△)
		切 手 收 入	電 信 收 入		
一三		二〇,五三,一〇〇	二七,一三,三四	四七,六六,三四	△
一二		一九,六二,七四一	二九,七六,六四六	四九,三九,三八七	五,三三,八六七
一一	四,七七八	一八,九三,四三四	二五,二三,〇九六	四四,一五,五三〇	一,七九七,九七七
一〇	一八,三四一	二〇,八八,五九九	二二,五九,〇三四	四三,三三,五四三	三六一,〇四〇
〇九	三,四〇五	一九,九三,八九七	三三,〇三,六〇六	四二,九七,九〇八	四,一八八,七七七
〇八		一八,八九,七六七	一八,八三,九九九	三七,七三,七四六	五,九九四,八一五
〇七		一七,六四八,一六三	一四,一四,七五五	三二,七三,九三七	一,八〇九,八一五
〇六		一八,三九,六六三	二,七三,四五〇	二九,九三,一一三	四四九,五八三

口、種類別収入(業務勘定)

年 次	内 國 電 報 料	外 國 電 報 料	其 の 他	合 計
昭和	三三,三三,三〇三	一〇,八八,一七六	一七三,二九四	三三,三三,三〇三
三	一九,九八,九九九	九,三六,五五六	一六六,〇四三	三九,五三,五〇〇
二	一九,五九,八五五	一〇,四七,〇三九	一四三,三八八	三九,九三,一一三
一	一九,一五,〇五五	一一,五八,七五三	一〇三,二〇〇	三二,七七,九七七
〇	二〇,四七,〇〇四	一三,二七,四五四	一〇三,二八八	三七,七六,七四六
九	二二,六三,三三〇	二〇,二四,六八三	一〇九,五〇〇	四一,九七,五〇三
八	三三,七五,〇四一	一九,四三,六四〇	一六六,八六二	四三,三七,五四三
七	三三,七九,七四九	二〇,二六,三三五	一九九,五五六	四三,三七,五四三
六	二七,四九,四一七	二一,六六,二二〇	一六三,七六〇	四四,一五,五三〇
五	二九,五四,一八三	二七,九四,五四四	一七一,六七	四九,三九,三八七
四				四七,六六,三四
三				
二				
一				
〇				

圖表十五



(九九三三五頁参照)



## 2. 電 話

### 一、電話取扱局所

各年度末現在

年 度	有 線		無 線		合 計	對前年度 増減(△)
	交換又は通話局 公衆電話所	計	陸 上	船 舶		
昭和						
四	五,三四三	七,三八七	二	二	七,四〇三	四八四
五	五,六四六	七,八一	二	二	七,八八六	四八四
六	五,九三三	八,二八五	二	二	八,三〇〇	四一四
七	六,一六三	八,六三四	二	二	八,六四九	三四九
八	六,四四一	九,三四〇	四	七	九,三五七	七〇八
九	六,七〇六	九,八五八	五	八	九,八七六	五九
〇	七,七二八	一一,三四五	五	九	一一,三六四	一,四八八
一	八,六三三	一二,七七七	九	一四	一二,八〇一	一,四三七
二	一〇,三三八	一四,八四一	一四	一六	一四,八七二	二,〇七〇
三	一〇,九六一	一五,七三二	一六	一七	一五,七五四	八八三

(備考) 無線陸上局は郵便局又は電話局に無線電話を装置したるものにして、航空無線局に無線電話を装置せるものを含まず

### 二、電話線路

#### イ、線路亘長

各年度末現在



年 度	架 空 線 路		計	地下ケ ブル線路		計	合 計	對前年度 増減(△)
	架 空 線	併 用 線		地下ケ ブル線路	水 底 ケ ブル線路			
昭和								
三	四六、九三六		四七、七三四	一、九三三	四六、五	四七、七三四	五〇、一三三	四、六五八
四	五〇、三九三		五二、八五一	二、二四六	四九、五	五二、八五一	五七、五四〇	二、七七四
五	五一、八一〇		五四、二二二	二、六三三	五二、五	五六、八五五	六〇、〇四三	二、四九八
六	五三、九八五		五八、五三二	二、九四七	五六、五	六〇、四八七	六三、〇四三	二、四六三
七	五四、五二五		六三、六八〇	三、一五五	六〇、五	六六、八三五	六九、〇〇〇	二、五八〇
八	五七、五二五		六八、〇三〇	三、三九〇	六四、七	七一、四二〇	七四、〇〇〇	二、四六三
九	五八、九一八		七三、三三二	三、五九五	六九、八	七六、九三〇	七九、〇〇〇	二、四六三
〇	五九、六八二		七八、〇三四	三、九三九	七二、九	八〇、〇〇〇	八二、〇〇〇	二、四六三
一	七〇、六九九		八〇、三三五	四、二二三	七五、一	八五、五六六	八八、〇〇〇	二、四六三
二	六二、三五六	四、六六五	七七、五三〇	四、六八〇	八〇、一	八二、二一〇	八五、〇〇〇	二、四六三

口、線 條 延 長

各 年 度 末 現 在

年 度	架 空 線 路		計	地下ケ ブル線路		計	對前年度 増減(△)
	架 空 線	併 用 線		地下ケ ブル線路	水 底 ケ ブル線路		
昭和							
三	五八四、六一		四、五三〇、七四三	四、一〇一	四、四二九、六四二	三、七三三、七三六	三、七三三、七三六
四	五九七、一七七		四、八九三、四六九	五、三三三	五、二七五、〇一九	三八一、五五〇	三八一、五五〇
五	五九一、六四二		五、二七五、〇一九	五、九二〇	五、四三三、三六六	一、五七、三七七	一、五七、三七七
六	五八三、八九五		五、四三三、三六六	六、五九四	五、六六二、四四六	三、三九、七〇〇	三、三九、七〇〇
七	五九二、八九四		五、六六二、四四六	六、五九四	五、六六二、四四六	三、三九、七〇〇	三、三九、七〇〇
八							
九							
〇							
一							

ハ、市 外 電 話 回 線

各 年 度 末 現 在

年 度	架 空 線 路		計	地下ケ ブル線路		計	對前年度 増減(△)
	架 空 線	併 用 線		地下ケ ブル線路	水 底 ケ ブル線路		
昭和							
八	五八八、三七八		六、〇四五、九八四	七、三七八	六、〇四五、九八四	三、八四、〇三八	三、八四、〇三八
九	五九九、五九五		六、三三一、七〇七	八、四九三	六、三三一、七〇七	二、八五、七三三	二、八五、七三三
〇	五九六、六四七		六、七三三、三三七	八、八五八	六、七三三、三三七	四、〇五、六〇〇	四、〇五、六〇〇
一	六〇四、三〇三		七、〇七七、七五六	九、〇三四	七、〇七七、七五六	三、四〇、四三九	三、四〇、四三九
二	六三五、六三三		七、六七二、四〇四	九、〇六二	七、六七二、四〇四	五、四九、六四八	五、四九、六四八
三							
四							
五							
六							
七							
八							
九							
〇							
一							

年 度	架 空 線 路		計	地下ケ ブル線路		計	對前年度 増減(△)
	架 空 線	併 用 線		地下ケ ブル線路	水 底 ケ ブル線路		
昭和							
四	五、三二七		七、六四三	八	七、六四三	九一六	九一六
五	六、〇〇三		八、五五八	一一	八、五五八	一、〇〇〇	一、〇〇〇
六	六、三五四		九、〇九三	一二	九、〇九三	一、〇〇〇	一、〇〇〇
七	六、六八四		九、五八九	一三	九、五八九	一、〇〇〇	一、〇〇〇
八	七、一三四		一〇、三〇〇	一四	一〇、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
九	七、四五四		一〇、九四四	一五	一〇、九四四	一、〇〇〇	一、〇〇〇
〇	七、六二四		一一、八九三	一六	一一、八九三	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一	八、二六六		一二、八四三	一七	一二、八四三	一、〇〇〇	一、〇〇〇
二	九、一六九		一四、四七二	一八	一四、四七二	一、〇〇〇	一、〇〇〇
三	九、一六六		一四、九三四	一九	一四、九三四	一、〇〇〇	一、〇〇〇
四							
五							
六							
七							
八							
九							
〇							
一							



三、電話従事員

昭和 年度	特 定 官 局 以 上		普通 局 員		合計	對前 年度 增減(△)
	判 任 官	通 信 技 手	通 信 書 記 補 員	電 話 主 事 務 員		
昭和四	四八五	四八八	一、六八三	二、六三五	二、七二二	一〇、一三八
五	四九三	四八三	一、七三五	二、七〇	二、九八	一〇、五二六
六	四九六	四九三	一、七五	二、七四	二、九〇	一一、一三
七	五〇	五〇	一、八三四	二、八四九	三、〇六	一一、七〇七
八	五五	五〇	一、九二	二、九六	三、〇八	一二、二七五
九	五三	五二	二、〇四	三、一〇七	三、二四	一二、六七四
一〇	五八	五二	二、一四	三、二二	三、三六	一三、〇五
一一	六二	五五	二、二六	三、三六	三、五〇	一三、二八〇
一二	七九	五八	二、四九	三、四八	三、五九	一四、一四
一三	七四	六〇	二、六五	三、九八	三、九一	一四、七三九
合計	四八八	四八三	一、七三五	二、七〇	二、九八	三、七二七
合計	四八八	四八三	一、七三五	二、七〇	二、九八	三、七二七

各年度末現在

四、電話加入狀況

昭和 年度	單 獨	共 同	接 連	計	對前 年度 增減(△)
昭和四	六七三、六二五	一三、八〇九	三、六一九	六九〇、〇四三	

各年度末現在

口、電話加入申請狀況

(一) 六大都市別申請狀況 (其の一)

昭和 年度	東 京		大 阪		京 都		神 戶	
	開 通 豫 定 數	申 請 數	開 通 豫 定 數	申 請 數	開 通 豫 定 數	申 請 數	開 通 豫 定 數	申 請 數
昭和五	三、四三〇	六、六九六	一、五〇〇	三、〇七六	四〇〇	九八二	六五〇	一、九〇六
六	三、八九	八八九	三、九三	六五五	二七九	四八一	九七	三六九
七	四、〇〇〇	一一、三五五	三、一八八	五、三三七	一、〇五〇	一、七六二	五二四	九六六
八	三、六〇〇	三、八六五	三、〇〇〇	一、四、五〇〇	六四〇	二、八二七	七三〇	三、五七一
九	四、五九〇	六、四九六	三、〇六〇	三、八、三三	八五〇	九、六五	九四〇	五、七八
一〇	六、七六〇	六、五八二	四、四〇〇	六、一、〇五	一、五三五	六、七三	一、四六〇	一、三、九二〇
一一	六、九三〇	九、二八三	六、〇二〇	九、九、四七	一、〇三〇	九、七四八	一、六五〇	一、九、三〇
合計	三、四三〇	六、六九六	一、五〇〇	三、〇七六	四〇〇	九八二	六五〇	一、九〇六
合計	三、四三〇	六、六九六	一、五〇〇	三、〇七六	四〇〇	九八二	六五〇	一、九〇六



年度	東京		大阪		京都		神戶	
	開通 豫定数	申請数 (割合)	開通 豫定数	申請数 (割合)	開通 豫定数	申請数 (割合)	開通 豫定数	申請数 (割合)
昭和一二	九、五七〇	一六八、四八一	八、八五〇	一四六、三三二	一、八二五	二〇、一七三	二、六三〇	二七、〇三六
一三	四、三九〇	三二四、〇〇一	三、九九五	一七五、七六三	四、六〇〇	二九、三〇〇	六、五〇〇	四八、五〇七
一四	四、七〇〇	一四、七六四	三、六〇〇	一、二六三	三、五〇〇	二、八〇六	八、〇〇〇	二、五四二

(其の二)

年度	開通 豫定数	申請数	名古屋		横濱		静岡		總計	對前年度 増減(△) (申請数)
			開通 豫定数	申請数 (割合)	開通 豫定数	申請数 (割合)	開通 豫定数	申請数 (割合)		
昭和一二	七、五〇〇	一、三九五	一、一九	二、五〇	四、九三	七、〇〇〇	一、四、五四七	二・一	△	一一、六六六
一三	二、九四〇	四、〇〇〇	一・五	三・三	四・八	一、四七五	二、八八一	二・〇	△	一九、一八〇
一四	一、七三三	三、三三二	一・三	二・九	四・〇	一〇、七五三	三、〇六一	二・一	△	一四、〇〇〇
一五	一、四〇〇	三、六七〇	一・三	二・七〇	三・七	九、四〇〇	六、四〇七	一・一	△	一四、〇〇〇
一六	九、〇〇〇	六、三三三	六・五	二・六〇	一、一三〇	一〇、六四〇	一、二、二八四	一・一	△	一四、〇〇〇
一七	一、五五五	六、二二三	四・〇	四・九〇	一、七三四	一五、九四〇	一、五、五二六	一・一	△	一四、〇〇〇
一八	一、〇五五	一〇、三〇六	九・八	三、八五	三、九四九	一七、〇七〇	三、三、六九三	一・一	△	一四、〇〇〇
一九	二、三三三	二、五三三	九・七	九・〇	二、三三三	二六、〇〇〇	三、九、九三六	一・一	△	一四、〇〇〇
二〇	四、九八	三、五九三	七・七	三、四三	一、九五一	一〇、三三八	六、三、六七四	一・一	△	一四、〇〇〇
二一	四、九八	三、五九三	七・七	三、四三	一、九五一	一〇、三三八	六、三、六七四	一・一	△	一四、〇〇〇
二二	三、二二五	二、五三三	九・七	九・〇	二、三三三	二六、〇〇〇	三、九、九三六	一・一	△	一四、〇〇〇
二三	一、〇五五	一〇、三〇六	九・八	三、八五	三、九四九	一七、〇七〇	三、三、六九三	一・一	△	一四、〇〇〇
二四	一、五五五	六、二二三	四・〇	四・九〇	一、七三四	一五、九四〇	一、五、五二六	一・一	△	一四、〇〇〇
二五	一、四〇〇	三、六七〇	六・五	二・六〇	一、一三〇	一〇、六四〇	一、二、二八四	一・一	△	一四、〇〇〇
二六	九、〇〇〇	六、三三三	六・五	二・六〇	一、一三〇	一〇、六四〇	一、二、二八四	一・一	△	一四、〇〇〇
二七	一、七三三	三、三三二	一・三	二・九	四・〇	九、四〇〇	六、四〇七	一・一	△	一四、〇〇〇
二八	一、四〇〇	三、六七〇	一・三	二・七〇	三・七	九、四〇〇	六、四〇七	一・一	△	一四、〇〇〇
二九	一、五五五	六、二二三	四・〇	四・九〇	一、七三四	一五、九四〇	一、五、五二六	一・一	△	一四、〇〇〇
三〇	二、三三三	二、五三三	九・七	九・〇	二、三三三	二六、〇〇〇	三、九、九三六	一・一	△	一四、〇〇〇
三一	四、九八	三、五九三	七・七	三、四三	一、九五一	一〇、三三八	六、三、六七四	一・一	△	一四、〇〇〇
三二	四、九八	三、五九三	七・七	三、四三	一、九五一	一〇、三三八	六、三、六七四	一・一	△	一四、〇〇〇
三三	三、二二五	二、五三三	九・七	九・〇	二、三三三	二六、〇〇〇	三、九、九三六	一・一	△	一四、〇〇〇
三四	一、〇五五	一〇、三〇六	九・八	三、八五	三、九四九	一七、〇七〇	三、三、六九三	一・一	△	一四、〇〇〇
三五	一、五五五	六、二二三	四・〇	四・九〇	一、七三四	一五、九四〇	一、五、五二六	一・一	△	一四、〇〇〇
三六	一、四〇〇	三、六七〇	六・五	二・六〇	一、一三〇	一〇、六四〇	一、二、二八四	一・一	△	一四、〇〇〇
三七	九、〇〇〇	六、三三三	六・五	二・六〇	一、一三〇	一〇、六四〇	一、二、二八四	一・一	△	一四、〇〇〇
三八	一、七三三	三、三三二	一・三	二・九	四・〇	九、四〇〇	六、四〇七	一・一	△	一四、〇〇〇
三九	一、四〇〇	三、六七〇	一・三	二・七〇	三・七	九、四〇〇	六、四〇七	一・一	△	一四、〇〇〇
四〇	一、五五五	六、二二三	四・〇	四・九〇	一、七三四	一五、九四〇	一、五、五二六	一・一	△	一四、〇〇〇
四一	二、三三三	二、五三三	九・七	九・〇	二、三三三	二六、〇〇〇	三、九、九三六	一・一	△	一四、〇〇〇
四二	四、九八	三、五九三	七・七	三、四三	一、九五一	一〇、三三八	六、三、六七四	一・一	△	一四、〇〇〇
四三	四、九八	三、五九三	七・七	三、四三	一、九五一	一〇、三三八	六、三、六七四	一・一	△	一四、〇〇〇
四四	三、二二五	二、五三三	九・七	九・〇	二、三三三	二六、〇〇〇	三、九、九三六	一・一	△	一四、〇〇〇
四五	一、〇五五	一〇、三〇六	九・八	三、八五	三、九四九	一七、〇七〇	三、三、六九三	一・一	△	一四、〇〇〇
四六	一、五五五	六、二二三	四・〇	四・九〇	一、七三四	一五、九四〇	一、五、五二六	一・一	△	一四、〇〇〇
四七	一、四〇〇	三、六七〇	六・五	二・六〇	一、一三〇	一〇、六四〇	一、二、二八四	一・一	△	一四、〇〇〇
四八	九、〇〇〇	六、三三三	六・五	二・六〇	一、一三〇	一〇、六四〇	一、二、二八四	一・一	△	一四、〇〇〇
四九	一、七三三	三、三三二	一・三	二・九	四・〇	九、四〇〇	六、四〇七	一・一	△	一四、〇〇〇
五〇	一、四〇〇	三、六七〇	一・三	二・七〇	三・七	九、四〇〇	六、四〇七	一・一	△	一四、〇〇〇

(三) 六大都市以外の申請状況

年度	開通 豫定数	申請数	開通 豫定数 に對する申 請数の割合 (倍)	對前年度 増減(△) (申請数)	年度	開通 豫定数	申請数	開通 豫定数 に對する申 請数の割合 (倍)	對前年度 増減(△) (申請数)
昭和五	一〇、三九〇	三三、九六六	二・三	一	昭和五	一八、一〇五	七、四九九	四・一	三三、七五
六	五、四九二	八、六七五	一・六	△一四、三六一	六	一〇、〇三二	一九、三三三	一・九	四〇、八〇三
七	一八、六八	三三、〇九二	一・七	三三、四二七	七	三三、七〇〇	三三、八五四	一・〇	一〇、八、六三三
八	一九、四二〇	三八、二四六	二・〇	六、一五四	八	三三、〇〇〇	三三、六六一	一・〇	一〇、九、一〇七
九	一八、二七	五、〇四四	三・一	一七、七九八	九	一四、九六〇	五、三〇〇	三・八	三、八〇、六六一

(備考) 昭和十四年度申請数は從來の電話特別開通規則に依らず特別の省令に依り特別受理を申請したる数とす尙詳細は二七九頁備考参照

五、電話利用状況

イ、内地通話

(一) 市内通話 (発信時数)

年度	加入者相互間	有		加入者	合計	對前年度 増減(△)
		非 料	加 料			
昭和四	二、八八一、二三、六九八	三三、三九一、四七	一、六六六、三三	三四、〇五七、四三〇	二、九五、一八一、三六	一一、九九、四九
五	二、九三、九八、三三六	三三、三九二、二〇	一、九五一、五三七	三四、三三三、七三七	三、〇七、一七二、〇七三	一、八九、〇四〇
六	三、一一、三九、〇三三	三三、五四、〇三五	二、一一一、〇五六	三四、七五五、〇九一	三、一四六、一四、一三三	九七、七三、三六三
七	三、一〇八、四四、三七五	三三、〇七、五〇〇	二、三七〇、五九二	三四、四四、一〇一	三、二四三、八八七、四七六	一、七、七三、三六三
八	三、五四、五六、七三	三四、四九、二〇二	二、五〇〇、三六八	三四、九四九、五七〇	三、六〇一、四八六、三四三	三、七、五九八、六六六



年 度	昭和	加入者相互間		非加入者		合計	對前年度 增減(△)
		有	非	有	非		
九	三、七三、九一〇、一八	三、七〇、八七、八七八	三、一四、九三三	四、〇二、一八四二	三、八三四、一三、八五九	三三三、七〇七、五七七	三〇四、八六四、四九九
一〇	三、九八四、三六六、九六八	四、〇〇、五三〇、三六六	四、二七二、一三四	四、四、七九一、三九〇	四、〇三九、〇五八、三五八	三〇四、八六四、四九九	二〇四、八六四、四九九
一一	四、四二二、七五五、三五九	四、五、六八八、八六六	五、七五〇、三三四	五、一四三、九一〇〇	四、四六四、二四、三五九	四、四六四、二四、三五九	四、四六四、二四、三五九
一二	四、六七九、三三一、九三六	五、〇、四四九、八五五	九、四〇三、八八七	五、九八五、三、七四三	四、七三九、一七四、六七八	四、七三九、一七四、六七八	二七四、九六〇、三二九
一三	四、九〇五、五三二、六五〇	五、九、六八八、一三三	一二、一五四、九三三	七、一八四三、一〇五	四、九七七、三七五、七五五	四、九七七、三七五、七五五	三三八、二〇一、〇七七

(二) 市外通話 (發信時數)

年 度	昭和	加入者		非加入者		合計	對前年度 增減(△)
		有	非	有	非		
四	一三五、四九九、三四六	一三、八七四、三二八	一四九、三三三、五六四	六、三〇〇、九九六	一五五、六一四、五六〇	一一、五五四、二九八	一一、五五四、二九八
五	一四九、九七一、三五二	一四、四二一、六五六	一六〇、三八三、〇〇七	六、七八五、八五一	一六七、一六八、八五八	一一、六〇四、七五二	一一、六〇四、七五二
六	一五七、六二七、六三三	一五、三〇九、五三三	一七三、九三三、一七四	七、〇九六、四三三	一八〇、〇三三、六九一	一二、六〇四、七五二	一二、六〇四、七五二
七	一六七、五三二、一七一	一五、九〇八、八五六	一八三、四七一、〇二七	七、一六四、三四一	一九〇、六三三、三三八	一〇、六〇一、七五九	一〇、六〇一、七五九
八	一八六、三六六、八三五	一七、五九八、三三六	二〇三、九四三、〇七二	七、六五九、四六九	二一一、六〇四、五〇〇	二〇、六九九、一七三	二〇、六九九、一七三
九	二〇八、一三六、八二六	一九、三三五、六三三	二二七、五三二、四二一	九、二八七、〇七三	二三六、七八九、五四四	二五、一八四、九七四	二五、一八四、九七四
一〇	二三八、六八一、五三二	二二、九二七、四三三	二六〇、五九八、九三四	一三、一九〇、九九九	二七三、七八九、八三三	二七、〇〇〇、三四九	二七、〇〇〇、三四九
一一	二六五、九七七、八六八	二五、八三六、三七七	二九一、八四四、三三八	一五、九一九、三〇二	三〇七、七三三、四三九	三三、九四三、五七六	三三、九四三、五七六
一二	二九一、四三八、九三七	三〇、五〇三、九〇〇	三三一、九三三、八五七	二〇、六五七、三七五	三三二、五九〇、三三三	三四、八五六、七九三	三四、八五六、七九三
一三	三〇六、六三三、五九三	三一、五八三、三五四	三三八、二〇六、九四六	二二、五八三、四三三	三六一、七九〇、三六九	三六、二〇〇、一七七	三六、二〇〇、一七七

(備考) 外地、日滿、日華國際通話(但し昭和十三年度は國際通話を含まず)を含む

口、外地通話 (時數)

年 度	昭和	發信		著信		合計	對前年度 增減(△)
		至急	普通	至急	普通		
七	四七〇	二、七〇七	三、一七七	八三三	三、三〇二	一、三三三	五、九〇八
八	一一、二一〇	三〇、五三三	四、一七四	一〇、三三九	二九、三三七	二、三九九	八、二一八
九	二二、三六一	三四、八〇三	五、一三三	一八、五四九	三三、二八〇	三、九一〇	一〇、八九三
一〇	二七、三六七	四一、〇七三	六、八四九	一九、九三三	四〇、三九五	四、七三三	一〇、八九三
一一	四〇、〇三六	三八、四九三	七、八五八	三五、二七一	四六、一〇九	七、五二九	一五、七〇〇
一二	四四、〇〇六	四六、七五五	九、〇七六	三七、二九三	四九、四〇三	八、一三九	一七、四一三
一三	六〇、三九七	八四、九六三	一四、五三六	五、三三三	八〇、七五八	一一、七六〇	二〇、九九三

年 度	昭和	發信		著信		合計	對前年度 增減(△)
		至急	普通	至急	普通		
九	一、九五二	七、七五八	九、七〇九	二、一〇一	六、〇一五	四、〇五三	一三、七三三
一〇	四、六三三	一〇、六三三	一五、二六四	三、八三三	九、六三八	八、四四五	二〇、三七〇
一一	六、三七九	九、二七七	一五、六五六	六、六七六	八、三三四	一三、〇五五	一七、六〇一
一二	七、〇三六	六、一七〇	一三、一九六	七、八七七	五、九八四	一四、八三三	二〇、六五六
一三	八、八三六	六、九四三	一五、七六九	七、三三九	六、六八四	一六、一九五	二六、九八七

年 度	昭和	發信		著信		合計	對前年度 增減(△)
		至急	普通	至急	普通		
九	一、九五二	七、七五八	九、七〇九	二、一〇一	六、〇一五	四、〇五三	一三、七三三
一〇	四、六三三	一〇、六三三	一五、二六四	三、八三三	九、六三八	八、四四五	二〇、三七〇
一一	六、三七九	九、二七七	一五、六五六	六、六七六	八、三三四	一三、〇五五	一七、六〇一
一二	七、〇三六	六、一七〇	一三、一九六	七、八七七	五、九八四	一四、八三三	二〇、六五六
一三	八、八三六	六、九四三	一五、七六九	七、三三九	六、六八四	一六、一九五	二六、九八七



年 度	發 信			著 信			合 計			對前年度 增減(△)
	至急	普通	計	至急	普通	計	至急	普通	計	
昭和 一	二,七〇九	二四,四〇八	二七,一七七	一,七八四	三,四二八	三,三〇二	四,四九三	五,八三六	六〇,三三九	一七,九三四
昭和 二	五,四一三	二九,八九六	三五,三〇九	四,二七五	三八,七五〇	四三,〇二五	九,六八八	六六,六四六	七九,三三四	一八,〇二五
昭和 三	六,〇四三	三九,〇七六	四五,一一九	五,三八九	五,七五六	一一,一四五	九〇,八三四	一〇三,二六六	一〇三,二六六	三三,九三三

八、日滿通話(時數)

(備考) 開始年月日 內鮮通話(昭和八、一、一五)、內臺通話(昭和九、六、二〇)、內樺通話(昭和九、一、二、一、二)

年 度	發 信			著 信			合 計			對前年度 增減(△)
	至急	普通	計	至急	普通	計	至急	普通	計	
昭和 一	一,八三三	六,四九九	七,九六三	一,四八四	五,六〇七	七,〇九一	三,三九七	一一,七五六	一五,〇五三	一六,六四九
昭和 二	六,四五〇	一〇,七四八	一七,一九八	四,七六六	九,七三八	一四,五〇四	一一,二二六	二〇,四八六	三三,七〇三	一六,六四九
昭和 三	八,〇九五	九,五七〇	一七,六六五	六,七四三	一〇,一六三	一六,九〇四	一四,八三七	一九,七三三	三三,五六九	二,八六七
昭和 四	一四,九三三	一四,〇九二	二九,〇二五	一四,八四四	一六,〇八七	三〇,九三二	二九,七六七	三〇,一七九	五九,九四六	二五,三七七
昭和 五	一七,五〇五	二二,三六三	三八,八六八	一六,九〇三	二六,二六三	四三,一六六	三四,四〇七	四七,六三五	八二,〇三三	三三,〇八六

二、國際通話

(一) 總 括

(備考) 開始年月日 昭和九年八月二日

年 度	通 話 時 分			對前年度 增減(△)
	發 信	著 信	計	
昭和 一	一,〇一一	五五	一,〇六六	一,〇三三
昭和 二	二,四〇六	一,七七〇	四,一七六	二,六〇四
昭和 三	二,六三〇	一,七六六	四,三九六	二,二〇〇
昭和 四	一,六三三	一,〇五六	二,七八九	一,一六八

年 度	通 話 時 分			對前年度 增減(△)
	發 信	著 信	計	
昭和 一	二二五	一三四	三四九	一,一六九
昭和 二	一,〇一一	五五	一,〇六六	六,一三八
昭和 三	二,四〇六	一,七七〇	四,一七六	四,八八七
昭和 四	二,六三〇	一,七六六	四,三九六	二,五四六
昭和 五	一,六三三	一,〇五六	二,七八九	一,三三七
昭和 六	二,〇一一	一,〇六六	三,〇七七	三〇,九三四
昭和 七	二,四〇六	一,七六六	四,一七六	四,六五七
昭和 八	二,六三〇	一,七六六	四,三九六	一〇,一九七

(備考) 日支間通話は昭和十二年八月以來不通となり翌十三年十月再開始と共に國際通話より分離、日華通話となる

(二) 經過線路別通話

年 度	A、通 話 時 分										計	
	比律賓	關 嶺	米 國	英 國	獨 逸	支 那	佛 領 印 度	泰 國	亞 爾 然 丁	布 哇		伊 太 利
昭和 一	一一二	一〇三	一〇八	一七	一一	二九	一	一	一	一	一	三四九
昭和 二	三四九	二五七	三四三	一八九	二六	二九	一	一	一	一	一	一,七三三
昭和 三	三三三	三三九	六四	一一二	三七四	二,三四七	三	一	一	一	一	四,一七六
昭和 四	五〇四	三三七	八五四	五九	三九七	一,五五九	三〇	一	一	一	一	四,三六六
昭和 五	四九八	二五	八三八	二九二	五二	一	一八六	一	一	一	一	四,三六六
昭和 六	二,二五	二五	二九二	五二	一	一	一八六	一	一	一	一	二,七三八
昭和 七	二,二五	二五	二九二	五二	一	一	一八六	一	一	一	一	二,七三八
昭和 八	二,二五	二五	二九二	五二	一	一	一八六	一	一	一	一	二,七三八
昭和 九	二,二五	二五	二九二	五二	一	一	一八六	一	一	一	一	二,七三八
昭和 一〇	二,二五	二五	二九二	五二	一	一	一八六	一	一	一	一	二,七三八
昭和 一一	二,二五	二五	二九二	五二	一	一	一八六	一	一	一	一	二,七三八
昭和 一二	二,二五	二五	二九二	五二	一	一	一八六	一	一	一	一	二,七三八
昭和 一三	二,二五	二五	二九二	五二	一	一	一八六	一	一	一	一	二,七三八

B、通 話 時 分

年 度	B、通 話 時 分										計	
	比律賓	關 嶺	米 國	英 國	獨 逸	支 那	佛 領 印 度	泰 國	亞 爾 然 丁	布 哇		伊 太 利
昭和 一	五九七	九〇	六四三	九〇	七	一,〇三三	一	一	一	一	一	二,三三〇
昭和 二	二,二五	二,二五	二,五七	一,四三六	一,七三三	一,〇三三	一	一	一	一	一	一〇,九九五
昭和 三	二,二五	二,二五	二,五七	一,四三六	一,七三三	一,〇三三	一	一	一	一	一	一〇,九九五
昭和 四	二,二五	二,二五	二,五七	一,四三六	一,七三三	一,〇三三	一	一	一	一	一	一〇,九九五
昭和 五	二,二五	二,二五	二,五七	一,四三六	一,七三三	一,〇三三	一	一	一	一	一	一〇,九九五
昭和 六	二,二五	二,二五	二,五七	一,四三六	一,七三三	一,〇三三	一	一	一	一	一	一〇,九九五
昭和 七	二,二五	二,二五	二,五七	一,四三六	一,七三三	一,〇三三	一	一	一	一	一	一〇,九九五
昭和 八	二,二五	二,二五	二,五七	一,四三六	一,七三三	一,〇三三	一	一	一	一	一	一〇,九九五
昭和 九	二,二五	二,二五	二,五七	一,四三六	一,七三三	一,〇三三	一	一	一	一	一	一〇,九九五
昭和 一〇	二,二五	二,二五	二,五七	一,四三六	一,七三三	一,〇三三	一	一	一	一	一	一〇,九九五
昭和 一一	二,二五	二,二五	二,五七	一,四三六	一,七三三	一,〇三三	一	一	一	一	一	一〇,九九五
昭和 一二	二,二五	二,二五	二,五七	一,四三六	一,七三三	一,〇三三	一	一	一	一	一	一〇,九九五
昭和 一三	二,二五	二,二五	二,五七	一,四三六	一,七三三	一,〇三三	一	一	一	一	一	一〇,九九五



(備考) 一、國際通話開始年月日

對比	律賓	昭和九年九月二十七日	對泰	國	昭和十二年三月十一日
對蘭	領印度	同 九年十月二十六日	對亞	爾然	同 十二年四月十日
對米	國	同 九年十二月九日	對布	哇	同 十三年三月二十六日
對英	國	同 十年三月十三日	對智	利	同 十三年六月二十一日
對獨	逸	同 十年三月十三日	對伊	太	同 十三年十月七日
對支	那	同 十一年二月十五日	國際船舶(鎌倉丸)	利	同 十一年十月三十日
對佛領印度支那	同	同 十一年五月一日	同 (靖國丸)	同	同 十二年八月十五日

六、電話收入狀況(調定額)

イ、科目別收入

年 度	資本勘定	業 務 勘 定		合 計	(業務勘定) 對前年度 增減(△)
		切手收入	電話收入		
昭和四	一五、六八、六〇九	三、八六八、七四四	九四、〇三八、六三二	一二三、五五五、九八五	四、一五六、八七五
五	一〇、六七四、五五五	三、八八五、四〇六	九八、一八〇、八四四	一二三、〇六六、三〇〇	四、一五六、八七五
六	四、八八三、八四七	四、〇三一、三九三	一〇三、三四三、六二二	一〇六、三六四、〇二四	四、二九七、七九四
七	一〇、三三六、六五三	三、九三六、〇四〇	一〇七、一〇七、〇〇三	一一一、〇三三、三四三	四、六六九、三三九
八	一〇、四〇〇、三九六	四、一三五、〇五六	一一五、一七一、一九五	一二九、三〇六、二五二	八、二七三、九〇八

口、業務勘定内譯

年 度	市内通話料	市外通話料	名義變更料	電話機移轉料	合 計
昭和九	一〇、五五三、七三〇	四、四四四、四五四	一三三、六八八、七九九	一三八、六六五、九六三	八、八〇六、九八三
〇	一三、〇五一、五九九	四、六七二、九三九	一三三、七七七、四九三	一五二、五〇一、九九〇	一〇、三三七、一八八
一	一三、三七七、七四八	五、三〇三、四四四	一四一、二二、七九三	一六三、七九一、九八五	一一、九六三、八六六
二	一七、一五六、五三三	五、八六一、四五〇	一五七、九七八、五三三	一八〇、九六六、五四五	一三、四三三、七四五
三	八、六三三、六三二	六、四二一、七六九	一六四、二八七、一五六	一七九、〇五二、五七七	六、五八八、九四三

(一) 切手收入

年 度	市内通話料	市外通話料	名義變更料	電話機移轉料	合 計
昭和四	一四九、三五〇	一、二七、六六七	五二五、五五六	二、〇三六、一六一	三、八六八、七四四
五	一四九、四〇三	一、一六八、〇七四	五四〇、九九九	二、〇三六、九三一	三、八八五、四〇六
六	一五二、一一〇	一、一八九、二四八	五三三、〇五五	二、一四四、八〇〇	四、〇三一、三九三
七	一三六、九〇一	一、〇七〇、三三三	五二二、四九一	二、二〇六、三三三	三、九三六、〇四〇
八	一五三、八三五	一、一九四、八三五	五四七、八七六	二、三三九、五〇〇	四、一三五、〇五六
九	一六三、二一七	一、三二七、四八八	六二五、一五六	二、三九九、六六一	四、四三四、四五四
〇	一七〇、七八八	一、三三五、二八三	六七七、七五五	二、五〇九、〇八三	四、六七三、九三九
一	二〇一、九四三	一、五八八、八五三	七六三、四三八	二、七九三、三二一	五、三〇三、四四四
二	二四六、九三七	一九三、四八六	八五二、七〇〇	三、八三七、九〇七	五、八六六、四五〇
三	二八八、〇七〇	二、四九、五三七	八七七、九〇一	二、八三六、二七一	六、一四一、七六九

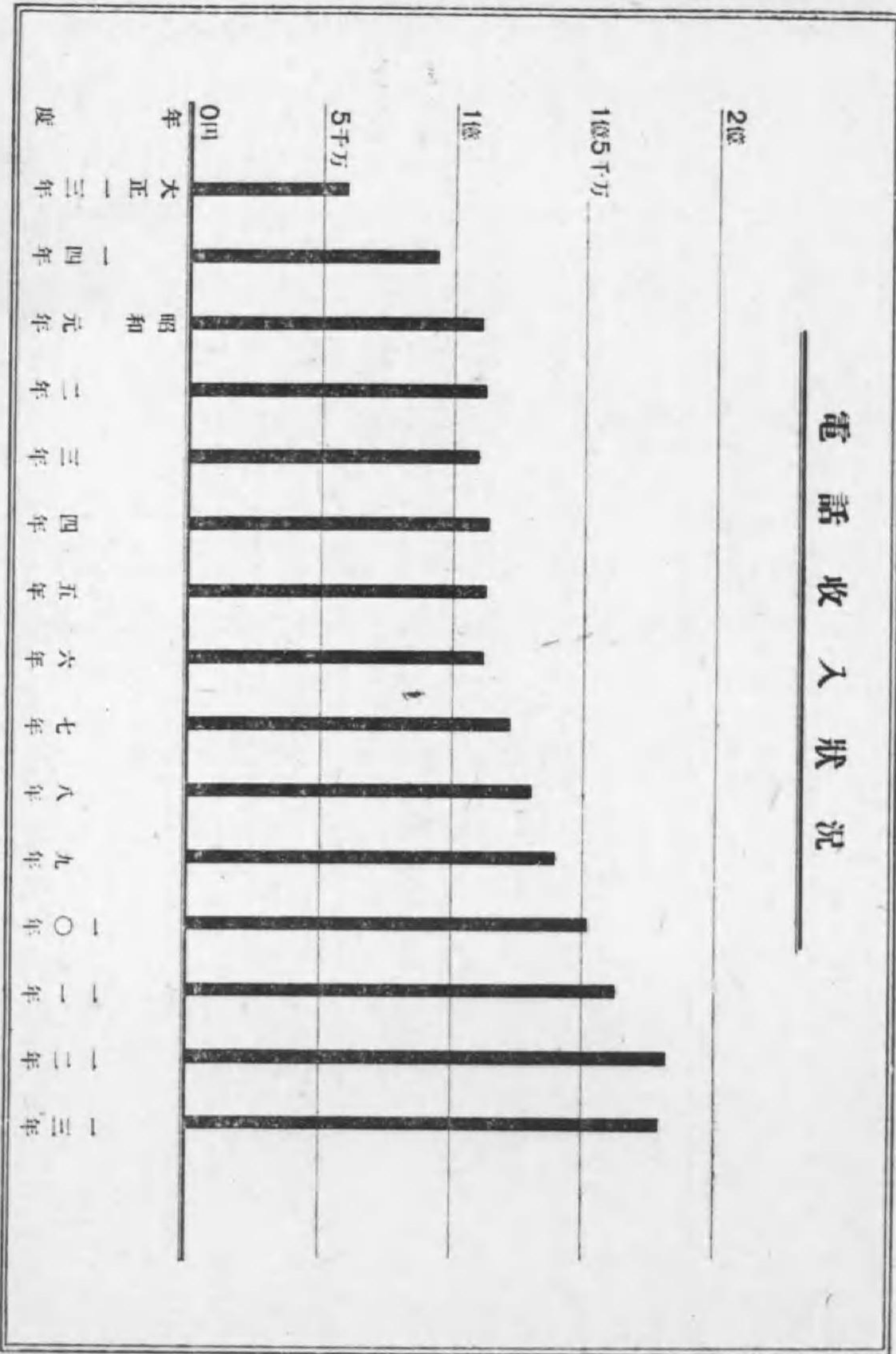
(二) 電話收入



年 度	市内電話料	市外電話料	外國電話料	専用電話料	公衆電話料	其 他	合 計
昭和四	六〇、九八、五五 <sup>円</sup>	二九、三八七、二九〇 <sup>円</sup>		六五、六八三 <sup>円</sup>	一、九四、六六七 <sup>円</sup>	一、二六、四五六 <sup>円</sup>	九四、〇三八、五二 <sup>円</sup>
五	六三、七〇、一九三	三〇、六七、一一〇		六四、二四八	一、九八三、三四〇	一、五六、〇三三	九八、一八〇、八二四
六	六五、五六、三三二	三三、七六八、五三三		八八二、一六六	二、〇四〇、八九九	一、三四、七九三	一〇三、三四三、六三二
七	六七、二七、一八三	三五、四〇八、一六六		一、〇五、八三二	二、一〇六、八三九	一、三九、二八四	一〇七、〇七、三〇三
八	七〇、八四、九九六	三九、五七七、六三八		一、二九三、七九四	二、二五八、三八五	一、三九、三九三	一一五、二七一、一九五
九	七三、九一、八〇八	四四、三七八、一〇五	七、〇八九	一、六四、四二七	二、四七五、八六六	一、三五、四九四	一二三、六六七、七九九
一〇	七七、八三、八三五	四九、五九六、八八二	三三、九六七	一、八九三、八三九	二、七八三、六四六	一、三五、五五四	一三三、七七、四九三
一一	八三、四八、八九六	五五、七四〇、三三三	四〇五、三五〇	二、〇四〇、三四八	三、一〇三、六九〇	一、三四、三五七	一四四、一一、七九三
一二	八七、四三、四五〇	六三、六一五、四四四	五九〇、五四四	二、三四八、八八六	三、四一四、四三三	一、五八八、三〇六	一五七、九七八、五三三
一三	八九、六九、一七〇	六六、四九四、七〇七	六八四、七七三	二、六六、三九九	三、八〇〇、二七八	九八九、九三〇	一六四、三六七、一五六

圖表 十六

電話收入状況



(一三三、三三八頁参照)



昭和 年度	放送 局數	空中線電力 「キロワット」	摘 要
四	七	七	名古屋一〇キロに變更
五	三	五	金澤(三キロ)及岡山、福岡、長野、静岡(各〇・五キロ)新設
六	八	八・三	小倉(一キロ)及函館、新潟、高知、松江(各〇・五キロ)秋田(〇・三キロ)新設、東京第二装置(一〇キロ)増設
七	九	八・六	京都(〇・三キロ)新設
八	五	二・三	前橋、濱松、徳島、長崎(各〇・五キロ)福井、旭川(各〇・三キロ)新設、大阪及名古屋第二装置(各一〇キロ)増設
九	五	二・三	同
一〇	七	二・三	鹿兒島、富山(各〇・五キロ)新設
一一	三	二・三・七	帯廣、山形、鳥取(各〇・五キロ)新設
一二	三	二・四・八	宮崎、甲府(各〇・五キロ)弘前、釧路(各假〇・〇五キロ)新設 東京(假一五キロ)に變更

### 3. 放送無線電話

#### 一、放送局施設状況

各年度末現在



昭和 一三	年度	局放 數送	「空中線電力」 「キロワット」	摘	要
		三	三九五、六	弘前（〇・三キロ）釧路（〇・一キロ）本放送開始 松本（〇・五キロ）及盛岡（〇・五キロ）新設 前橋（〇・五キロ）廢止 （東京假一五〇キロ二重放送開始）	

二、聽取無線電話施設狀況

イ、聽取者

昭和 一三	年度	聽取者數	前年に比し増加數	增加割合	參考
一三	度	六四七、四五人	八五、〇六六	一・五二	七
一二	〇	七〇、二四	一三、〇六九	一・九〇	三
一一	九	一、〇五四、七三	二八四、五七八	三・六九	一八
一〇	八	一、四二六、〇七八	三六一、二八六	三・四三	一九
九	七	一、七二一、三〇	三九六、〇四三	二・〇九	二五
八	六	一、九七六、二六九	二六四、一四九	一・三四	二五
七	五	二、四一八、七四八	四四三、四七九	二・三四	二七
六	四	二、九〇〇、一四	四八一、四四六	一・九九	三〇
五	三	三、五七八、〇〇〇	六七七、八〇六	二・三四	三五

三、放送無線電話收入狀況（調定額）

昭和 一三	年度	切手 （放送無線電話） （聽取許可料）	電 （放送無線電話） （放送特許料）	計	對前 年 增減 （△） 減（△）
一三	度	二四四、一六四 <sup>四</sup>	一三九、七四八 <sup>四</sup>	三八三、九二二 <sup>四</sup>	五五、六四一 <sup>四</sup>
一二	〇	二八九、七三九	一四九、八一四	四三九、五五三	一七三、六九四 <sup>四</sup>
一一	九	四三二、三〇〇	一六〇、九四七	六三三、二四七	一五四、六〇六 <sup>四</sup>
一〇	八	五二四、四八五	二五三、三六八	七六七、八五三	

（備考）

- 一、大正十四年三月東京放送局試驗放送、同年七月本放送を開始す
- 二、昭和七年四月聽取料一圓を七十五錢に値下す
- 三、昭和十年四月聽取料七十五錢を五十錢に値下す

ロ、聽取受信機種別割合

昭和 一三	年度	鍍石式	真空管式	年 度	鍍石式	真空管式
一三	度	九三二、七五三 <sup>四</sup>	九八、八三五 <sup>四</sup>	昭和 一三	三	九
一二	〇	九二七、五三三 <sup>四</sup>	九八、八三五 <sup>四</sup>	一二	四	八
一一	九	九二七、五三三 <sup>四</sup>	九八、八三五 <sup>四</sup>	一一	五	六
一〇	八	九二七、五三三 <sup>四</sup>	九八、八三五 <sup>四</sup>	一〇	六	五
九	七	九二七、五三三 <sup>四</sup>	九八、八三五 <sup>四</sup>	九	七	四
八	六	九二七、五三三 <sup>四</sup>	九八、八三五 <sup>四</sup>	八	八	三
七	五	九二七、五三三 <sup>四</sup>	九八、八三五 <sup>四</sup>	七	九	二
六	四	九二七、五三三 <sup>四</sup>	九八、八三五 <sup>四</sup>	六	八	一
五	三	九二七、五三三 <sup>四</sup>	九八、八三五 <sup>四</sup>	五	七	〇
四	二	九二七、五三三 <sup>四</sup>	九八、八三五 <sup>四</sup>	四	六	〇
三	一	九二七、五三三 <sup>四</sup>	九八、八三五 <sup>四</sup>	三	五	〇

一三

四、二五、七六

五八、七六

一六二

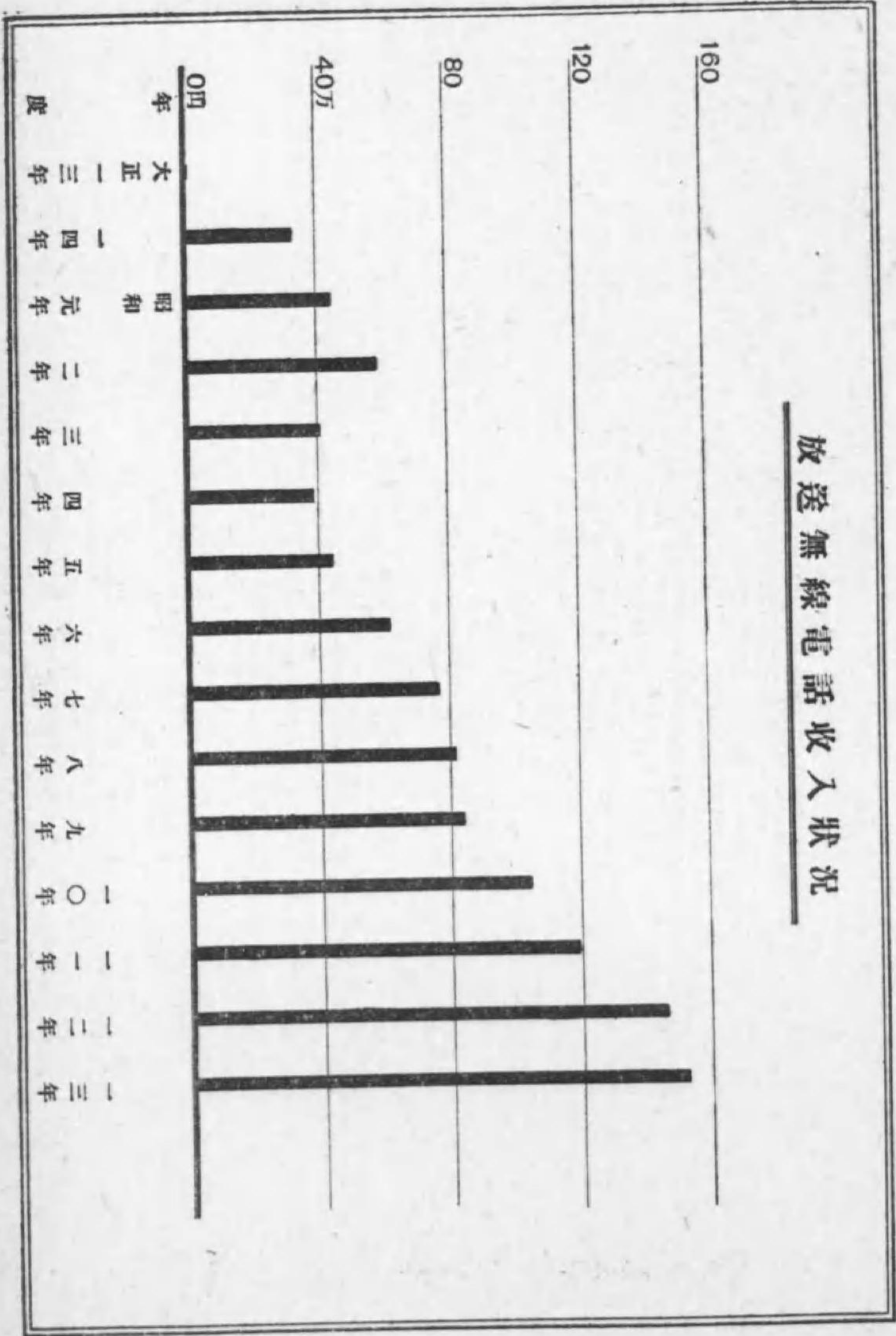
〃

三五



年	度	切 (放 手 送 無 線 電 話) 收 入 料	電 (放 送 特 許 料) 收 入	計	增 對 前 年 減 (△)
八	一九〇八	四八五、〇三六	三三六、五二五	八二一、五六一	四三、六八〇
九	一九〇九	四九五、五六〇	三四三、六三五	八三八、一八五	三六、六四〇
一〇	一九一〇	六四〇、一七三	三九五、四四六	一、〇三五、六一九	一七、四四〇
一一	一九一一	七〇六、七九六	四八三、九七七	一、一九〇、七三三	一五、一五四
一二	一九一二	八八五、〇四二	五六〇、三九九	一、四四五、四四一	二七四、六六六
一三	一九一三	八七、四五五	六九八、八七七	一、五五六、三三三	六〇、八九三

圖表十七



(一六〇三四頁參照)



外  
國  
統  
計

(西  
一  
九  
三  
七  
年  
度)



國 別	官營、民營別	局 所 數	面 積	一 局 所 當 平 均 人 口	一 局 當 人 口 に 依 る 普 及 順 位
亞 細 亞 (内地のみ)	官	一〇、五八	三六・二	六、七三	一七
日 本	官	九、四〇	三九六・八	三三、四七	二八
支 那	官	三、七六	一七・八	三、四三〇	二
英 領 印 度	官	三、三九	七・四	一、〇七四	五
英 領 吉 巴	官	四、五〇	六七・七	一、三三	六
獨 逸	官	一、八六	二八・五	三、九五七	一四
佛 蘭 德	官	一、六五	一八・一	四、九六三	一六
伊 太 利 亞	官	二、三九	一四・七	三、八五九	三
蘇 聯	官	四、〇六	二〇・六	一、五四八	七
白 俄 國	官				
瑞 士	官				

イ、有線電信局所

一、電信局所普及状況

一九三七年度末現在

1. 電 信



國 別	陸 上 局		移 動 局		其 他	合 計	順 位
	海 岸 局	航 空 局	船 舶 局	航 空 機 局			
亞 細 亞	1	2	1	2	1	1	1
日 本	1	2	1	2	1	1	1
支 那	1	2	1	2	1	1	1
英 領 印 度	1	2	1	2	1	1	1
歐 羅 巴	1	2	1	2	1	1	1
獨 立 國	1	2	1	2	1	1	1
佛 國	1	2	1	2	1	1	1
伊 太 利 亞	1	2	1	2	1	1	1
ソ 聯	1	2	1	2	1	1	1
白 俄 國	1	2	1	2	1	1	1
和 國	1	2	1	2	1	1	1
瑞 士	1	2	1	2	1	1	1
諾 威	1	2	1	2	1	1	1
丹 麥	1	2	1	2	1	1	1
瑞 典	1	2	1	2	1	1	1
西 德	1	2	1	2	1	1	1

口、無線電信局所

(備考) 一、局所數及面積、人口は國際電氣通信聯合事務局發行の一九三七年萬國電信統計に依る  
 二、官營、民營の區別は亞米利加電話電信會社發行の一九三七年世界電話電信統計に依る  
 三、普及順位は本表に掲載せるものみにつき便宜設けたるものとす

一九三七年度末現在

國 別	官 營 別	局 所 數	一 局 所 當 平 均		一 局 當 人 口 に 依 る 普 及 順 位
			面 積	人 口	
新 西 蘭	官	2,006	82.6	784	3
太 平 洋 洲 邦	官	9,345	84.4	736	1
智 利	官	1	1	1	1
亞 細 亞 洲 邦	官	4,281	65.4	2,809	9
南 美 利 加 洲	官	1,938	1,034	9,883	20
メ キ シ コ	民	1	1	1	1
加 拿 大	民	27,945	280.8	4,623	15
ア メ リ カ 合 衆 國	民	86	39.2	19,492	2
北 米 利 加 洲	官	3,775	33.8	2,670	8
埃 及 邦	官	56	73.2	7,380	18
南 亞 洲 邦	官	2,832	33.0	3,080	10
亞 佛 利 加 洲	官	888	107.7	7,687	19
芬 蘭	官	3,875	107.7	1,074	4
洪 牙 利	官	1,039	42.7	3,653	13
葡 萄 牙	官	4,059	79.5	713	1
瑞 士	官	1	1	1	1
丹 麥	官	1	1	1	1
西 德	官	1	1	1	1



國 別	電 信 線 延 長	世界總數に對する百分率	電 百 平 方 千 當	電 人 口 百 人 當	人 口 當 に 依 る 普 及 順 位
亞 細 亞	三六、五〇	三・四	九	〇・五	三
日 本	二〇九、二一一	一・九〇	一七	〇・三	三
支 那	六八二、三五〇	六・一九	一	〇・三	三
英 領 印 度	四〇三、九三七	三・六六	一	〇・三	三
英 領 其 他	一、六七三、〇七八	一五・二六	一	〇・三	三
歐 羅 巴	三九一、〇六四	三・五四	一	〇・六	三
獨 逸	二九三、八九五	二・六五	一	〇・四	三
佛 蘭 德	五三三、三七二	四・六五	一	〇・四	三
伊 太 利	四四四、一七一	四・〇三	一	〇・三	三
蘇 聯	九六五、五九九	八・七五	一	〇・六	三
白 俄 國	五、三三六	〇・五一	一	〇・二	三
和 國	一六、〇九三	〇・一五	一	〇・二	三
瑞 士	二七、三五八	〇・二五	一	〇・四	三
瑞 典	三五、四四五	〇・三三	一	〇・四	三
丁 蘭	一四、四八四	〇・一八	一	〇・三	三
西 牙 利	一九、三三三	〇・二三	一	〇・三	三
葡 萄 牙	一四、八三八	〇・一八	一	〇・三	三
西 班 牙	三三、五三〇	〇・三〇	一	〇・三	三
芬 蘭	七四、〇二八	〇・六七	一	〇・八	三
芬 蘭	三五、四四五	〇・三三	一	〇・三	三

國 別	局 計		移 動 局 計		其 他 合 計 順 位
	海 岸 局	航 空 局	船 舶 局	航 空 機 局	
西 班 牙	六	六	一	一	一
葡 萄 牙	三	三	一	一	一
芬 蘭	六	六	一	一	一
亞 利 加 那 州	三	三	一	一	一
南 阿 聯 邦	一	一	一	一	一
埃 及 及 邦	四	三	一	一	一
北 美 利 加 洲	三	三	一	一	一
阿 美 利 加 合 衆 國	三	三	一	一	一
加 拿 大	一	一	一	一	一
南 美 利 加 洲	一	一	一	一	一
太 平 洋 洲	一	一	一	一	一
濠 洲 邦	七	八	一	一	一
ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド	一	一	一	一	一

(備考) 一、局所数は國際電氣通信聯合事務局發行の一九三七年萬國無線通信統計に依る  
 二、普及順位は本表に掲載せるものみにつき便宜設けたるものとす

二、電信線普及狀況

一九三七年度末現在



國 別	電信線延長	世界總數に對する百分率	電平方秆當	人口百人當	人口當に依る普及順位
其の他	五九七、八六三	五・四三%	一	一	一
亞弗利加洲	三、六五〇、七三二	三三・〇八	一	〇・四九	一
南阿聯	四九、八八九	〇・四五	一	〇・三六	一
埃及	五七、九三五	〇・五三	一	〇・三六	一
其の他	二四一、三九七	二・一九	一	一	一
北阿米利加洲	三四九、三二二	三・二六	一	二・九〇	一
北阿米利加洲	三、七三三、六一一	三三・八三	四	二・九〇	一
アメリカ合衆國	五八四、一八二	五・二九	一	〇・八四	一
加奈陀	一六〇、九三一	一・四六	一	一	一
メキシコ	九〇、一三三	〇・八三	一	一	一
其の他	四、五八八、八四五	四・四〇	一	一	一
南亞米利加洲	二七、四九〇	二・三三	一	二・二四	一
亞爾然丁	一七、〇三五	一・六一	一	一	一
ブラジル	四八、三七九	〇・四四	一	一	一
智利	一〇〇、五八三	〇・九二	一	一	一
其の他	五八三、三七七	五・二九	一	一	一
太平洋洲					

國 別	内國電報	外 國			合 計	人口十人當に依る順位
		發 信	著 信	中 繼 信		
亞細亞洲	七三、六六四、三五二	一、二二一、一九六	一、二八、八三六	四、五四三	七四、九九八、八三五	一〇・三七
日本						
(内地のみ)						
支那						
英領印度	一三、八三五、五三六	一、一八八、七五六	一、二八三、八六〇	二、三三、九九六	一六、五三二、二四八	〇・四七
英領巴那						
歐羅巴洲						
英吉利	四九、三六、〇〇〇	九、三九一、六〇四	八、四四四、〇七〇	四、〇六三、五八七	二二、八九九、三六一	二

三、電報利用狀況

一九三七年度

(備考)

- 一、電信線秆程及世界總數に對する百分率は亞米利加電話電信會社發行の一九三七年世界電話電信統計に依る(但し秆程は哩程のものを一哩を一、六〇九三一四九秆の割合にて換算せるものとす)
- 二、人口及面積は有線電信局所の備考欄に同じ(頁)
- 三、普及順位は本表に掲載せるものよみにつき便宜設けたるものとす

世界總計	其の他	新西蘭	澳洲	太平洋
11,055,041	210,810	6,477	170,587	583,377
100.00	1.91	0.06	1.54	5.29



國 別	内國電報	外 國			合 計	人口十人當 發行人當 新報に依る 順位
		發 信	著 信	中 繼 信		
獨逸	一三、八三四、〇〇〇	三、〇四九、〇〇〇	三、三六八、〇〇〇	八七七、〇〇〇	二一、二八〇、〇〇〇	二・四八
佛蘭西	二七、二七、三三七	三、七四八、〇六七	三、八七四、一六二	九八二、八三一	三五、七三三、二八六	六・二八
伊太利	三、七八二、四〇〇	一、五四八、六五九	一、六六七、六六一	一一七、三六五	二七、〇六六、〇八五	五・八九
ソ連邦					六、四四六、三一九	五・四七
白蘭義	三、三三二、五七三	一、二五〇、七七八	一、三三一、九三五	五三三、〇九三	六、四四六、三一九	五・四七
和蘭	一、四四一、五六一	一、八八五、〇七〇	一、九七九、九三三	一九八、一四三	五、五〇三、七六六	三・八五
瑞典	二、七八三、一六八	九四六、一五六	九九五、四六四	六六三、六三三	五、三八七、四三〇	五・九三
挪威	二、五五一、一八〇	七六一、〇八九	八八八、〇八九	二〇、三五六	四、三三〇、五九四	一・四四
丁抹威	九四八、〇〇〇	七三三、〇〇〇	八三三、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	三、一九八、〇〇〇	四・四一
瑞西	五五五、四七八	一、二二一、六七五	一、一七七、四八八	二八一、五五五	三、〇九六、一六六	三・九三
西班牙					二、七三三、三五	三・六〇
葡牙	二、一六〇、三三三	二九四、〇九九	三二七、八九三		二、六三三、〇〇〇	二・四四
洪牙利	一、七四八、九三三	二八三、七二八	三八〇、〇六九	一一三、三六一	一、二九三、五九一	一・六七
芬蘭	三二八、一四九	二二七、〇八〇	三四三、四三〇	三四九、九三三	七、八一、七九九	六・七二
亞弗利加洲					二、三八四、三〇三	一・三三
南阿聯邦	六、三三八、〇八九	四三三、九九五	四一九、七三五	一五〇、八四五	七、八一、七九九	六・七二
埃及	一、七八六、三九九	一六三、七六九	一八三、二八九		二、三八四、三〇三	一・三三
北亞米利加洲	二〇六、五七九、三四				三三三、一四〇、八〇五	一・九七
合衆國						
カナダ						

メキシコ	一四、四七七、〇三七	三三〇、三八四	三〇一、八三六	四九二	五六二、七〇三	一五、〇三九、七三九	七・六九
南亞米利加洲							
アルゼンチン	九、〇九四、四八八	七二二、八八三	六二四、四四五	一六七、六四〇	一、四九四、九六八	一〇、五六九、四六六	八・二六
ブラジル							
智利							
太平洋							
濠洲聯邦	一六、二六八、四一六						
ニュージランド	五、二一〇、一七〇	三四七、六二七	三二七、〇一一		六七四、六四八	五、七九四、八八八	六・八四

(備考)

- 一、國際電氣通信聯合事務局發行の一九三七年萬國電信統計に依る
- 二、普及順位は本表に掲載せるものゝにみつき便宜設けたるものとす



## 2. 電 話

### 一、電話局所普及状況

一九三七年度末現在

國 別	官民營別	局 所			面 積	一 局 所 當 平 均 人 口	一 局 當 り 人 口 に 依 る 普 及 順 位
		交 換 局	公 衆 電 話 所	計 數			
亞細亞洲	官	五、七五〇	一三、七九	一八、五九	六六・五	一三、三九	一六
日 (内地のみ)	民、官	—	—	—	—	—	—
支 那	民、官	—	—	—	—	—	—
英 領 印 度	民、官	四六五	六〇四	一、〇六九	八、四八・七	六九二、七四八	三三
英 獨 逸	官	五、六三三	四八、一七	五三、八〇	四四・四	八、三五〇	二三
佛 蘭 西	官	七、〇九三	八七、〇三〇	九四、一三	六六・四	九、五七七	一四
伊 太 利 亞	官	三、七八〇	四〇、九三	六八、七二	一九・八	一、五〇七	一四
蘇 聯	官	三、七七	一五、八四	一九、六八	八三・二	一一、三三八	一五
白 俄 國	官	五八	—	—	—	—	—
和 國	官	一、五三	—	—	—	—	—
瑞 士	官	五、四五	九、三三	一四、七四	八・七	一、一四四	九
瑞 典	官	三、四九	四、七八	八、二四	九・三	八三・七	一三
諾 威	官	一、九三	五、三五	七、二八	三三・九	一、九六三	一
芬 蘭	官	一、〇七	五、五四	六、六一	四一・〇	四、一五二	一
西 班 牙	官	—	—	—	—	—	—

國 別	官民營別	局 所			面 積	一 局 所 當 平 均 人 口	一 局 當 り 人 口 に 依 る 普 及 順 位
		交 換 局	公 衆 電 話 所	計 數			
葡 萄 牙	民、官	三三八	二、一五八	二、三六六	四〇四・三	二九、九三八	一九
荷 蘭	官	一、六二三	五、九五	七、五八	五七・七	五、六〇一	一〇
芬 蘭	官	二、二三五	一、一〇六	三、四四	一七三・七	一、七〇三	一五
亞 佛 利 加 洲	官	—	—	—	—	—	—
南 亞 聯 邦	官	一、五〇九	七、〇九九	八、六〇八	八二〇・〇	六、六七九	二一
埃 及	官	一三三	四八七	六一九	二四三・四	二三〇、四八五	三二
北 亞 米 利 加 洲	民	—	—	—	—	—	—
アメリカ合衆國	民、官	一九、二〇〇	—	—	四〇八・六	六、七二四	三
加 奈 陀	民、官	—	—	—	—	—	—
メ キ シ コ	民	三三三	—	—	五三九・三	四、四九五	二〇
南 亞 米 利 加 洲	民	—	—	—	—	—	—
亞 爾 丁	民	一、〇、四	一、三七七	二、三九二	二、七五八・九	一一、五八五	一七
ブ ラ ジ ル	民	—	—	—	—	—	—
智 利	民	—	—	—	—	—	—
太 洋 洲	官	—	—	—	—	—	—
濠 洲 聯 邦	官	六、三三六	一〇、三三二	一六、四七七	一、三三五・四	一、〇九五	—
新 西 蘭	官	三四九	三、〇四八	三、三九七	四七五・〇	四、五〇九	八

(備考)  
 一、局所數及面積、人口は國際電氣通信聯合事務局發行の一九三七年萬國電話統計に依る  
 二、官營、民營の區別は亞米利加電話電信會社發行の一九三七年世界電話電信統計に依る  
 三、普及順位は本表に掲載せるものみに付便宜設けたるものとす



國 別	電話線延長	世界總數に對する百分率	十平方千米當話方線	人口百人當話線	人口當に依る普及順位
亞細亞洲	七、六六、八八七	二・八一	一九九・一	一・二	三
日 (内地のみ)	一、四六、〇五五	〇・三八			
支 那	八四、六五七	〇・三〇		〇・三	
英 領 印 度	一、八九、一六四	〇・七〇			
其 他	一一、三六、七六三	四・九			
歐 羅 巴 洲	三三、六八、八〇	八・三五			
英 吉 利 亞	二七、四六、六三三	一・〇	九三・五	四七・九	
獨 逸	九、四三、一九五	三・四八	一七・二	四〇・三	
佛 蘭 德	二、六四、七九三	〇・九七	八四・六	三三・五	
伊 太 利 亞	二、四三、九七二	〇・八九		六・三	
蘇 聯	三、二八、五〇八	一・一五	一、〇七、六	三七・四	
白 俄 國	二、〇九、一〇九	〇・七七	六三・四	二四・二	
和 國	四、四九、六四四	一・六六	一〇〇・二	七・六	
瑞 士	一、一〇、一〇九	〇・四一	三四・三	三八・二	
諾 威	二、三〇、三三〇	〇・八五	五九・二	六〇・六	
丁 蘭	二、四六、二五三	〇・九二	五六・三	五八・九	

二、電話線普及狀況

一九三七年度末現在

國 別	電話線延長	世界總數に對する百分率	十平方千米當話方線	人口百人當話線	人口當に依る普及順位
西 班 牙	二、四三、九七二	〇・八九			
葡 萄 牙	二八〇、〇二二	〇・一〇	三〇・四	四・一	
洪 牙 利 亞	七〇〇、〇五三	〇・三六	七五・二	七七・七	
芬 蘭	四八、一八五	〇・一八	二・四	三・六	
其 他	六、三三、九六六	二・三四			
亞 弗 利 加 洲	九〇、三六四、六四一	三・三			
南 亞 洲	一、一六〇、三二六	〇・四三	九・五	二・五	
埃 及	五三、〇三七	〇・一九	一六・四	三・三	
其 他	五八、〇八九	〇・二二			
北 亞 米 利 加 洲	二、二五、四三三	〇・八三			
アメリカ合衆國	一四六、一七五、六八三	五・八八	一六・三	二二・四	
加 拿 大	八、五四、二四三	三・一五	四・八	五・七	
メ キ シ コ	九三六、六二一	〇・三三			
其 他	八一九、一四三	〇・三〇			
南 亞 米 利 加 洲	一五、四七三、六八八	七・六八			
亞 爾 然	二、三八一、七六六	〇・八八	八・五	一八・七	
智 利	一、六四九、五四八	〇・六一			
其 他	四三三、八三七	〇・二七			
計	八五九、三七四	〇・三一			
計	五、三四、五三五	一・九七			



國別	電話線延長	世界總數に對する百分率	十平方千米當	人口百人當	人口當に依る普及順位
太平洋洲	四、三九、八七二 <sup>軒</sup>	一・五%	五・六 <sup>軒</sup>	六・九 <sup>軒</sup>	
濠洲	一、〇〇九、〇四〇	〇・七	六〇・九	六四・一	
新西蘭	一八五、〇七二	〇・七			
其他	五、四九〇、九八二	二・〇			

(備考)

- 一、電話線程及世界總數に對する百分率は亞米利加電話電信會社の一九三七年世界電話電信統計に依る(但し程は哩程を一哩を一、六〇九三一四九軒の割合にて換算せるものとす)
- 二、面積人口は電話局所の備考欄に同じ
- 三、普及順位は本表に掲載せるものよみにつき便宜設けたるものとす

三、電話加入回線普及狀況

一九三七年度末現在

國別	加入回線數	百平方千米當加入回線數	人口千人當加入回線數	普及順位
亞細亞洲	九一、九三〇	二五・七	一三・八	一五
日本(内地のみ)				
支那				
英領印度	五、三五六	一・七	〇・二	三
佛領印度支那	四、八六六	〇・七	〇・三	三
歐羅巴洲				
英吉利	一、九三〇、三五五	七四・七	四〇・八	一
獨逸	二、一五、〇三〇	四七・〇	三三・六	二
佛蘭西	九八二、四六六	一七・二	三三・四	三

國別	加入回線數	百平方千米當加入回線數	人口千人當加入回線數	普及順位
伊太利	四四、三六〇	一三・六	九・八	一八
蘇聯	二九三、二七	九五・九	三四・九	一〇
白蘭義	三九〇、三六	八八・二	三三・六	一一
和蘭	六〇三、四八	一四・三	九五・九	一
瑞典	一五九、一七	四九・三	五五・〇	七
丁抹威	三五、九八一	七四・〇	九三・七	二
瑞西	二八五、六四七	六九・七	六八・三	五
西班牙	四七、〇〇九	五・〇	六・九	一九
葡萄牙	一一、七〇〇	二・〇	一三・四	一六
洪牙利	一四三、七九七	三七・〇	三七・八	九
芬蘭				
亞弗利加洲				
南阿聯邦	一四、一四五	一〇・二	二・三	二七
埃及	三九、三八九	二九・一	二・五	二
北亞米利加洲	一〇、八九五、〇〇〇	二三八・九	八四・五	三
合衆國				
加奈陀	九七、七三六	五・〇	五・九	二〇
墨西哥	三三三、九六八	一一・九	二・二	一三
南亞米利加洲				
亞爾然丁				
智利				
智洲				
太平洋洲	四四〇、四七一	五・七	六四・五	
濠洲				
新西蘭	一〇八、七二七	六五・六	六九・二	

(備考)

- 一、加入回線數は國際電氣通信聯合事務局發行の一九三七年萬國電話統計に依る
- 二、面積及人口は電話局所の備考欄に同じ
- 三、順位は本表に掲載せるものよみにつき便宜設けたるものとす

四、電話機普及狀況

イ、國別電話機

一九三七年度末現在







國別及都市別	人口(概數)	電話機數	人口百人當平均電話機數	人口百人當に依る順位
スウェーデン	4,770,000	36,536	5.5	7
ベルギー	3,580,000	33,488	6.5	6
フランス	4,150,000	33,308	5.3	7
ドイツ	4,307,000	54,367	12.6	3
ハンガリー	1,740,000	18,041	10.4	4
オーストリア	8,480,000	92,878	10.9	3
スイス	8,210,000	72,144	8.8	5
デンマーク	760,000	71,533	93.9	1
ノルウェー	760,000	71,533	93.9	1
アイスランド	260,000	34,932	133.0	1
フィンランド	2,600,000	47,011	18.1	2
スウェーデン	2,600,000	27,385	10.5	4
デンマーク	1,870,000	192,149	102.2	1
アイスランド	1,150,000	11,748	10.2	5
フランス	9,650,000	74,566	7.7	6
ドイツ	2,850,000	45,832	15.9	3
オーストリア	9,150,000	37,802	4.1	8

國別及都市別	人口(概數)	電話機數	人口百人當平均電話機數	人口百人當に依る順位
スウェーデン	4,770,000	36,536	5.5	7
ベルギー	3,580,000	33,488	6.5	6
フランス	4,150,000	33,308	5.3	7
ドイツ	4,307,000	54,367	12.6	3
ハンガリー	1,740,000	18,041	10.4	4
オーストリア	8,480,000	92,878	10.9	3
スイス	8,210,000	72,144	8.8	5
デンマーク	760,000	71,533	93.9	1
ノルウェー	760,000	71,533	93.9	1
アイスランド	260,000	34,932	133.0	1
フィンランド	2,600,000	47,011	18.1	2
スウェーデン	2,600,000	27,385	10.5	4
デンマーク	1,870,000	192,149	102.2	1
アイスランド	1,150,000	11,748	10.2	5
フランス	9,650,000	74,566	7.7	6
ドイツ	2,850,000	45,832	15.9	3
オーストリア	9,150,000	37,802	4.1	8



國別及都市別	人口(概數)	電話機數	人口百人當平均電機數	人口百人當平均電機數に依る順位	國別及都市別	人口(概數)	電話機數	人口百人當平均電機數	人口百人當平均電機數に依る順位
トロントゥ	七三、八〇〇人	二〇八、五三四	二・七	二	智利	八四三、〇〇〇人	三五、六四〇	四・三	八
グアンタナワ	二七、七〇〇	七三、二九	二・七	二	サンチアゴ				
オッタワ	一九三、三〇〇	三八、五九〇	一九・六	二五	太洋洲				
墨西哥	一、四三三、〇〇〇	七九、三八四	五・五八	七	濠洲聯邦				
メキシコ市					シドニー	一、二七九、〇〇〇	一五〇、〇〇五	一一・七三	三
秋馬					メルボルン	一、〇〇四、〇〇〇	一七、五五六	一・七	六
南亞米利加洲					ブリスベン	三三八、〇〇〇	三三、四二七	一〇・五二	四
アルゼンチン	七二〇、〇〇〇	四〇、六六二	五・七三	七	アデレード	三三八、〇〇〇	三四、一七七	一〇・七五	三
ブエノスアイ					新西蘭				
オーストラリア	三、〇七五、〇〇〇	三三三、〇五一	七・七八	五	オークランド	二〇九、〇〇〇	二八、五三〇	一三・五五	三
ブラジル					ホノルル	一五〇、〇〇〇	二〇、九二四	一三・九四	三
リオデジャネイロ	一、八六〇、〇〇〇	八七、六〇九	四・七二	八					

(備考) 一、本表は亞米利加電話電信會社發行の一九三七年世界電話電信統計に依る  
 二、順位は本表に掲載せるものみにつき便宜設けたるものとす

五、電話利用狀況

一九三七年度

國別	市内		市外	
	一年間總通話數	電話機一個當一日平均通話數	一年間總通話數	電話機一個當一日平均通話數
亞細亞洲				
日本	四、七九、七二、七九二	一三・三〇	三三、九三、八七	〇・九〇
支那(内地のみ)				
英領印度	二、〇〇三、七九九、〇〇〇	二・八四	一一、一〇一、四八三	〇・一〇
英領巴吉	二、四一七、七九四、〇〇〇	三・〇八		
佛蘭西	七〇一、六五七、〇〇五	一・九六	一〇〇、八七、〇〇〇	〇・一四
伊太利	一三、一八三、八三九	〇・〇九	二二六、二八九、六〇七	〇・三〇
蘇聯	二七、五七四、三五〇	二・三六	三三、三九六、九七六	〇・三三
白蘭	九九〇、五四、八〇〇	四・五〇	三九、四四五、六二三	〇・三七
瑞典	二七、五七五、三五五	四・七八	四七、四〇八、七五五	〇・四三
丁抹	五九六、九九五、〇〇〇	四・六六	五五、〇三八、九三三	〇・三五
瑞西	二八七、五三六、三四五	一・八〇	一六、三〇六、五九四	〇・二八
西班牙	九四、七九三、五〇〇	四・三三	九五、四四〇、〇〇〇	〇・七四
葡萄牙	一七三、二〇六、七四三	四・三五	六、三九七、四二	〇・九三
洪牙	三三八、七五〇、六一八	四・三六	三、三三〇、二八五	〇・二九
芬蘭	三三、三三三、三三三	四・三六	四、二八、一七三	〇・一〇
亞利加洲	三三三、三三三、三三三	四・三六	五〇、六七、八六二	〇・九七
南亞	三三三、三三三、三三三	四・三六	一七、六九、八二二	〇・三九
埃及	三三三、三三三、三三三	四・三六	四、一四〇、六五三	〇・二九
北亞米利加洲	三三三、三三三、三三三	四・三六		

國別	市内		市外	
	一年間總通話數	電話機一個當一日平均通話數	一年間總通話數	電話機一個當一日平均通話數
日本	四、七九、七二、七九二	一三・三〇	三三、九三、八七	〇・九〇
支那(内地のみ)				
英領印度	二、〇〇三、七九九、〇〇〇	二・八四	一一、一〇一、四八三	〇・一〇
英領巴吉	二、四一七、七九四、〇〇〇	三・〇八		
佛蘭西	七〇一、六五七、〇〇五	一・九六	一〇〇、八七、〇〇〇	〇・一四
伊太利	一三、一八三、八三九	〇・〇九	二二六、二八九、六〇七	〇・三〇
蘇聯	二七、五七四、三五〇	二・三六	三三、三九六、九七六	〇・三三
白蘭	九九〇、五四、八〇〇	四・五〇	三九、四四五、六二三	〇・三七
瑞典	二七、五七五、三五五	四・七八	四七、四〇八、七五五	〇・四三
丁抹	五九六、九九五、〇〇〇	四・六六	五五、〇三八、九三三	〇・三五
瑞西	二八七、五三六、三四五	一・八〇	一六、三〇六、五九四	〇・二八
西班牙	九四、七九三、五〇〇	四・三三	九五、四四〇、〇〇〇	〇・七四
葡萄牙	一七三、二〇六、七四三	四・三五	六、三九七、四二	〇・九三
洪牙	三三八、七五〇、六一八	四・三六	三、三三〇、二八五	〇・二九
芬蘭	三三、三三三、三三三	四・三六	四、二八、一七三	〇・一〇
亞利加洲	三三三、三三三、三三三	四・三六	五〇、六七、八六二	〇・九七
南亞	三三三、三三三、三三三	四・三六	一七、六九、八二二	〇・三九
埃及	三三三、三三三、三三三	四・三六	四、一四〇、六五三	〇・二九
北亞米利加洲	三三三、三三三、三三三	四・三六		



國別	局數	電力數 (ワット)	面積 (平方哩)	面積十萬方 キロワツト 力に換る 順位	國別	局數	電力數 (ワット)	面積 (平方哩)	面積十萬方 キロワツト 力に換る 順位
亞細亞洲 日本 (外地を含む) 支那	四	四八九、七五〇	三六一、八三三	一八七・〇五	白耳義	三	三九、〇〇〇	二、七八〇	三三・一〇
英領印度	一	一一九、四〇〇	一〇八、二六九	一一・〇三	瑞典	一〇	三四九、〇五〇	一三、三〇三	二六四・四〇
英領印度那	三	一、四〇〇、〇〇〇	一、〇八、二六九	一一・〇三	瑞丁	三	三三一、五〇〇	一七、一〇五	一九・五〇
比律賓	三	六三、〇〇〇	一一五、〇六六	五四・七七	諾威	一八	三六〇、四〇〇	二四、九八四	二八・八五
歐羅巴洲	一六	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二〇	瑞抹	三	一〇五、〇〇〇	一六、六〇四	六三・二四
英吉利	一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二〇	西牙	一〇	三〇二、八〇〇	一五、九四〇	一八・九六
獨逸	一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二〇	葡牙	九	三六、三五〇	一五、〇〇〇	一八・五六
佛蘭西	一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二〇	洪牙利	五	一五、五〇〇	三五、八七五	四三・四
伊太利	一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二〇	芬蘭	八	二八三、九五〇	一四九、九五四	一八九・三五
ソ聯	七	一、八三二、八〇〇	一、八三二、八〇〇	一七・三〇	亞弗利加洲	一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九

1、總括

3. 放送無線電話

一、放送局施設狀況

一九三八年度末現在

一、國際電氣通信聯合總局發行放送局名別錄第八版及增補版を基礎として補足す  
二、普通順位は本表に掲載せるものゝみにつき便宜設けたるものとす

國別	市内		市外	
	一年間總通話數	電話機一個當 一日平均通話數	一年間總通話數	電話機一個當 一日平均通話數
アメリカ合衆國	二七、三五〇、〇〇〇	六・八七	一三、九三、三四四	〇・二
加奈陀	三八四、四三六、三四	一〇・七八	一、〇〇〇、〇〇〇	一・〇
南亞米利加洲	一、四六三、八三八、四一五	二・〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一・〇
亞爾然	一、四六三、八三八、四一五	二・〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一・〇
智利	一、四六三、八三八、四一五	二・〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一・〇
太平洋洲	一、四六三、八三八、四一五	二・〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一・〇
新西蘭	五三〇、七三三、四七	三・三〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一・〇

(備考)

- 一、國際電氣通信聯合事務局發行の一九三七年萬國電話統計に依る
- 二、一加入當一日平均通話數は電話機數にて除して算出したるものとす
- 三、順位は本表に掲載せるものゝみにつき便宜設けたるものとす



二、聽取無線電話施設狀況

一九三八年度末現在

國別	放送局數	電力數 (ワット)	面積 (平方哩)	面積十萬平方キロワットに當る電力に依る順位
伊太利	二	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
ソ聯	三	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
白耳	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
和蘭	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
瑞典	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
諾威	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
丁抹	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
瑞西	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
葡萄牙	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
西班牙	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
芬蘭	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
亞弗利加洲	二	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
南阿聯	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
埃及	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
北亞米利加洲	七	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
北美米利加洲	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
アメリカ合衆國	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
カナダ	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
メキシコ	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
南亞米利加洲	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
アルゼンチン	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
ブラジル	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
智利	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
太平洋洲	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
濠洲	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
ニュージラント	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇

口、短波長及大電力放送局

一九三八年度末現在

國別	放送局數	電力數 (ワット)	面積 (平方哩)	面積十萬平方キロワットに當る電力に依る順位
亞細亞洲	二	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
日本	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
支那	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
英領印度	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
歐羅巴洲	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
英國	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
吉利	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
南阿聯	二	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
埃及	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
北亞米利加洲	六	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
北美米利加洲	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
アメリカ合衆國	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
カナダ	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
メキシコ	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
南亞米利加洲	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
アルゼンチン	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
ブラジル	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
智利	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
太平洋洲	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
濠洲	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
ニュージラント	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
佛蘭西	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
獨逸	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇



附

録

話電線無送放

國別	聽取者數	人口千人當	普及順位
亞細亞洲	四、二五、三二一人	四・三五人	一
日本	六〇〇、〇〇〇	一・三	二
支那	六〇、〇〇〇	〇・三	三
英領印度	六〇、四八〇	〇・三	四
歐羅巴洲	八、九〇、三六六	一・九	五
英國	二、五〇三、〇一九	一・四	六
獨逸	四、七五、八九九	二・二	七
佛蘭西	九五、五〇〇	三・八	八
伊太利	一、二六、二八	一・三	九
ソ連邦	一、〇八、六五	一・九	一〇
白蘭義	一、三六、八五八	一・九	一一
和蘭	一、三六、八五八	一・九	一二
瑞典	三六四、四八	二・六	一三
諾威	七三、七二	二・五	一四
丁抹	五四八、五三	一・三	一五
西班牙	一、二〇、三三	一・三	一六
西班	一、二〇、三三	一・三	一七
國別 <th>聽取者數</th> <th>人口千人當</th> <th>普及順位</th>	聽取者數	人口千人當	普及順位
葡牙	八、一七、七一人	一・三	一
洪牙	四九、三二五	四・六	二
芬蘭	二九、七九〇	八・三	三
亞弗利加洲	二二、九二四	三・三	四
南阿聯	七九、七七	五・〇	五
埃及	二八、〇〇〇、〇〇〇	一・九	六
北亞米利加洲	一、二二、七三三	一・九	七
アメリカ合衆國	八七、〇〇〇	四・九	八
カナダ	一、〇〇、〇〇〇	六・六	九
メキシコ	五〇〇、〇〇〇	二・八	一〇
南亞米利加洲	一、一〇、〇〇〇	一・〇	一一
アルゼンチン	一五〇、〇〇〇	三・〇	一二
ブラジル	一、〇三、三五	一・六	一三
智利	三三、八六	一・九	一四
太平洋洲	一、〇三、三五	一・六	一五
濠洲	一、〇三、三五	一・六	一六
新西蘭	三三、八六	一・九	一七



附

録

話電線無送放

國別	聽取者數	人口千人當聽取者數	普及順位
亞細亞洲	四、一五、三二一人	四・五人	一八
日本	六〇〇、〇〇〇	一・三	三五
支那	六〇、〇〇〇	〇・三	三六
英領印度	六四、四八〇	〇・三	三五
英國	八、九〇八、三六六	一九・九	五
獨逸	一一、五三、〇一九	一四・〇	七
佛蘭西	四、七五、八五九	一二・九	三
伊太利	九九五、五〇〇	三・八	三〇
ソ連邦	一、二六、二八	一三・二	九
白蘭義	一、〇八、六五	一三・八	八
瑞典	一、三六、八八	一九・三	四
諾威	三六四、四八	一三・三	二
芬蘭	七六二、七二	二五・八	一
丁加奴	五四八、五三	一〇・七	一〇
西班牙	一、〇二、三五	一六・九	一
新西蘭	三三、八六六	一九・九	三六
葡國	八、一七一人	一・二	三三
洪牙利	四九、三五	四・六	一六
芬蘭	二九、七九〇	八・三	一五
亞弗利加洲	二二、九二四	二・三	二
南阿聯	七九、七七	五・〇	二四
埃及	二八、〇〇〇、〇〇〇	二六・五	三
北亞米利加洲	一一、三三、七三	一〇・九	二
アメリカ合衆國	八七五、〇〇〇	四五・九	七
カナダ	一、〇〇、〇〇〇	八・六	四
メキシコ	五〇、〇〇〇	二・八	三
南亞米利加洲	一、〇〇、〇〇〇	一・八	三
アルゼンチン	一、〇〇、〇〇〇	一・八	三
ブラジル	一、〇〇、〇〇〇	一・八	三
智利	一、〇〇、〇〇〇	一・八	三
太平洋	一、〇二、三五	一六・九	一
新西蘭	三三、八六六	一九・九	三六



内 容

1. 電氣通信事業年表
2. 電氣通信事業關係法人の概要
3. 電氣通信事業關係圖書目錄

附 録

1. 電氣通信事業年表

一、共通事項 (官制又は逓信官吏練習所、逓信講習所、其の他電氣通信事業に共通せる事項を掲ぐ)

附 録		年次	月次	摘 要	年次	月次	摘 要
(1879)	(1870) 明治	三	八	神奈川縣修文館の學生を選抜して電氣通信術を教授す (電信學校の始)			省を置き電信電話のことは逓信省の管掌するところとなる
一	四	同	同	工務省官制改革により電信寮を創立し二等に班す	三	三	全國を十五管理區となし逓信管理局を置く
二	一	十	十一	修技教場を設置し電氣通信技術を教授す	四	四	修技學校を電信修技學校と改稱す
九	八	六	八	修技教場を修技學校と改稱し東京汐留に、分校を大阪に置く	五	五	郵便局電信局を併合するの制を設く
	一	十二	十二	電信寮出張所を大阪に置く	六	六	逓信省官制改革あり内信局外信局等を置く
	一	十	一	修技生取扱規則を定む	七	七	逓信公報を發刊
	一	十	一	驛遞寮を廢し大藏省に驛遞局を置き又電信寮及鐵道寮を廢し工務省に電信局を置く、各地の電信取扱局は電信分局と改稱す	八	八	電信修技學校を東京電信學校と改む
	二	四	二	修技學校に始めて少年生を募集す	九	九	電氣技術見習生を東京電信學校に改む
	二	四	二	太政官を廢し内閣を置き工務省を廢し逓信	十	十	電氣技術見習生を電氣技術傳習生に改む
					十一	十一	地方逓信官制を廢し郵便局及電信局官制を定む、逓信管理局廢止せられ四十四の一等郵便電信局をして管理事務を兼攝せしむ



附 録

(1879)	(1870)	明治	年次	月次	摘 要	年次	月次	摘 要
一九	一〇	三	八	八	神奈川縣修文館の學生を選抜して電氣通信術を教授す(電氣學校の始)			省を置き電氣電話のことは逓信省の管掌するところとなる
二	一	四	八	同	工務省官制改革により電氣寮を創立し二等に班す			全國を十五管理區となし逓信管理局を置く
二	二	四	八	同	修技教場を設置し電氣通信技術を教授す			修技學校を電氣修技學校と改稱す
二	三	四	八	同	修技教場を修技學校と改稱し東京沙留に、分校を大阪に置く			郵便局電信局を併合するの制を設く
二	四	四	八	同	電氣寮出張所を大阪に置く			逓信省官制改革あり内信局外信局等を置く
二	五	四	八	同	修技生取扱規則を定む			逓信公報を發刊
二	六	四	八	同	驛遞寮を廢し大藏省に驛遞局を置き又電氣寮及鐵道寮を廢し工務省に電氣局を置く、各地の電氣取扱局は電氣分局と改稱す			電氣修技學校を東京電氣學校と改む
二	七	四	八	同	修技學校に始めて少年生を募集す			電氣技術見習生取扱規則を制定す(逓信講習所の濫觴)
二	八	四	八	同	太政官を廢し内閣を置き工務省を廢し逓信			電氣技術見習生を電氣技術傳習生に改む
二	九	四	八	同				地方逓信官制を廢し郵便局及電氣局官制を定む、逓信管理局廢止せられ四十四の一等郵便電信局をし管理事務を兼攝せしむ

附 録

1. 電氣通信事業年表

一、共通事項

(官制又は逓信官吏練習所、逓信講習所、其他電氣通信事業に共通せる事項を掲ぐ、其)

内 容

1. 電氣通信事業年表
2. 電氣通信事業關係法人の概要
3. 電氣通信事業關係圖書目錄



年次	月次	要	摘
(1890) 明治三	十一	（勅令第九十六號）又電信事務を郵便局に合併して郵便電信局と稱す 電気通信技術傳習生養成規則を制定す 東京電信學校を東京郵便電信學校と改稱し行政科、技術科及電信科を置く（從來は電信科のみ）	十二
	六	逓信省官制改正せられ内信、外信、工務の三局を廢し郵務、電務の二局を置く	同
	七	郵便電信書記補（判任六等）の官を設け特別任用に依る、爾來官制上雇員をして書記の事務を執らしむる明文を掲げざることをなる	同
	同	電話交換局官制（八條文）を制定し八月十六日より施行す、之に依りて從來電務局に屬せし電話業務の經營は獨立することとなり、職員に技師、書記、技手を置き局長は技師を充つ而して電話事業の經理事務は電務局通信課に保守及工事に關する事務は同局工務課に分屬すること舊の如し	同
	八	逓信省官制改正電務局分課改正され従来の第一、第二、第三課を通信課及工務課に改む	同
(1900)	三	逓信省官制改正され郵務、電務の二局を併合して通信局を置く	二六
	二九	逓信省官房各局分課章程中改正し通信局に於ける總務、經理、工務の三課を廢し庶務、内信、外信、經理、工務及電気試験所の五課一所を置く	二九
	三〇	逓信省官制を始め電話交換局官制等を改正し通信局を郵務、電務二局に分ち、電務局には庶務、電信、電話及電気試験所の三課一所を置く	三〇
	三	逓信省官制を改正し郵務、電務を廢し通信局を置く	三
	七	電気通信技術傳習生として女子傳習生の養成を開始す	七
	十	電気通信技術傳習生を通信傳習生に改め電気通信術、電信事務の外郵便爲替、貯金事務の大意をも修得せしむることとす	十
	三六	逓信省官制を發布し従来の電話交換局官制を廢止す、通信官署は通信管理局、郵便局、電信局、電話局及鐵道郵便局の五種とす	三六

年次	月次	要	摘
(1910)	四三	逓信省官制改正され郵務、電務の二局を併合して通信局を置く	三
	四二	逓信省官制改正され郵務、電務の二局を併合して通信局を置く	四二
	三	逓信省官制改正され郵務、電務の二局を併合して通信局を置く	三
	十	逓信省官制改正され郵務、電務の二局を併合して通信局を置く	十
	五	皇太子殿下逓信省、東京中央郵便、電信、電話局に行啓あらせらる	五
	六	地方逓信官署官制を公布し逓信管理局官制及逓信官署官制を廢止し地方逓信官署を逓信局、郵便局、電信局及電話局として逓信局を五ヶ所に置き郵便局以下の等級及其掌理事務従前通りとす	六
(1920)	一〇	逓信省官制改正され郵務、電務の二局を併合して通信局を置く	一〇
	九	逓信省官制改正され郵務、電務の二局を併合して通信局を置く	九
	八	逓信省官制改正され郵務、電務の二局を併合して通信局を置く	八
	七	逓信省官制改正され郵務、電務の二局を併合して通信局を置く	七
	六	逓信省官制改正され郵務、電務の二局を併合して通信局を置く	六
	五	逓信省官制改正され郵務、電務の二局を併合して通信局を置く	五
	四	逓信省官制改正され郵務、電務の二局を併合して通信局を置く	四
	三	逓信省官制改正され郵務、電務の二局を併合して通信局を置く	三
	二	逓信省官制改正され郵務、電務の二局を併合して通信局を置く	二
	一	逓信省官制改正され郵務、電務の二局を併合して通信局を置く	一
	九	逓信省官制改正され郵務、電務の二局を併合して通信局を置く	九
	十	逓信省官制改正され郵務、電務の二局を併合して通信局を置く	十
	十一	逓信省官制改正され郵務、電務の二局を併合して通信局を置く	十一
	十二	逓信省官制改正され郵務、電務の二局を併合して通信局を置く	十二



年次	月次	摘 要	年次	月次	摘 要
大正 一三	十一	内に後同局裏側假廳舎にて執行す 通信局調査課を廢し外國郵便課外國電信課を併合して外信課とす 逓信省は元印刷局跡(大手町二丁目)に假廳舎を設け之に移轉す	八	三	廢止す 通信事業特別會計法(十四條文)を公布し昭和九年度より施行す
大正 一三	五	逓信省は元印刷局跡(大手町二丁目)に假廳舎を設け之に移轉す	九	同	軍用電氣通信法を制定し同年十一月施行のこととし軍用電信法を廢止す 毎年四月二十日を以て逓信記念日とすべき旨部内一般に達示せらる
大正 一三	八	逓信局官制並に通信官署官制を制定し地方逓信官署官制を廢止す	四	六	逓信省官制改正せられ電務、工務の各局に夫々無線課を置く
大正 一三	十一	逓信局官制通信官署官制を制定(十一月二十五日施行)し地方逓信官制を廢止す、之に依り一等電話局長は通信事務官二等電話局長は通信書記を以て之に充つることを本則とし一等電話局長に通信技師、二等電話局長に通信技手を以て充つることを得ることとす	六	九	私設電信電話無線電信電話を軍事上必要なる通信の用に供する件を制定し九月十日より施行す
大正 一四	五	通信局を廢して郵務、電務、工務の三局を置き電信、電話並に日本無線電信株式會社に關する事務は電務局、電信電話の建設及保存の工事に關する事務は工務局にて掌る臨時電信電話建設局を廢止す	十	同	軍用電氣通信を公衆通信の用に供する勅令を定む
大正 一四	同	逓信官吏練習所に特別科を新設す	十一	十一	軍用電氣通信法を朝鮮臺灣及樺太に施行す
大正 一四	六	逓信官吏練習所に特別科を新設す	一〇	同	社団法人同盟通信社の設立を許可す
大正 一四	七	逓信手規程を制定公布し逓信手詮衡規程を	十一	二	災害時に於ける一般的災害情報を全國主要局をして電務局に速報せしむることとす 電務局災害情報を始めて發行す
(1932)昭 和一五	七	逓信手規程を制定公布し逓信手詮衡規程を	二	同	電務局災害情報を始めて發行す

六	社団法人同盟通信社は日本電報通信社の通信業務一切を繼承す
九	逓信省官制中改正、電信官專任五人、電信官補專任六人を置く
同	一等郵便局、電信局及び電話局分課規程中改正
同	電務局業務課に調査部、規畫課に擴張計畫部を置く
十	東京逓信局を東京地方逓信局に改め新に東京都市逓信局設置さる
同	在來の東京逓信講習所を東京都市逓信局逓信講習所に、同静岡支所を東京地方逓信局逓信講習所に改む
二	逓信官吏練習所規則中改正し新に第三部行政科を設け無線通信科を第二部行政科に併合す
三	最初の電務年鑑(昭和十一年度)刷成配付
一三	
五	高等科第二部設置に伴ふ逓信講習所規程中改正
八	逓信省分課規程を改正し電務局に調査課設置、外國電信課を外信課に改む
同	逓信省分課規程改正に伴ひ電務局分掌規程改正す
同	電務局分掌規程改正す
九	逓信講習所規程の改正(郵便科設置)に伴ひ逓信講習所細則中改正す
同	請願通信施設規則改正に關する省令を公布し九月二十一日より實施す
一	防空通信規則制定、二月十日より施行す
二	逓信官吏練習所無線通信科規程を制定す
同	防空通信取扱規程制定、二月十日より施行す
九	内閣に電氣通信委員會設置せらる



二、電 信

(内國外國共通のもの及電信電話共通のものに付ては本項の部に掲ぐ)

年次	月次	摘	要
明治	十二	傳信架設の廟議を定む	
二元	八	英人「ギルベルト」氏を聘し横濱燈明臺役所より同港裁判所間に電線を架設し「ブレード」回針機を用ゆ(電信の始)	
	九	傳信機取扱規則を定む	
	同	横濱裁判所と東京運上所間に電線を架し横濱裁判所に傳信機役所を開き京濱間に電信を通ず(電信局の始)	
	十二	傳信機役所を傳信局と改め和文通信を公開す	
	同	外務省築地傳信局間に始めて官廳用電信施設さる	
三	四	東京横濱間に歐文通信を開始す	
	七	民部省中に傳信機掛及鐵道掛を置く	
	八	大阪神戸間に傳信機通信を開始す	
	十一	工務省新設せられ傳信掛を之に移す	
	十五	官用電信機規則を定む	
四	一二	「シーメンモールス」印字機始めて英國より輸入す	
	五	傳信局を電信局と改む	
	四	諸官廳電信線架設取扱規則を制定す	
	五	一般電信私線の架設を禁ず	
	九	電信局假規則及普通定則を定め取扱手續を示す	
	三	電信局假規則及普通定則を定め取扱手續を示す	
	五	電信局を一等より三等迄とす	
	同	同文電報の制度を設く	
	六	船配達を創む	
	八	大日本政府電信取扱規則を制定す	
	十二	電信符號取扱規則を制定す	
	九	電信私線規則を制定す	
	八	日本帝國電信條例を制定し電信犯罪に係る罰則を定む	
	四	電信機規則を制定す	
	同	始めて河底に電線を沈設す	
	十一	電報の郵便電信の制を定む	
	三	追尾電報の制を設く	

附 録

年次	月次	摘	要
(1881)	同	電信建築區劃制定	
	五	一船電信私線の架設を禁ず	
	五	東京府下の電信局は築地、日本橋、兩國、淺草、本郷、四谷、赤羽の七分局なり	
	十一	九州に於ける電信幹線成る	
	三	東京市木挽町電信中央局を設置し本邦電信開業の式を擧ぐ	
	十一	和文電報の住所姓名に一定の料金を課す	
	十二	東京横濱間鐵道停車場乃ち新橋、品川、大森、川崎、鶴見、神奈川、横濱の七驛に於て公私一般通信開始す	
	十二	初めて國産モールス印字機を製出す	
	同	横濱、神戸、長崎の間に電信双信機を装置す	
	八	獻金に依る電信置局の制を設く	
	六	島嶼配達の法を創む	
	十二	電信電話双信法の試験を爲す	
	五	電信條例を改正し全國均一料金法とし電信切手十種を發行す、又私設電話を取締る	
	六	私設電線規約を定む	
	七	電信機設置法を定む	
	十	電信爲替及小爲替(一枚金額三圓迄)の制を設く	
	三	諸官廳にある電信分局を電信取扱所と改稱す	
	八	電信建築官官制を定む	
	四	電信分局を單に電信局に改む	
	五	東京、大阪、京都、横濱、神戸の五市は電信本局及支局とす	
	十	電信器機入室心得を定む	
	同	電信線路試験規程及電信線路試験法を規定す	
	同	電信建築工夫に關する規則を設定す	
	四	電信料及手数料は郵便切手を以て納付せしめ電信切手を廢す	
	六	三等電信局經費給與規則を規定す	
	同	電線建築法及電機裝置法を定む	
	十一	鐵道所屬電信電話線公衆の通信取扱規則を制定し逓信大臣に於て必要と認むる停車場を公衆電信取扱所と爲すことを得せしむ	
	十二	金澤、金石間に於て始めて電話機に依る公衆電報の送受を取扱ふ	
	三	電信電話線私設條規(七條文)を制定し出願の手續工事起竣工の報告、公私兩線の關係等を規定す	
	四	地方部局に訓示して通信秘密の保護を嚴に	

附 録



年次	月次	摘要
(1890) 明治三	十	東京大阪間二番線に自動電信機を使用す
	八	電信線電話建設條令(八條文)を制定し
	同	電信電話の建設に付き民有土地營造物供用等の場合損害賠償及補償評定等を規定す
	同	電報局渡規則を發布す
	十二	電報配達人に電報依託の制を設け又至急私報を晝夜取扱ふ
	同	二重電信機を横濱神戸間に用ひ次て長崎横濱間に用ゆ
	二四	電報原書査閱手續を定む
	二六	東京郵便電信局電信課を京橋區木挽町より江戸橋側に移轉す
	二七	軍用電信法を發布す
	三一	至急電報に依る電信爲替の制を設く
(1900) 三三	五	電信電話等に關する犯罪事件處理手續(八條文)を定め之に牴觸する從來の處理手續等は廢止す
	三	電信法を公布し電信條令を廢止す
	八	官廳用電信電話に關する件を定む
	九	電報規則、私設電信規則を制定し電信電話
	同	線私設條規を廢止す
	同	私設電信に依る公衆通信取扱規則(八條文)を制定し十月一日より施行す
	同	官廳用電信電話規程(七條文)を定め十月一日より施行す
	同	私設電信規則に依る料金額及其の納付手續を制定す
	三四	官廳用並に私設電信電話監督事務規定(八條文)を定む
	三六	東京大阪間に始めて四重機通信を開始す
	三九	電報取扱時間を定め時間外電報取扱規則同取扱手續を發布す
	四〇	新聞電報規則を發布す
	四二	新聞電報料金豫納及後納規則を發布す
	四二	船舶通過規程を發布す
	五	電信電話に關する滯納料金徵收規則(四條文)を制定(三月一日施行)し滯納料金徵收規程を廢止す
	五	氣象通知電報規則同取扱規程を制定す
	五	電信電話施設の費用に充つる目的を以てす

年次	月次	摘要
(1910) 四三	十二	る金錢の寄附を認め五月一日より施行す
	九	東京に於て電報の氣送を開始す
	十	同報電信規則同取扱規程を發布す
	十一	東京横濱間に印刷電信機通信開始す
	四	長崎臺灣間海底電信線竣工す
	同	氣送電報取扱規程を發布す
大正四元	二	大阪に於て電報の氣送を開始す
四五	四	電信爲替に拂渡局留置の制を設く
五	六	停車場揭示電報の制を設く
	三	陸軍々用電報取扱規程を定む
	六	電信法中改正を行ひ配達又は交付し得ざる電報の處理方無料報の取扱範圍擴張及罰則に付加重又は追加を爲す
	七	問送電報の取扱を開始す
	六	南洋「ヤツブ」島海軍電信所に公衆通信の取扱を開始す
	八	改正電信法施行せらる
	七	大都市市内署問送電報は中央局の著信に集中し同局より郵便に附託することす
	十二	皇太子殿下東京中央電信局に行啓あらせらる
	同	帝國占領南洋各地に發着する電報の取扱方法を夫々日支電報規則及外國電報に關する
(1920) 九八	七	規定に依ることす
	同	東京、京城間に直通電信回線を施設す
	六	第一回全國電信局長及試験技術官會議を本省に開催す
	八	東京及大阪兩中央電信局に監査課設置せらる
	四	大都市電信區劃便覽を調製す
	五	各種電報の基本料金を改正し九年八月より實施のことす
	八	請願による電信施設の爲要する創設費は請願者に於て負擔し之を國庫に納付せしむることす
	十一	火災其の他の通報を爲す公衆用信號施設に關する規程を制定す
	十二	電報の誤謬を防過し通信の正確を期する爲電報傳送方法を改正す
	三	電信事業公債法案議會を通過す
	九	下關電信局閉局す
	十二	電信監督機に依る監査規程を設く
	四	電信現業員檢定規程を制定す
	九	陸軍動員令電報取扱規程、海軍充員令電報取扱規程を制定す
	十	海軍電報取扱規程を定む



年次	月次	摘 要
大正一二年	十一	内地朝鮮間豫約新聞電報の取扱を開始す
一三	二	海底電信線敷設船南洋丸進水す
一四	四	間送電報の取扱を廢止す
一五	六	配達日時指定同文電報の制度を設く
昭和一五	八	電信の普響機受信に始めて「タイプライター」を使用す
	九	新聞電報認可規則を制定す
	十	電報規則を全般的に改正し同年十一月より施行のこととす
	十一	電報取扱規程全文改正同年十一月より施行のこととし新聞電報取扱規程、略號及配達先登記並電報局渡證書交付規程、氣送電報取扱規程、外國電報帝國電信系内分送取扱規程、郵便に依る電報料金追徴及還付手續を廢止す
	七	東京中央電信局局舎を麹町區大手町に移轉す
	八	電信作業方法の心理學的調査に使用する爲反應測定器及聽覺計各壹臺を東京中央電信局に設備す
	十一	「エスベラント」語を普通辭として使用し得
年次	月次	摘 要
二	同	電信現業員檢定規程に印刷電信に關する科目を加ふ
三	二	陸軍軍用電信取扱規程全文を改正す
	五	主要局に於て和文印刷電信機に依る通信を開始することとなり印刷電信電報取扱手續を定む
	七	通信術教範を編纂す
	同	内地と小笠原島及南洋「ヤツブ」島間に新聞電報の取扱を開始す
	十	電報料金の切手別納制度を定む
	十一	同文電報に對する通數制度を撤廢す
	三	官廳用、軍用及私設電線維持料中「ケール」に對する維持料を特定す
	四	電信に關する事項中技術に關するものに付「メートル」法を實施す
	七	新聞社、通信社に對し寫眞電信専用を許可に付専用寫眞電信に關する省令を制定公布す
	八	中央氣象臺の公示する全國氣象實況報を朝鮮に於ても受信し得る途を開く

年次	月次	摘 要
(1930)	十一	新聞電報に對し至急の取扱をなし得ることとす
	同	「タイプライター」に依る受信紙は中繼及著信共用式紙に改刷す
	十二	大阪中央電信局に電信自動交換機を裝置す
	六	電信通信監査規程を制定し電信監督機に依る監査規程を廢止す
	九	臺灣に軍用電信法を施行す
	同	電報送受用氣送管の私設申請の途を開き之を許可す
	十	朝鮮に於て電報夜間配達の取扱を爲す
	同	電報の閱覽正寫の請求は發信人又は受信人が發信、著信電報の執に對しても爲し得ることとす
	同	託送電報料金の納付を確保する爲必要に應じ保證金を納付せしむることとす
	同	鳥嶼宛別使配達料及船船配達料の實費額を發信人に於て納付し得ることとす
	十一	神戸中央電信局を設置す
	三	關東州に軍用電信法を施行す
	四	寫眞電信業務講習會を東京中央電信局に於て開催す
	同	東京中央電信局に於て電信の「タイプライター」受信用に「ロールペーパー」を採用す
	六	寫眞電報規則及寫眞電報取扱手續を制定す
	七	著信電報の電線託送料及局渡料を無料とす
	八	東京、大阪兩中央電信局に於て國産NE式寫眞電信機に依り一般公衆の爲に寫眞電報の取扱を開始す
	同	寫眞電信業務開始記念の爲東京、大阪兩中央電信局に關係者を招待し本施設を公開參觀せしむ
	四	寫眞電報丙號の取扱を開始す
	同	寫眞電報の郵便類信を認むることとす
	同	寫眞電報の速達郵便に依る配達を開始す
	八	電信に關する事項中業務に關するものに付「メートル」法を實施す
	同	發信人は別使配達料又は船船配達料の受信人拂に依る取扱方を請求することを得るの制度を設く
	九	歐文新聞電報の取扱を開始す
	同	官廳宛返信料前納電報の返信料は官報の料金を納付せしむることとす
	同	日本赤十字社又は日本銀行より發する電報にして一定の條件を備ふるものは官報とし
年次	月次	摘 要
七	同	電信現業員檢定規程に印刷電信に關する科目を加ふ
	二	陸軍軍用電信取扱規程全文を改正す
	五	主要局に於て和文印刷電信機に依る通信を開始することとなり印刷電信電報取扱手續を定む
	七	通信術教範を編纂す
	同	内地と小笠原島及南洋「ヤツブ」島間に新聞電報の取扱を開始す
	十	電報料金の切手別納制度を定む
	十一	同文電報に對する通數制度を撤廢す
	三	官廳用、軍用及私設電線維持料中「ケール」に對する維持料を特定す
	四	電信に關する事項中技術に關するものに付「メートル」法を實施す
	七	新聞社、通信社に對し寫眞電信専用を許可に付専用寫眞電信に關する省令を制定公布す
	八	中央氣象臺の公示する全國氣象實況報を朝鮮に於ても受信し得る途を開く



年次	月次	摘 要
昭和八	九	て取扱ふこととす 役場専用電話に依る電線託送を廢止す 電氣事業法の實施に伴ひ私設電信規則、官廳用電信電話規程中電信電話の工事方法を改正す 電報料金に關する非違及事故の防遏を圖ると共に料金收納の確保を期する爲電報取扱規程及電報書類處理規程を改正す 託送電報受信用和文「タイプライター」を複寫式に改造す 著信電報受信用歐文「タイプライター」を複寫式に改造す 電話送達電報の制度を設く 寫眞電報丁號を設け取扱を開始すると共に印畫紙直接受信を實施す 航空郵便に因る寫眞電報の配達方取扱を開始す 船舶氣象觀測報告規則を制定公布す 電機修繕手續を定む 私設電信を軍事上必要なる通信に供用する場合の省令を制定公布す
昭和九	一〇	年賀電報規則を定め年賀電報の取扱を開始す 中央氣象臺に於て從來の天氣豫報暴風警報規程を廢し新に天氣豫報、氣象特報、暴風警報規定を制定したるに伴ひ氣象通知電報規則及同取扱規程を改正施行す 逓信省施設電柱に對する廣告掲載の出願は凡て不許可のことに決定す 臺灣宛寫眞電報の航空取扱料金を定む 福岡、鹿兒島、沖繩及臺北の各測候所相互間に於て航空氣象報告に關し發受する電報を氣象局報として取扱ふこととす 年賀電報規則全文を改正し南洋群島及鐵船發著のものを取扱ふこととす 電話所に電信事務をも取扱はしむることとし其の名稱を電信電話取扱所と改正し十二月一日より施行す 局報の記載方を簡易化す 電信電話取扱所創設せられ同時に電信電話取扱所電報取扱手續を定め同月より施行のこととす 大阪元山間に直通海底電信線通信を開始す
昭和十	十一	門司埠頭に於ける固定式電報出張受付を移動式に改め小型自動車を使用のこととす 電報書類に關聯せる非違事項報告様式を改正す 慶弔電報規則制定實施す 東京大阪、大阪下關及大阪福岡間搬送電信路完成す 大阪中央電信局に新に外信課を設置し在來の通信課は内信課に改む 神戸中央電信局監査係を監査課に改む 電報類信専用電話に依る電報類信を試行す 岡山及久留米郵便局新築に伴ふ同局施設の電報運信機竣工す 東京中央電信局及大阪中央電信局の局舎増築模様替及通信座席移動並電報運信機増設改造工事竣工す 官廳用軍用及私設電線電池維持受託規程中改正す 電報規則中改正す（郵便料値上關係） 寫眞電報規則中改正す（同右） 神戸中央電信局と神戸港中突堤待合所間に電信専用電話による電報受付を試行す 慶弔電報文例を追加す
昭和十一	十二	二・二六事件勃發し戒嚴令布かれ二十九日午前五時三十分より午後零時迄東京發着電報の取扱を停止さる 内國及日滿電報の返信料前納證書の使用方を統一す 内國和文公衆報の送達紙には凡て「殿」の敬稱を附すこととす 東京中央電信局外信課に「ベルト」式電報運信機を設備す 一日より十日間全國陸上電信局に於て我邦最初の内國發信私報職業別利用狀況下調査を施行す 逓信省主催の下に電波統制打合せ會を開催軍部及外地より關係官出席す 對外地通信連絡會議を開催す 電報書類處理規程中内外國電報總計表及電報配達狀況表の様式を改正す 託送料金調定の便宜上託送電報原書處理に特例を設く 從來三分前より開始したる正午時通報を一分前より通報のこととす 電報規則及電報取扱規程中改正す 寫眞電報規則中改正す

年次	月次	摘 要
昭和十二	一	門司埠頭に於ける固定式電報出張受付を移動式に改め小型自動車を使用のこととす 電報書類に關聯せる非違事項報告様式を改正す 慶弔電報規則制定實施す 東京大阪、大阪下關及大阪福岡間搬送電信路完成す 大阪中央電信局に新に外信課を設置し在來の通信課は内信課に改む 神戸中央電信局監査係を監査課に改む 電報類信専用電話に依る電報類信を試行す 岡山及久留米郵便局新築に伴ふ同局施設の電報運信機竣工す 東京中央電信局及大阪中央電信局の局舎増築模様替及通信座席移動並電報運信機増設改造工事竣工す 官廳用軍用及私設電線電池維持受託規程中改正す 電報規則中改正す（郵便料値上關係） 寫眞電報規則中改正す（同右） 神戸中央電信局と神戸港中突堤待合所間に電信専用電話による電報受付を試行す 慶弔電報文例を追加す
昭和十三	二	二・二六事件勃發し戒嚴令布かれ二十九日午前五時三十分より午後零時迄東京發着電報の取扱を停止さる 内國及日滿電報の返信料前納證書の使用方を統一す 内國和文公衆報の送達紙には凡て「殿」の敬稱を附すこととす 東京中央電信局外信課に「ベルト」式電報運信機を設備す 一日より十日間全國陸上電信局に於て我邦最初の内國發信私報職業別利用狀況下調査を施行す 逓信省主催の下に電波統制打合せ會を開催軍部及外地より關係官出席す 對外地通信連絡會議を開催す 電報書類處理規程中内外國電報總計表及電報配達狀況表の様式を改正す 託送料金調定の便宜上託送電報原書處理に特例を設く 從來三分前より開始したる正午時通報を一分前より通報のこととす 電報規則及電報取扱規程中改正す 寫眞電報規則中改正す



年次	月次	摘 要
昭和	十	ローマ字綴方統一に伴ひ電報取扱規程中改正す
	十二	電信による郵便振替貯金受拂制度制定に伴ひ電報取扱規程中改正す
	二	貼付式和文印刷電信機による通信方法制定に伴ひ電報取扱規程中改正す
	三	國際電氣通信株式會社實施に伴ふ電報規則及電報取扱規定中改正す
	同	電話託送制度改正に伴ふ電報規則及電報取扱規程中改正す
昭和	四	扱規程中改正す
	五	慶弔電報文例中追加す
	同	寫眞電報取扱手續中改正す
	九	第一回貼付式和文印刷電信機運用實習會開催す
	同	官廳及地方自治體に對し料金の後納取扱を認むることとし電報規則及電報取扱規程中改正す

三、電 話

年次	月次	摘 要
(1837) 天保 八		米人「ベイヂ」氏鐵片を急に磁化又は消磁するときは音を發することを發見し電話機發明上に一道の光明を與ふ
(1854) 安政 元		佛人「シャル・ブルサール」氏電話理論を構成し電話發明の可能を豫言す
(1861) 文久 元		獨逸人「フリッツ・ライス」氏一種の電話機を發明し音樂其の他の音響の傳送に成功す
(1871) 明治 四	三	伊太利人「アントニオ・メウイチ」氏一種の電話機を發明す
	九	「アレキサンダー・グラハム・ベル」氏電話の發明に大成す同時に米人「エリシャ・グレイ」氏も亦發明す
	一〇	「ボストン」に於て世界最初の電話交換開始せらる
	十一	電話機本邦に初めて輸入せらる
	同	工部省電信局と横濱電信分局との間に於て通話の實驗を爲す
	十二	赤坂御所と青山御所との間に電話線を架設
(1879)	一	し之を 明治天皇の天覽に供し奉る
	二	宮内省と工部省との間に於て電話回線を新設す之れ我國に於ける電話實用の最初とす
	六	「トマス・エヂソン」氏炭素送話機を發明し爾來受話器と送話器は別箇のものとなる
	九	工部省電信局製造場に於て電話機の試作せる
	五	米國人「コンノリー・マックタイ」兩氏一種の自動交換機を發明す
	一六	電信局長石井忠亮氏上海より歸國、電話開設の急要なることを工部卿に提議す
	九	工部卿太政大臣に對し電話交換新設の申請書を提出す、是れ電話事業に關する發程第一の閣議請求書とす
	十一	東京葵町電信局に「ジャック・ナイフ・スキッチ」型電話交換機を裝置試驗す
	十二	電話設置の議に付太政官より「何之趣民設之積を以て方按取調更に可申出事」と指令せられ官營の途一絶す工部省亦官營を希望



年次	月次	摘要
明治一七	五	と雖必ずしも私營を排せず 葵町電信分局に於て始めて電話交換の實驗を爲す 工部省漸く私營の不可を知り官營の議を太政官に呈したれども「自今難及詮議」旨指令せらる 電信條令(七四條文)を公布(七月一日施行)し私設電話を取締る 官廳、鐵道等に於て電話機の私設漸く盛なり 巾着型電話機を作製す 工部省三度書を太政官に提出し官營論を主張す之に對し太政官より「何之趣即今難及詮議」と指令せらる 始めて選省設立せられ電話のことは選省の管掌する所となりたるが時の選信大臣榎本武揚氏初め民營論者たりしも野村選信次官、若宮秘書官、林内信局長の進言により其の利弊得失を考究精査し豁然として官營に賛成す
一九	二	後藤象次郎氏選信大臣と爲る氏も亦官營に
(1890)	二〇	賛成す 電話民營計畫者電話研究の爲理學士澤井氏を米國に派遣す 「アーデル」形電話機及「ベルトン」形電話機を作成す 電話官營の廟議一決す 選信技師大井才太郎氏を技術並に制度研究の爲歐米に派遣す 電話通信手續(五條文)を制定(翌年一月一日施行)し東京電信局熱海電信局間の電話通信の開始に適用す 「ガワベル」電話機を作製し標準電話機とす
二二	一	東京熱海間に一般公衆通話を開始す 電話取扱心得(十四條文)を定め東京熱海間の通話に適用す
二二	二	東京熱海間の公衆通話取扱を廢止す 米國人「エー・ビー・ストローヂャー」氏が現在の「ストローヂャー」式の基礎を爲す自動交換方式を發明す 電話交換規則(十八條文)を制定し電話通
二三	四	

年次	月次	摘要
同	同	信の手續順序、電話機使用料金及其の方法等を明にし電話交換加入の申込を爲さしむ 東京市に於ける電話加入者の使用料(年額五十圓——五月に四十圓に改定)及電話通信者の電話料(市内一通信時五錢)を定む 日本橋電信支局内に東京電話交換事務所を置き電話交換加入申込を掌理す 横濱市に於ける電話加入者の使用料(年額三十五圓)及電話通信者の電話料(市内一通信時五錢)を定む 東京横濱間の電話料(一通信時十五錢)を定む
十一	二五	電話交換規則中改正し加入者の電話に依り送受する電報は和文電報に限ることとし又別に電鈴を設置するときは徴收すべき料金額(一箇毎に年額八十錢)を規定す 東京及横濱兩市に單線式單式交換機を使用して電話交換業務を開始す當時の加入者數は東京一七九名横濱四五名とす
十二	四	東京市内に於ける電話加入者の使用料年額四十圓を三十五圓に改正し七月一日より施行す
同	同	電話交換手の服務時間を八時間とし夜間若は晝夜に亘るものは當該局長適宜之を規定することとし且つ其の業務の繁閑を計り電話交換手に一箇月五回以内の休暇を與ふる
同	同	午後十時迄自十一月一日至二月末日、午前七時より午後十時迄 電話交換加入者心得を定む 電話交換規則中改正し加入者の電話料は郵便切手を以て納付するの制なりしを通貨を以てせしむることに規定す 電話交換規則中改正し料金滞納加入者に對し通話停止若は加入除名の處分を規定す 電話交換手採用規程(十條文)を定む 電話交換局長處務規程(七條文)を定む 東京龍の口交換局に於て初めて直列複式交換機を試用す 大阪、神戸兩市間に於ける電話加入者の使用料(年額三十五圓)及電話通信者の電話料(一通信時五錢)並に大阪神戸間市外通信料(一通信時十五錢)を定む 東京市内に於ける電話加入者の使用料年額四十圓を三十五圓に改正し七月一日より施行す
同	同	電話所の電話通話取扱時間を左の通り定む 自三月一日至十月三十一日、午前六時より



年次	月次	摘 要
明治 二六	三	事を得ることゝす 米國「インディアナ」州の「ラ・ポルト」局（容量五十回線）に世界最初の自動交換を開始す 大阪、神戸兩市に電話交換業務を開始す當時の加入者數大阪一四一名神戸七四名とす大阪は單式交換機を神戸は「マン」式交換機を使用す 大阪及神戸兩市に各一箇所電話所を置き通話事務を開始す 電話交換手規則（二十一條文）を制定（翌年一月一日施行）し電話交換手採用規程を廢止す 始めて架空「ケーブル」を採用す 大阪神戸間に重信回線を試用す 女子電話交換手取締規則（八條文）を制定し六月一日より施行す 電話交換局官制中改正し局長は從來技師を充てたるも技手も亦之に充つることを得ることゝす 事業公債條例に依り第一次電話擴張費は其
二七 二八 二九	五 三	（普通、特別）及順序開通の制を設け加入登記料を徴收することゝし、加入名義の變更を認め卓上電話機の使用を許し市外通話及非加入者の爲す通話は一通話時（五分間）を超えて通話し得ざることゝし、從來電話加入期間は初期二箇年次期より一箇年なりしを初期一箇年次期より三箇月に短縮し、加入解約の通知は期間満了の日より三ヶ月前に爲すべき規定なりしを十五日前に改め、家屋所有者の機械設置承諾書を提出せしむることに規定す 東京、大阪、京都、横濱、神戸、名古屋、堺の各電話交換局及電話交換支局の電話加入區域を定む 電話交換規則に依る電話加入登記料及電話使用料規則を制定す 電話交換局電話交換支局事務規程（二十三條文）を定め電話加入事務取扱手續を定む 電話所事務規程（九條文）を定め電話所に於ける通話取扱手續を定む 電話所電話通信時間を左の通り改定す 自三月一日至十月三十一日午前六時より午後十時迄
二〇	七	の財源を公債に仰ぐことゝし二十九年年度より三十五年年度に至る七箇年繼續事業とし其の計畫案を第九議會に提出し協賛を経たるを以て二十九年年度より實施す 京都市内に於ける電話使用料（年額三十五圓）及電話通信者の電話料（二通信時五錢）又京都大阪間（一通信時十五錢）京都神戸間（一通信時二十錢）の市外通信料を定む 二十九年年度第一擴張に着手すると同時に從來使用の「ガワベル」電話機を廢し「デルビル」及「ソリッドバック」電話機を採用することとし前者は普通加入者用とし後者は長距離加入者用に定む 電話市價昂騰し賣買漸く頻繁となる 京都市に電話交換業務を開始す 京都市内に電話所二箇所を開始す 京都大阪及京都神戸間に電話通信を開始す 和泉國堺市に電話所を開始す、大阪堺、京都堺、神戸堺間各電話通信料一通信時十五錢に定む 電話交換規則全文を改正し電話加入區域
三〇	五	自十一月一日至翌年二月末日午前七時より午後十時迄 電話通信心得書を定め電話加入者及非加入者の電話通話心得とす 無料電話通信は遠距離に依るものは交換上緊急なる要務に關するものゝみに限定す 單線式電話線路を複線式に改む 電話交換規則を改正（三月一日施行）し官廳のみならず公署及其他公益事業に對し優先開通を認め電話使用料等の納期を改め尙電話に關する料金は現金納付を原則とすることに改定す 電話交換規則中改正し電話加入申込の讓渡を認め、加入除名者に加ふる制裁の條項を追加す 堺に電話交換業務を開始す 名古屋市に電話交換業務を開始す 名古屋市に電話所一箇所開設す 電話交換規則中改正し長距離通話の制を設け東京大阪間市外電話線開通と共に之を實施す東京大阪間通話料一圓六十錢とす 加入登記料及電話使用料規則中市内外電話料金を改正し四月一日より施行す即ち市内
三二	一	同
三三	三	同

年次	月次	摘 要
明治 二六	三	事を得ることゝす 米國「インディアナ」州の「ラ・ポルト」局（容量五十回線）に世界最初の自動交換を開始す 大阪、神戸兩市に電話交換業務を開始す當時の加入者數大阪一四一名神戸七四名とす大阪は單式交換機を神戸は「マン」式交換機を使用す 大阪及神戸兩市に各一箇所電話所を置き通話事務を開始す 電話交換手規則（二十一條文）を制定（翌年一月一日施行）し電話交換手採用規程を廢止す 始めて架空「ケーブル」を採用す 大阪神戸間に重信回線を試用す 女子電話交換手取締規則（八條文）を制定し六月一日より施行す 電話交換局官制中改正し局長は從來技師を充てたるも技手も亦之に充つることを得ることゝす 事業公債條例に依り第一次電話擴張費は其
二七 二八 二九	五 三	（普通、特別）及順序開通の制を設け加入登記料を徴收することゝし、加入名義の變更を認め卓上電話機の使用を許し市外通話及非加入者の爲す通話は一通話時（五分間）を超えて通話し得ざることゝし、從來電話加入期間は初期二箇年次期より一箇年なりしを初期一箇年次期より三箇月に短縮し、加入解約の通知は期間満了の日より三ヶ月前に爲すべき規定なりしを十五日前に改め、家屋所有者の機械設置承諾書を提出せしむることに規定す 東京、大阪、京都、横濱、神戸、名古屋、堺の各電話交換局及電話交換支局の電話加入區域を定む 電話交換規則に依る電話加入登記料及電話使用料規則を制定す 電話交換局電話交換支局事務規程（二十三條文）を定め電話加入事務取扱手續を定む 電話所事務規程（九條文）を定め電話所に於ける通話取扱手續を定む 電話所電話通信時間を左の通り改定す 自三月一日至十月三十一日午前六時より午後十時迄
三〇	七	の財源を公債に仰ぐことゝし二十九年年度より三十五年年度に至る七箇年繼續事業とし其の計畫案を第九議會に提出し協賛を経たるを以て二十九年年度より實施す 京都市内に於ける電話使用料（年額三十五圓）及電話通信者の電話料（二通信時五錢）又京都大阪間（一通信時十五錢）京都神戸間（一通信時二十錢）の市外通信料を定む 二十九年年度第一擴張に着手すると同時に從來使用の「ガワベル」電話機を廢し「デルビル」及「ソリッドバック」電話機を採用することとし前者は普通加入者用とし後者は長距離加入者用に定む 電話市價昂騰し賣買漸く頻繁となる 京都市に電話交換業務を開始す 京都市内に電話所二箇所を開始す 京都大阪及京都神戸間に電話通信を開始す 和泉國堺市に電話所を開始す、大阪堺、京都堺、神戸堺間各電話通信料一通信時十五錢に定む 電話交換規則全文を改正し電話加入區域
三二	一	同
三三	三	同







年次	月次	摘 要
四	六	話及特別長距離の制を設け、加入申込の名義變更を禁じ、電話線専用の途を拓き始めて土地種別を定めて甲、乙、丙の三種とし一人にして二箇以上の加入申込を有する場合一箇以外の申込は順番を繰下げ市外通話料算定に始めて距離に依る等級を付す 電話加入事務規程（三十八條文）を定め七月一日より施行し電話交換局電話交換支局事務規程中本規程に抵触するもの及電話番號簿様式に關する件を廢止す 日本銀行、横濱正金銀行の申請により東京横濱間に市外専用電話施設を許可す 電話規則を改正し電話土地種別に丁地を加へ又特設電話所在地に一般電話交換を開始したる時特設電話加入者にして既設の線路機械等を無償引渡を爲すものは一般電話交換加入に關し加入區域外の部分の料金低減の特典を附するの規定を設け同時に特設電話規則をも改正す 四十年より四十五年度に至る第二次電話擴張計畫案は第二十三議會の協賛を經本年
四	七	度より實施せらる 第一回全國電話局長會議を開催し電話交換業務改善、擴張計畫、交換手養成に關し審議せり 電話規則中改正し加入申込者にして電話開通用物件を無償提供の場合に申込登記順番に依らず開通の制を設け六月二十九日より施行す 電話交換用語を一定す 豫約新開電話規則（二十條文）を制定し九月一日より施行す 豫約新開電話取扱規程（十七條文）を定め九月一日より施行す 警察用電話を政府に無償引渡したるときは該線に依る市外通話料半減するの制を設け十月一日より施行す 無料電話規程（十六條文）を定め四月一日より施行し無料電話設備及無料通話の範圍を規定す 電話規則中改正し電話番號簿に一定の料金を徴收して重複掲載及他人名義掲載の途を
四	三	開き特急架設の名義變更に關する制限を緩ふし、同等資格者以外の者と雖開通後五年を經たる時ば一般のものと同じく名義を變更し得る事とし同時に特急架設の理由消滅したる時は加入を取消す事とし連接加入にして本加入名義變更の場合には其の連接加入は自然消滅の規定なりしも新名義者に於て承諾するときは繼續し得べき例外を設けて市外通話の繼續通話制限一通話時を二通話時迄繼續し得ることに定む 豫約新開電話規則中改正し長距離通話區間のみに限らず短距離區間の豫約通話をも取扱ふこととし五月一日より施行す 豫約新開電話取扱規程中改正し五月一日より施行す 第二回全國電話局長會議を開催し電話業務の改善、交換手用語一定、市外通話傳送方法等を審議せり 電話規則中改正し寄附開通の場合に於ける「必要なる物件」を「工事用物件」に改め五月十日より施行す 電話交換取扱手續及市外電話に關する傳送方法並取扱用電信略號を定め電話通話の取
四	一	度より實施せらる 第一回全國電話局長會議を開催し電話交換業務改善、擴張計畫、交換手養成に關し審議せり 電話規則中改正し加入申込者にして電話開通用物件を無償提供の場合に申込登記順番に依らず開通の制を設け六月二十九日より施行す 電話交換用語を一定す 豫約新開電話規則（二十條文）を制定し九月一日より施行す 豫約新開電話取扱規程（十七條文）を定め九月一日より施行す 警察用電話を政府に無償引渡したるときは該線に依る市外通話料半減するの制を設け十月一日より施行す 無料電話規程（十六條文）を定め四月一日より施行し無料電話設備及無料通話の範圍を規定す 電話規則中改正し電話番號簿に一定の料金を徴收して重複掲載及他人名義掲載の途を
四	二	度より實施せらる 第一回全國電話局長會議を開催し電話交換業務改善、擴張計畫、交換手養成に關し審議せり 電話規則中改正し加入申込者にして電話開通用物件を無償提供の場合に申込登記順番に依らず開通の制を設け六月二十九日より施行す 電話交換用語を一定す 豫約新開電話規則（二十條文）を制定し九月一日より施行す 豫約新開電話取扱規程（十七條文）を定め九月一日より施行す 警察用電話を政府に無償引渡したるときは該線に依る市外通話料半減するの制を設け十月一日より施行す 無料電話規程（十六條文）を定め四月一日より施行し無料電話設備及無料通話の範圍を規定す 電話規則中改正し電話番號簿に一定の料金を徴收して重複掲載及他人名義掲載の途を

年次	月次	摘 要
四	六	話及特別長距離の制を設け、加入申込の名義變更を禁じ、電話線専用の途を拓き始めて土地種別を定めて甲、乙、丙の三種とし一人にして二箇以上の加入申込を有する場合一箇以外の申込は順番を繰下げ市外通話料算定に始めて距離に依る等級を付す 電話加入事務規程（三十八條文）を定め七月一日より施行し電話交換局電話交換支局事務規程中本規程に抵触するもの及電話番號簿様式に關する件を廢止す 日本銀行、横濱正金銀行の申請により東京横濱間に市外専用電話施設を許可す 電話規則を改正し電話土地種別に丁地を加へ又特設電話所在地に一般電話交換を開始したる時特設電話加入者にして既設の線路機械等を無償引渡を爲すものは一般電話交換加入に關し加入區域外の部分の料金低減の特典を附するの規定を設け同時に特設電話規則をも改正す 四十年より四十五年度に至る第二次電話擴張計畫案は第二十三議會の協賛を經本年
四	七	度より實施せらる 第一回全國電話局長會議を開催し電話交換業務改善、擴張計畫、交換手養成に關し審議せり 電話規則中改正し加入申込者にして電話開通用物件を無償提供の場合に申込登記順番に依らず開通の制を設け六月二十九日より施行す 電話交換用語を一定す 豫約新開電話規則（二十條文）を制定し九月一日より施行す 豫約新開電話取扱規程（十七條文）を定め九月一日より施行す 警察用電話を政府に無償引渡したるときは該線に依る市外通話料半減するの制を設け十月一日より施行す 無料電話規程（十六條文）を定め四月一日より施行し無料電話設備及無料通話の範圍を規定す 電話規則中改正し電話番號簿に一定の料金を徴收して重複掲載及他人名義掲載の途を
四	三	開き特急架設の名義變更に關する制限を緩ふし、同等資格者以外の者と雖開通後五年を經たる時ば一般のものと同じく名義を變更し得る事とし同時に特急架設の理由消滅したる時は加入を取消す事とし連接加入にして本加入名義變更の場合には其の連接加入は自然消滅の規定なりしも新名義者に於て承諾するときは繼續し得べき例外を設けて市外通話の繼續通話制限一通話時を二通話時迄繼續し得ることに定む 豫約新開電話規則中改正し長距離通話區間のみに限らず短距離區間の豫約通話をも取扱ふこととし五月一日より施行す 豫約新開電話取扱規程中改正し五月一日より施行す 第二回全國電話局長會議を開催し電話業務の改善、交換手用語一定、市外通話傳送方法等を審議せり 電話規則中改正し寄附開通の場合に於ける「必要なる物件」を「工事用物件」に改め五月十日より施行す 電話交換取扱手續及市外電話に關する傳送方法並取扱用電信略號を定め電話通話の取
四	一	度より實施せらる 第一回全國電話局長會議を開催し電話交換業務改善、擴張計畫、交換手養成に關し審議せり 電話規則中改正し加入申込者にして電話開通用物件を無償提供の場合に申込登記順番に依らず開通の制を設け六月二十九日より施行す 電話交換用語を一定す 豫約新開電話規則（二十條文）を制定し九月一日より施行す 豫約新開電話取扱規程（十七條文）を定め九月一日より施行す 警察用電話を政府に無償引渡したるときは該線に依る市外通話料半減するの制を設け十月一日より施行す 無料電話規程（十六條文）を定め四月一日より施行し無料電話設備及無料通話の範圍を規定す 電話規則中改正し電話番號簿に一定の料金を徴收して重複掲載及他人名義掲載の途を
四	二	度より實施せらる 第一回全國電話局長會議を開催し電話交換業務改善、擴張計畫、交換手養成に關し審議せり 電話規則中改正し加入申込者にして電話開通用物件を無償提供の場合に申込登記順番に依らず開通の制を設け六月二十九日より施行す 電話交換用語を一定す 豫約新開電話規則（二十條文）を制定し九月一日より施行す 豫約新開電話取扱規程（十七條文）を定め九月一日より施行す 警察用電話を政府に無償引渡したるときは該線に依る市外通話料半減するの制を設け十月一日より施行す 無料電話規程（十六條文）を定め四月一日より施行し無料電話設備及無料通話の範圍を規定す 電話規則中改正し電話番號簿に一定の料金を徴收して重複掲載及他人名義掲載の途を







年次	月次	摘要
大正五	同	場合に於ける市内通話の中断等を規定す 豫約取引所電話規則(五條文)を制定(十 二月一日施行)し取引所又は其の指定せる 者相互間に於て相手取引所市場に公示すべ き取引所の取引相場を一定の時間豫約通話 の途を設く
十一	同	電話通話取扱規程(九章百四十五條文)を 制定(十二月一日施行)し電話交換局電話 交換支局事務規程及電話所事務規程を廢止 す本規程は主として從來の規程通牒類を整 理統一し且つ電話通話規則に依り新に規定 せられたる定時通話、話中切斷、夜間通話 の擴張、取消料、呼出指定事項の加除訂 正、呼出應答、等に關する取扱方法其他他 電話交換證等の式紙類の規畫統一を規定せ るものとす
二	一	浮屠の電話通話を一切禁止す 電話便規則(十七條文)を制定し加入者よ り非加入者へ又は非加入者相互間に於て電 話に依り依頼を受けたる傳言を其の指定先 に送達するの制を設け三月一日より東京及
六	三	大阪兩中央電話局區内に施行す其の取扱區 域は同一電話加入區内相互間とし傳言事項 は假名六十字以内とす
四	同	電話規則中改正し土地種別五種を六種(已 地追加)とし加入者數を以て其の區別の標 準とし四月一日より施行す
三	同	第四次全國電話局課長會議を開催し市外通 話取扱の改善、従事員服務其他一般業務取 扱改善に關し審議せり
六	三	第三次擴張計畫(大正五年度より五箇年計 畫)は第三十七議會の協賛を経て本年度よ り實施す
六	三	電話に依る火災報知制度を新設し四月一日 より東京市内に施行す從來東京市内に於て 設備する電氣的火災報知装置は「モール ス」機に依る非常報知機及消防官署を連絡 する直通電話の二者に過ぎず公衆の直接通 報不可能なるに依り本制度を實施せるもの とす
六	三	第三次擴張計畫を第三十九議會の協賛を經 て第一次改定(九箇年計畫)す

年次	月次	摘要
六	十	特設電話規則中改正し市内専用電話機を交 換線に接続することを得ること等を規定し 十一月一日より施行す
七	三	共同線及連接加入の物件寄附に依る優先開 通を認む
六	十	近時民間に於て電話を射利の目的に供する 傾向顯著となりしが爲眞の需要者を満足せ しめ難く電話擴張の本旨に悖ることとなり 且つ申請受理決定に際しても多數の日子を 要し工事支障不尠ざるを以て是等を救済 せん爲め又其他不備と認めらるるものに 關し電話規則中及電話至急開通規則中改正 し六月二十二日より施行せり其の要項左の 如し
六	十	(一)電話規則中改正……加入申込後二ヶ年 經過せるものは加入申込を取消し加入登記 料の還付を請求し得ること、同一邸宅構内 を設置場所とする加入申込は同一名義のも のと看做し又設置場所變更の加入申込に對 し何れも開通順番を繰延べること、寄附開 通電話に對し至急開通規則を準用し開通後 五ヶ年間名義變更及設置場所變更を禁ずる こと等を規定す
八	十二	(二)至急開通規則中改正……至急開通の申 請受理順位を定め、申込不受理條件を嚴に し、開通後の名義變更及設置場所禁止期間 を五年に延長し名義を貸借し申請を爲した るものに對し百圓以下の罰金に處すること 等を規定す
四	十二	第三次擴張計畫を第四十一議會の協賛を經 て第二次改定す
六	十	電話規則に全般的な改正を行ひ四月一日よ り施行す之に依り加入區域外加入は官公署 に限りたるも一般加入者にも之を認め、増 設電話を甲種及乙種の二種とし發信専用の 制を設け、電話交換線に接続する官私設電 話の取締及機械類供給に關する事項等を規 定す
同	同	特設電話規則中改正し四月一日より施行す 電話通話規則中改正し火災報知の爲公衆よ り消防官署に對して爲す市内通話は無料と 爲す等の規定を設け四月一日より施行す
同	同	火災報知電話に關する件中改正す
同	同	電話加入者宅内電話交換取扱者養成委託手 續(七條文)を定む
六	同	普通電話の加入申込を制限し六月七日より



年次	月次	摘要
(1920) 大正九	同	施行す即ち電話規則に依る電話加入申込は従来無制限に受理し来りたるも今次の電話擴張計畫が積滞申込を一掃するの趣旨なるに鑑み當分の内、特急架設寄附開通、電話至急開通、共同線加入又は連接加入の申込に限り之を受理することとす
同	同	電話至急開通規則全文を改正し六月七日より施行す之に依り加入申込を有せざるもの申請を認め、申請受理順位を公益及抽籤の二種とし、抽籤に依るものは開通豫定数の二倍に達する迄必要程度高きものより調査選定し抽籤に付することに定む
同	同	本年度至急開通豫定数、至急開通料、至急開通受付期間等を公示す
同	同	無線式有線電話を東京横濱間、東京大阪間及大阪神戸間に於て試験し成功す
同	同	第五回全國電話局課長會議を開催し電話度敷料金制、交換監査等に關し審議せり
同	同	消防通話の制を設け十二月四日より施行す之に依り消防官署は加入者の使用中に非らざる加入回線に携帯電話機を接続し火災消
同	同	防上必要なる通話を爲し得る途を開く普通三等局以下の電話通話及呼出並電話便取扱時間を午後八時迄に短縮し大正九年一月十六日より施行す
同	同	電話規則中改正し度敷料金制を六大都市(丁地以上)に實施し一般電話料金を改定値上し土地種別に庚、辛、壬の三階級を追加し四月一日より施行す
同	同	特設及市内専用電話規則中改正し四月一日より施行す即ち電話規則の一般料金値上げに伴ひ之が平衡を計る爲特設電話及市内専用電話に關する料金を改定値上せり
同	同	運輸事業に對し始めて市外専用電話を許可す
同	同	特設電話規則中改正し消防通話の制を設け、加入區域公示方法を改め七月二十一日より施行す
同	同	電話至急開通規則中改正し電話機設置場所變更は受理通知前と雖も之を禁ずること等を規定し八月十日より施行す
同	同	第三次擴張計畫を第四十三議會の協賛を經

年次	月次	摘要
一〇	五	て第三次改定を爲す
一一	十一	電話交換手見習養成準則(三十一條文)を定め電話交換手養成方法を統一せり
一一	二	電話至急開通規則中改正し加入申込を有せざる至急開通申請者に電話規則を適用すること等を規定し五月十八日より施行す
一一	二	市内専用電話規則中改正し特別の事情あるものは特殊の装置に依り二人以上の専用に供せしむることを定め二月九日より施行す
一一	九	市外電話交換取扱手續を定む
一一	十一	逓信省構内電話に試験的に自動交換方式を採用す
一一	十二	第三次擴張計畫を第四十六議會の協賛を經て第四次改定す
一一	一	第六回全國電話局課長會議を開催し電話加入事務、電話通話事務、犯罪事故防止等に關し審議せり
一一	三	電話便規則を三月一日より廢止す
一一	三	電話通話及呼出取扱時間を改正し従事員の負擔加重を軽減する一助として取扱時間を一般に短縮せり
一一	六	新聞社及通信社に對し始めて市外専用電話を許可す
同	同	電話至急開通規則全文を改正し六月二日より施行す之に依り資格調査を廢し公益上必要なるもの以外は全部を抽籤とし、受理條件を嚴にし、名義及場所變更期間の經過を條件として之等の變更豫約を爲したるときは加入を取消すこと等を規定す
同	同	岸壁又は棧橋に繋留の船舶と陸上との間に電話の便を開く爲め在來の増設電話施設範圍を擴張し繋船時は船舶内にて其の他の場合は岸壁又は棧橋上に設置し使用せしむるの制を設く
同	同	一日關東に大震災あり電話事業の被害甚大にして震災に依り燒失せるもの東京は總加入者數七萬九千八百餘名中六萬三百餘名にして七割七分を占め又横濱は總加入者數一萬五百餘名全部罹災し附近各局何れも被害多く市外電話回線も亦燒失、埋没、流失せるもの夥しく東京中央電話局に於ては約三百回線の不通を來し帝都と各都市間の通信連絡は一朝にして杜絶す其の他の被害算なし
同	同	救護事務用電話を施設す一日夜先中野電信隊の手に依り陸軍省を中心に各官公署に電







年次	月次	要 摘
昭和五	五	下に加入申請者の加入申込登記順番優先受理を認む 四、不受理の制限を緩和す 五、開通後加入名義變更又は設置場所變更に付制限を撤廃す 六、不法申請者に對する制裁緩和す 大阪中央電話局外三局の十四年度特別開通豫定數、設備費及特別開通申請受付期間等を公示す東京及横濱中央電話局は震災復舊の爲め除外す 電話規則中及特設電話規則中改正し電話特別開通規則制定の結果單獨加入との權衡普通電話施行地に於ける共同線加入及連接加入に就ても亦架段實費に近き一定の寄附額を徴收することとし又加入登記料は現金徴收のことに改定十月一日より施行す 自動交換實施等に伴ひ電話規則中改正し十月一日より施行す主要改正事項下記 一、自動式局所屬の連接加入を廢止す 二、同一共同線加入者相互間の度數料は基本料中に含め徴收す
昭和五	一	三、共同線加入者の度數料は其の相手方の分と合算の上料金納付責任者より徴收す 四、本電話と通話し得る乙種増設電話を廢止す 五、特別長距離通話區域を廢止す 六、自動電話を公衆電話と改稱す 東京中央電話局京橋分局に我國最初の自動交換方式（ストローヂヤ式）を採用し一月二十日より實施す同月二十五日本所分局に、三月十八日下谷分局に、三月二十日神田分局に何れも自動交換方式（ストローヂヤ式）を採用實施す 横濱中央電話局本局及長者町分局に自動交換方式（ジイメンズ・ハルスケ式）を採用し三月二十五日より實施す 第七回全國電話局課長會議を開催し電話法規の整理統一、電話擴張實施、従事員の養成監督等に關し審議せり 岸壁又は棧橋に繋留する船舶と陸上との間の電話連絡に關する件を定め、四月九日より施行す
	三	九月十日より施行す 放送中繼用として初めて市外専用電話を許可す 郡役所廢止後に於ける自治行政の運行を一層敏活完全ならしめ且地方經費の節約を圖る爲め町村役場と所轄府縣廳との間の電話連絡は加入電話に依り難きものは町村役場を電話通話事務のみを取扱ふ電話官署に接続して電話連絡を爲さしむるの制を設け十一月十六日より施行す 市内専用電話規則中改正し専用者に於て設備及維持を爲し或は物件を寄附し或は特殊の裝置を爲す場合に於て特別の事由ありと認むるときは専用電話の料金を特定し又は免除することとし翌年一月一日より施行す
	四	東京及横濱中央電話局の震災に因る被害加入者は全部復舊したるに付之れが救済の爲め制定實施中の臨時市内特設電話規則は十一月十七日より廢止す 特設電話規則中改正し電話加入區域外加入を他局所の加入區域内よりも加入し得るの制を設け翌年一月一日より施行す

年次	月次	要 摘
	二	り施行す、岸壁又は棧橋に繋留する船舶に有線電話を接続するの制度は從來増設電話として實施せしが利用範圍は加入電話に限られたる爲め獨占施設となり一般的に利用する所とならず著しく不便なるを以て之れが施設を一層擴大し公衆電話等の如く政府の施設とし一般的に使用せしむることとす 青森函館間電話連絡線は四月二十四日竣工せり 第三次擴張計畫を第五十二議會の協賛を経て第七次改定し昭和二年度より實施す 市内専用電話規則中改正し法人に非らざる公益團體に對しても同電話の使用を認め三月一日より施行す 東京名古屋間に初めて搬送式電話回線を實施す 東京大森間に即時市外通話接續法を大森發信九月五日東京發信十一月五日より實施す 電話加入申込者又は加入者に於て設備及維持を爲す増設電話並に電話加入回線に接續する官廳用、私設及市内専用電話の具備すべき條件又は標準回路及之に使用すべき機器を規格統一し之に伴ひ電話規則中改正し
	十	九月十日より施行す 放送中繼用として初めて市外専用電話を許可す 郡役所廢止後に於ける自治行政の運行を一層敏活完全ならしめ且地方經費の節約を圖る爲め町村役場と所轄府縣廳との間の電話連絡は加入電話に依り難きものは町村役場を電話通話事務のみを取扱ふ電話官署に接続して電話連絡を爲さしむるの制を設け十一月十六日より施行す 市内専用電話規則中改正し専用者に於て設備及維持を爲し或は物件を寄附し或は特殊の裝置を爲す場合に於て特別の事由ありと認むるときは専用電話の料金を特定し又は免除することとし翌年一月一日より施行す
	十一	東京及横濱中央電話局の震災に因る被害加入者は全部復舊したるに付之れが救済の爲め制定實施中の臨時市内特設電話規則は十一月十七日より廢止す 特設電話規則中改正し電話加入區域外加入を他局所の加入區域内よりも加入し得るの制を設け翌年一月一日より施行す



年次	月次	摘要
昭和	十二	下關門司間に即時市外通話接続法を十二月十一日より実施す
	二	電話規則中改正し官公署の區域外加入は制限距離二里を越ゆるも事業上又は工事上支障なしと認むる場合は加入することを得るの制を設け二月十四日より施行す
	二	豫約新聞電話規則中改正し豫約通話時間獨占等の弊害を除去の爲め一箇月以上繼續して豫約通話を爲さざるときは其の認可を取消し又は時數を減少のことに改定し二月十五日より施行す
	三	大阪中央電話局堀川及天王寺分局に自動交換方式を採用し三月四日より実施す
	同	「メートル」法實施の爲め關係規定中改正し四月一日より施行す
	四	神戸中央電話局湊川分局に自動交換方式を採用し四月一日より実施す
	同	京都中央電話局本局に自動交換方式を採用し四月八日より実施す
	同	名古屋中央電話局本局に自動交換方式を採用し四月二十二日より実施す
	十二	電話特別開通規則中改正し設備費分納及還付の制を設け六月二十三日より施行す
	九	電話規則中改正し船舶通話の必要上加入者相互間の市内通話を中斷したるときは度數料を課せざることとし十月二十一日より施行す
	十二	第三次擴張計畫を第五十六議會の協賛を経て第八次改定（十二ヶ年計畫）し昭和四年度より實施す本計畫に依り公債財源を復活し加入者の負擔金を遞減することに改定す
	四十二	電話規則中改正し加入區域外加入の範圍を所屬局より十二軒（舊八軒）迄擴張し翌年一月一日より施行す
	十二	第三次擴張計畫の第九次改定計畫案を第五十七議會に提出したるも解散の爲め協賛を經るに至らず即ち本計畫案は公債財源を打切り昭和四年度以降の擴張工程よりの益金加入者設備費負擔金加入登記料及一般會計よりの補給に仰ぐことに計畫提案せるも協賛に至らざるを以て昭和五年度に於ては實行豫算を以て右改定計畫案の内容を實施す

年次	月次	摘要
(1930)	五	電話規則中並電話通話規則中改正し電話加入區域並通話區域の公示を官報掲載を廢し局前揭示に改め五月一日より施行す
	四	電話通話取扱規程中式紙類の規格標準を改定し五月二十六日より施行す
	五	第三次擴張計畫を第十次改定（五ヶ年計畫）し第五十九議會の協賛を経て昭和六年度より實施す本計畫は第九次改定案と同様にして工事費の單價は物價低落の狀況を考慮し前案より約一割五分減額す
	六	電話番號簿廣告掲載規程を制定し從來禁止せられたる電話番號簿廣告は電話番號簿調製費節約の趣旨に依り之を認むることとし五月十五日より施行す
	九	電話番號簿廣告掲載規程を改正し電話官署の廣告掲載選定自由裁量を認め特に表表紙内面の掲載を認め尙裏表紙の廣告料を五割方増額し十月一日より施行す
	十一	電話規則中及特設電話規則中改正し特設電話を普通電話に變更したる爲又は加入區域變更の爲區域外加入となりたるものゝ附加使用料の減免期間五ヶ年を無制限に改め十月十日より施行す
	同	電話加入希望者十名以内の小部落又は村邑に「リレー・サツテライト」式交換装置を採用し電話交換に加入の途を開く決定せる局下記のものとし
	同	下阿多古局（靜岡）深谷局（三重）上神谷局（大阪）瀬野局（廣島）北有明局（佐賀）榮局（山形）鹿部局（渡島）
	三	特設電話規則中改正し特設電話を普通電話に變更する場合加入者に對する豫告期日三ヶ月前を十五日前に改め三月三十一日より施行す
	六	特設電話規則に依る電話は之を電話規則に依る電話に變更又役場専用電話官署に電話規則に依る電話事務を開始することとし十一月一日より施行す
	同	第三次擴張計畫を第十一次改定（四ヶ年計畫）し第六十二議會（臨時）の協賛を経て昭和七年度より實施す即ち本計畫は公債財源を復活し負擔金を著しく低減し又特設電話制度、町村電話制度を廢止して制度の單一化を圖るにあり
	七	昭和七年度以降辛地（八級地）以上に於て



年次	月次	摘要
昭和七	九	開通したる電話は所轄通信局長に於て已むを得ざるものと認め特に許可する場合の外開通後一年間名義變更及設置場所移轉を禁ずることとし七月二日より施行す 壬地の交換に屬する電話料金を特定し十月一日より施行す即ち特設電話及役場専用電話は總て十月一日より普通電話に變更せらるる結果當然電話規則による料金を課せらるることとなり當該加入者の過半数は料金の増加を見農山漁村の疲弊、中小商工業者の困憊の現況に照し又今回の制度變更が增收を目的とせざるとに依り可及的特設電話時代の料金相當額に特定することとす 電話規則中改正し加入區域外電話線路建設の實費負擔制度を廢し定額料金制とし又區域外加入の附加使用料を電話使用料相當額に改め十月一日より施行す 地方廳及公署が其の電話線を引渡したる場合料金金の減免及通話の先順位に關する件を廢止す但し該省令に依る通話料半減及先順位接続に關する特典は存續することとし之
昭和七	八	を通過規則中に規定し十月一日より施行す 内鮮電話通話規則（四條文）を制定し一月十五日より施行す同日を以て内鮮間通話開始せられたるもの下關、門司、福岡、廣島、神戸、大阪對釜山、馬山、大邱、京城間十六區間とす因に同通話には下關釜山間約二百二十軒既設の海底電信「ケーブル」に特殊の裝置を施し使用のものなるが未だ歐米各國に其の先例を見ず殊に此の裝置は全部我國に於て設計製作せられたるものとす 大阪神戸間に準即時市外通話接続法を四月十一日より實施す 電話規則中改正し加入申込者の名義變更を認め五月十五日より施行す 中野發信東京着信の自動接続市外通話方式を試験的に六月十六日より實施す 内鮮電話通話區域を東京、横濱、名古屋、京都、鹿兒島、熊本、佐世保、長崎、大分等に擴張し七月十五日より實施す 第三次擴張計畫を第十二次改定（二ヶ年計畫）し第六十五議會の協賛を経て昭和九年
昭和七	七	局に於て取集むることに改正し十月十六日より施行す 外鮮電話通話規則中改正し内地樺太間の通話料等を規定し十二月十二日より施行す 内地樺太間有線電話連絡による通話取扱を十二月十二日より開始す 電話規則中改正し壬地（改正九級地以下）の電話加入者の特定料金を整理低減し均一料金を課することとし在來の土地種別の稱呼十千を廢し級地に改め更に二段階を追加し一級地より十一級地迄とし、共同線加入又は連接加入に對しても電話線接続料を徴收すこと等を定め翌年一月一日より施行す 第三次擴張計畫を第十三次改定（五ヶ年計畫）し第六十七議會の協賛を経て昭和十年度より實施す即ち本計畫は第十二次改定計畫の暫定計畫を以てしては社會の需要に應ずること能はざるを以て電話擴張工程を更に擴大計畫せしものとす 東京と其の近郊都市間に準即時市外通話接続法を一月十六日より實施す 市外通話區域を特に必要なる區間は三中繼
昭和七	六	度より實施す即ち本計畫は金輸出再禁止以來景氣稍回復せるに伴ひ電話の需要熾烈となり又特別會計設置の趣旨に副はしむる爲十ヶ年繼續の事業として計畫せるも公債財源による長期計畫は財政上困難なりとの理由に依り二ヶ年の暫定計畫とせしものとす 廣島、福岡兩地に電話度數料金制を四月一日より實施す 三號桌上電話機は體裁優美且つ堅牢なるを以て一般に使用方四月一日より實施す 静岡縣増樂局、奈良縣郡跡局に我國最初の小自動交換方式を採用し五月一日より實施す 外地電話通話規則（八條文）を制定し外地通話は本則に整理統一することとし從來の内鮮電話通話規則を廢止し六月二十日より施行す 京都大阪間及大阪と其の近郊都市、京都と其の近郊都市間に準即時市外通話接続法を八月十二日より實施す 公衆電話料金取集規程中改正し六大中央電話局所屬公衆電話所の料金は當該中央電話
昭和七	五	同
昭和七	四	同
昭和七	三	同
昭和七	二	同
昭和七	一	同
昭和七	十	同

年次	月次	摘要
昭和七	九	度より實施す即ち本計畫は金輸出再禁止以來景氣稍回復せるに伴ひ電話の需要熾烈となり又特別會計設置の趣旨に副はしむる爲十ヶ年繼續の事業として計畫せるも公債財源による長期計畫は財政上困難なりとの理由に依り二ヶ年の暫定計畫とせしものとす 廣島、福岡兩地に電話度數料金制を四月一日より實施す 三號桌上電話機は體裁優美且つ堅牢なるを以て一般に使用方四月一日より實施す 静岡縣増樂局、奈良縣郡跡局に我國最初の小自動交換方式を採用し五月一日より實施す 外地電話通話規則（八條文）を制定し外地通話は本則に整理統一することとし從來の内鮮電話通話規則を廢止し六月二十日より施行す 京都大阪間及大阪と其の近郊都市、京都と其の近郊都市間に準即時市外通話接続法を八月十二日より實施す 公衆電話料金取集規程中改正し六大中央電話局所屬公衆電話所の料金は當該中央電話
昭和七	八	同
昭和七	七	同
昭和七	六	同
昭和七	五	同
昭和七	四	同
昭和七	三	同
昭和七	二	同
昭和七	一	同
昭和七	十	同



年次	月次	摘 要
昭和	八	<p>八 迄編入し得ることに改定す 電話通話規則中改正し自動接續市外通話方式に依る通話は四通話時迄繼續し得ることとし該市外通話を爲したる自動式局所屬の共同線加入者の料金納付方法を定め九月一日より施行す 荏原發信東京著信の自動接續市外通話方式を九月一日より實施す、之本邦に於ける自動接續市外通話法の嚆矢とす 田園調布電話局(二等局)を新設自動交換方式を採用す、單局地に於ける最初の純自動交換局とす</p>
昭和	九	<p>九 市内専用電話規則中改正し同一人の専用に供するものゝみならず官公署其の他公益に關する業務を執行する者相互間に於て専ら特定事項通報の用に供するもの又は二人以上の相手方に對し専ら特定事項同時通報の用に供するものゝ市内専用電話の施設をも認め翌年一月一日より施行す 電話通話規則中改正竝に火災報知電話の件を廢止し火災報知又は應急救護電話に關す</p>
昭和	十	<p>十 市内専用電話規則中改正し同一人の専用に供するものゝみならず官公署其の他公益に關する業務を執行する者相互間に於て専ら特定事項通報の用に供するもの又は二人以上の相手方に對し専ら特定事項同時通報の用に供するものゝ市内専用電話の施設をも認め翌年一月一日より施行す 電話通話規則中改正竝に火災報知電話の件を廢止し火災報知又は應急救護電話に關す</p>
昭和	十一	<p>十一 市内専用電話規則中改正し同一人の専用に供するものゝみならず官公署其の他公益に關する業務を執行する者相互間に於て専ら特定事項通報の用に供するもの又は二人以上の相手方に對し専ら特定事項同時通報の用に供するものゝ市内専用電話の施設をも認め翌年一月一日より施行す 電話通話規則中改正竝に火災報知電話の件を廢止し火災報知又は應急救護電話に關す</p>
昭和	十二	<p>十二 市内専用電話規則中改正し同一人の専用に供するものゝみならず官公署其の他公益に關する業務を執行する者相互間に於て専ら特定事項通報の用に供するもの又は二人以上の相手方に對し専ら特定事項同時通報の用に供するものゝ市内専用電話の施設をも認め翌年一月一日より施行す 電話通話規則中改正竝に火災報知電話の件を廢止し火災報知又は應急救護電話に關す</p>
昭和	一	<p>一 件を定め應急救護報知通話の制を設け定時通話の受付期限午後六時以後を午後四時以後に改め翌年一月一日より施行す 電話通話取扱規程中改正し發著信交換證等の附録式紙を改め翌年一月一日より施行す 電信電話事務報告規程中電話關係事項の一部を改正す 日本橋三越に於て電話發明六十年記念展覽會を開催本邦最初の電話案内所を設置し電話業務に關する相談に應ず 臨時加入電話規則制定實施す 電話加入區域外加入の許可を逡信局長委任事項とす 公衆電話の通話區域を擴張す 下關及北九州五日市相互間に準即時通話法を實施す 名古屋一宮間に準即時市外通話法を實施す 市外専用電話途中引込に對する専用料を定む 電話通話規則及同取扱規程中改正す 本邦最初の鐵道事業用電話を利用したる公</p>

年次	月次	摘 要
昭和	一	<p>一 件を定め應急救護報知通話の制を設け定時通話の受付期限午後六時以後を午後四時以後に改め翌年一月一日より施行す 電話通話取扱規程中改正し發著信交換證等の附録式紙を改め翌年一月一日より施行す 電信電話事務報告規程中電話關係事項の一部を改正す 日本橋三越に於て電話發明六十年記念展覽會を開催本邦最初の電話案内所を設置し電話業務に關する相談に應ず 臨時加入電話規則制定實施す 電話加入區域外加入の許可を逡信局長委任事項とす 公衆電話の通話區域を擴張す 下關及北九州五日市相互間に準即時通話法を實施す 名古屋一宮間に準即時市外通話法を實施す 市外専用電話途中引込に對する専用料を定む 電話通話規則及同取扱規程中改正す 本邦最初の鐵道事業用電話を利用したる公</p>
昭和	二	<p>二 衆電話取扱所を開設す(上越線水上驛と上の原山の家間) 公衆電話通話料金還付方改正す 大分府間に準即時市外通話法施行す 天下茶屋及住吉兩局加入者より對大阪發信市外通話を自動接續即時通話法に變更す 市外通話取扱監視措置規程制定實施す 福岡電話局東分局開設に伴ひ同局を福岡中央電話局に改稱す 福岡釜山間無裝荷ケーブル完成し東京京城</p>
昭和	三	<p>三 間、大阪釜山間及門司釜山間に各搬送電話一回線作成す 新電話規則及新電話加入事務規程實施す 大森、中野、荏原三局の電話業務を東京中央電話局に併合す 逡信省令「昭和十三年度電話加入申込ニ關スル件」を公布し一般加入申込は軍事上又は國家總動員上必要と認むるものに限り受理又は開通せしむることゝす 電話統制方策に關し一般に發表す</p>



四、無線電信、無線電話

年次	月次	摘要
(1864) 元治		
(1888) 明治	二一	英國の物理學者「マックススウェル」電波の存在を數理上より豫言す 獨國物理學者「ヘルツ」實驗により始めて電波を發生す
	二五	「フランシー・コヒーラー」檢波器を發明す
	二八	「マルコニー」(伊太利人)無線電信を發明す
	二九	「マルコニー」は英國に於て一哩四分の三の距離に於て無線電信通信實驗に成功す 逓信省内に無線電信研究部を設け研究に着手す
	三〇	「マルコニー」は裝置改良をなし三十四哩の距離に於て無線電信通信實驗を行ふ 逓信省に於て京橋月島海岸と金杉沖船舶間海上一哩を距て無線電信實驗を行ひ成功す (本邦に於ける最初の實驗とす)
	三一	英國「ニードルス」局より始めて無線電報發信さる
	三六	愛蘭「ダブリン」の一新聞社が二十哩沖に決勝線のある「ヨット」の大競漕の勝敗を
(1900)	三三	無線電信に依り報知し時人を驚嘆せしむ 佛國に於て始めて軍艦に無線電信機を裝置す
	三二	逓信省に於て下總津田沼、上總八幡間海上十哩、上總八幡、相模大津間海上二十九哩及下總船橋、相模大津間海上三十四哩の無線電信試驗に成功す
	三六	軍艦に無線電信機を裝置し移動通信試驗を行ふ
	三三	電信法中私設に關する規定を除き之を無線電信に準用する旨の省令を發布し無線電信の政府專掌を明かにす
	三七	長崎基隆間六百三十哩の長距離無線電信通信に成功す
	三八	「ハウルゼン」電弧發信機を發明す 英國の大學教授「フレミング」は二極真空管を發明す
	三八	淺野應輔、水銀檢波器を發明す
	三五	日本海に於ける先づ哨艦信濃丸は無線電信

要

年次	月次	摘要
(1910)	四三	
	四〇	に依り「敵艦見ゆ」の信號を發す 「ド・ブオーレー」三極真空管を發明す 東京帝國大學教授鯨井博士鑽石の有する檢波作用を發見す
	四一	「フェツセンデン」高周波發電機を發明す 海上航行中の船舶との間に無線電信に依る公衆通信の取扱を爲すため無線電報規則制定公布無線電報取扱規程を制定す
	四五	銚子無線電信局及天津丸無線電信局設置す (本邦に於ける公衆通信に無線電信利用の嚆矢とす)
	四二	長崎縣大瀬崎、和歌山縣潮岬及山口縣角島無線電信局設置 臺灣富貴角に無線電信局設置 北海道落石無線電信局設置
	四二	汽船 Republic は汽船 Florida と米國沿海に於て衝突し無線電信に依り救助を求め、船客及船員は救助せらる
	四二	船舶に公示を目的とする無線新聞電報取扱開始す
	四五	無線電信官署設置の船舶及海軍艦船と中央氣象臺間の氣象局報取扱開始す
	四三	北米合衆國に於て一定の客船には無線電信
	四四	設備を爲すべき旨の法律制定、 大連灣無線電信局設置
	四四	鳥潟博士等TYK式無線電話を發明す
	四五	無線電話を三重縣鳥羽、神島及各志島に設備し公衆電報取扱開始す
	四二	英國「ホワイトスター」汽船「タイタニック」號北太平洋にて沈没、無線電信に依り救助を求め、七百名救助さる
	四二	内地臺灣間の海底電信線不通に際し陸上無線電信の媒介に依る公衆電報取扱開始(本邦に於ける陸地間無線電信連絡の嚆矢とす)
	四二	中央氣象臺に於て銚子無線電信局の設備を操縦し中央標準時を航行中の各艦船に放送を開始す
	四二	佐伯美津留、瞬滅火花式間隙を發明す
	四二	電信法中私設に關する規定を除き之を無線電話に準用する旨の省令を發布す
	四二	銚子、富貴角及大連灣無線電信局より英文暴風警報放送開始す
	四二	下津井無線電信局設置
	四二	無線電信、無線電話の私設を認め之に伴ふ取締等を規定したる無線電信法を制定公布



年次	月次	摘 要	年次	月次	摘 要
大正	十	十一月一日より施行す 私設無線電信規則制定公布す	一	十二	米國及英國の「アマチュア」は英米間の短 波長通信に成功す
同	同	私設無線電信従事者資格檢定期則制定 公布す	一	四	南洋「バラオ」外六島郵便局に無線電信を 設備し、内地間及南洋諸島相互間電報を疏 通す
同	同	私設電信私設無線電信公衆通信取扱規則制 定公布す	一	一	神戸中央電話局所屬一般加入者と船舶との 無線通話を一月一日より開始す、之本邦に 於て有線無線の連絡を公衆通信の用に供し たる嚆矢たるのみならず世界に先鞭して實 施せる新記録的施設とす
大正	四	帝國占領中の南洋諸島に無線連絡に依り公 衆電報の取扱開始す	一	四	大連無線電信局設置
同	十二	電信協會に於て無線電信通信従事者養成開 始す	一	四	那覇無線電信局設置
大正	九	幌筈無線電信局設置	一	四	落石無線電信局移轉二重通信開始
同	九	官廳用の電信及電話に關する件を官廳に於 て施設する無線電信無線電話に準用するこ とを定め十一月二十二日より施行す	一	四	マルコニー、短波ビーム式の効果を豫言す
同	四	官廳用無線電信無線電話規則制定公布す	一	六	放送無線電報規則公布す
同	四	無線電信法を航空機に施設する無線電信電 話に準用することとせる無線電信法中改正 法律公布す	一	六	私設無線電信通信従事者資格檢定期則中の 漁船級資格を加ふ
同	六	船舶無線電信局に於て船舶宛新聞無線電報 及氣象局報の放送開始す	一	同	電信協會管理無線電信講習所本科卒業者に 對し無試験詮衡檢定に依り第二級資格附與 認定す
同	八	大泊無線電信局設置	一	三	船舶無線電信施設法制定公布す

年次	月次	摘 要	年次	月次	摘 要
昭和	同	電信協會管理無線電信講習所本科卒業生に 對し第一級資格を、別科卒業生に對し第二 級資格を、夫々無試験詮衡檢定に依り附與 認定す	二	同	紐育倫敦間無線電話試験通話を行ふ
同	四	鹿兒島無線電信局設置	二	同	無線寫眞傳送に成功す
同	四	私設無線電信通信従事者養成補助として電 信協會に對し年額一萬圓交附	二	同	私設無線電信通信従事者養成補助金を年額 金二萬圓に増額す
同	五	木浦及濟洲無線電信局設置	二	四	無線方位測定通信規則制定公布す
同	五	無線電報規則全文改正す	二	五	釜山無線電信局設置
同	八	無線電報取扱規程全文改正す	二	五	無線電信法を航空機に施設したる無線電信 無線電話に準用することとせる無線電信法 中改正法律實施す
同	九	電信協會管理無線電信講習所別科卒業生に 對し無試験詮衡檢定に依り第一級資格附與 認定す	二	七	帝國領海内に在る外國軍艦の無線通信取締 に關する勅令發布す
昭和	十一	臺灣警備無線電信局設置	二	七	京城無線電信局設置
元	十二	東京、大阪、廣島、金澤、札幌及鹿兒島の 各局に國內連絡用短波長無線電信施設す	二	八	鎮南浦無線電信局設置
五	四	船舶無線電信施設法實施に伴ひ私設無線電 信規則改正十一月一日より施行す	二	八	電話加入者と船舶間無線電話に依り通話を 爲すため無線電話通話規則制定公布す
七	五	東京無線電信局開局す	二	九	無線電信装置を有する臺北電信局設置、中 央集中方式に依る對内地無線連絡設備大い に改善さる
十一	七	(檢見川及船橋送信所若槻受信所を操縦す る中央集中方式に依り對殖民地通信及對内 通信を行ふ)	二	十	國際無線電信條約實施に伴ひ私設無線電信 規則、無線電報取扱規程改正公布す
大正	十一	大正十四年三月公布の船舶無線電信施設法	二	同	銚子無線電信局移轉二重通信開始す
			二	同	東京、大阪無線電信局に於て航空無線業務



年次	月次	摘要
(1930) 昭和五和	同	開設す
同	同	若狭、函館兩無線電信局開局
同	同	電波統制、通信取締に關する規定を加へたる無線電信法中改正法律公布
同	同	倫敦に於て國際海上人命安全條約改訂會議開催、本邦よりも委員を派遣
同	同	箱根無線電信局設置
同	同	福岡無線電信局設置
同	同	清津無線電信局設置
同	同	龜山無線電信局設置
同	同	電波統制、通信取締に關する規定を加へたる無線電信法中改正法律實施並關係省令等改正制定實施す
同	同	蔚山無線電信局設置
同	同	嚴原、富江兩無線電信局設置
同	同	無線通信士資格檢定制則制定せられ因て大正四年省令第四八號私設無線電信通信従事者資格檢定制則廢止せらる
同	同	大分無線電信局開局、海岸局業務を取扱ふ
同	同	那覇久米島間固定通信開始
同	同	逓信省電氣試驗所に於ける短波方向探知機
昭和五和	八	の研究成る
昭和五和	十一	落石無線對色丹郵便局間固定通信開始
昭和五和	十二	山形縣酒田飛鳥間に超短波無線電話連絡開始す
昭和五和	同	無線電報規則中航空機に關する規定追加
昭和五和	同	私設無線電信無線電話規則制定翌年一月より實施のことゝす
昭和五和	同	無線方位測定規則制定翌年一月より實施のことゝす
昭和五和	同	官廳用無線電信無線電話規則、放送用私設無線電話規則中夫改正し翌年一月より實施のことゝす
昭和五和	同	長崎縣五島靴島と福江、奈留島及久賀島間無線連絡開始す
昭和五和	同	内地臺灣間無線電話連絡による通話取扱を北海道を除く内地各主要都市對臺北、基隆、新竹、臺中、臺南、嘉義、高雄、花蓮港各地間に六月二十日より開始す
昭和五和	同	東京、大阪、名古屋、鹿兒島、那覇の五局有無線局合併す
昭和五和	同	内地臺灣間無線電話連絡に伴ひ福岡、那覇、臺北、

年次	月次	摘要
昭和五和	同	鹿兒島の冬無線航空業務を開始す
昭和五和	同	航空無線電話通話實驗——東京大阪間航行中に於て逓信官吏練習所との通話試験行はれ成功せり
昭和五和	同	門司郵便局に無線電信設置せられ海岸局事務の取扱を開始す
昭和五和	同	無線通信の混信防遏を圖る爲私設無線電信電話規則、無線方位測定規則、船舶氣象觀測報告規則、無線電報取扱規程其の他無線通信關係告示等各般に亘り改正す
昭和五和	同	太平洋航路秩父丸の無線電話設備完成、本邦最初の遠洋航路就航船の無線電話にして太平洋上に於けるトップを切る
昭和五和	同	船舶無線電話通話規則制度實施せらる
昭和五和	同	電務局無線課に電波統制部を置く
昭和五和	同	十二月二十二日より鹿兒島郵便局那覇郵便局間の無線電話連絡により電話通話の取扱を開始す
昭和五和	同	社団法人電信協會管理無線電信講習所に選科を新設し第二級無線通信士の養成を開始せしむ
昭和五和	同	兵庫縣灘、沼島兩局間に無線電話に依る通話事務を開始す
昭和五和	五	内地臺灣間定期航空機ふじ號及いたか號に本邦最初の航空機無線電信取扱所設置す
昭和五和	六	八丈島航空無線電信局設置す
昭和五和	六	靖國丸無線電信局に短波無線電話を併設本邦最初の遠距離船舶通話事務開始す
昭和五和	九	無線吏員不足の對策として東京及大阪兩中央電信局に於て固定業務の補助要員養成す
昭和五和	十二	鹿兒島縣中之島郵便局及久慈郵便局間に無線電信連絡開始す
昭和五和	一	漁業無線通信の改善の爲一六〇kcを追加と共に漁船の簡易無線施設獎勵す
昭和五和	二	福岡航空無線電信局送信所完成に伴ひ二重通信方式に依る業務開始す
昭和五和	同	放送無線電報の受信船舶に對し對外放送電報の一部受信を許可す
昭和五和	同	外國港灣に出入せざる小型船舶に和文電報のみを取扱ふ簡易無線電信取扱所の制度創始す
昭和五和	同	船醫の乗組まざる航行中の船舶内に於ける傷病者の醫療手當に便する爲醫療無線電報の制度創始す
昭和五和	同	東京中央電信局に於ける報時及航行警報の放送周波數に短波追加す



年次	月次	摘要
昭和三年	六	沖繩丸無線電信局を東洋丸無線電信局に移 轉改稱す
	七	新潟無線電信取扱所の廢止に伴ひ同設備を 借上新潟郵便局無線電信分室を設置し海岸 局業務を開始す
	同	富士丸無線電信局設置す
	同	小型無線電信の普及に伴ひ電話級無線通信
	八	士の養成指導並に之が檢定試験を通信局に 委任す
	九	陸上及船舶各無線電話官署に於ける中波無 線電話装置の短波改式に伴ひ船舶無線電話 通話規則中通話料並に料金帶域等改正す 朝鮮に江陵無線電信局(海岸局)設置す

五、放送無線電話

年次	月次	摘要
(1920) 大正九年	一	「ワシントン」海軍飛行場に於て音楽を放送 す(無線電話放送の嚆矢とす)
	十一	米國「ピッツバーグ」市「ウエスチングハ ウス」電機會社は其の施設に依るKDKA 局より「ラヂオ」の放送を爲す(「ラヂオ」 放送の實用は之を以て嚆矢とす)
	十二	放送用私設無線電話規則を制定し十二月二 十日より施行す
	十一	社団法人東京放送局設立す
	一	社団法人名古屋放送局設立す
	二	社団法人大阪放送局設立す
	三	東京放送局試験放送(一キロ)開始す
	同	東京放送局假放送開始す
	五	大阪放送局試験放送(五百ワット)開始す
	六	大阪放送局假放送開始す
	同	名古屋放送局試験放送(一キロ)開始す
	七	東京放送局本放送開始す
	同	名古屋放送局本放送開始す
	八	大連放送局放送(五百ワット)開始す
昭和元年	八	東京、大阪、名古屋放送局解散し社団法人 日本放送協會設立さる
	同	放送協會關東、關西、東海支部の三中央放 送局放送開始す
	同	大阪に「ラヂオ」相談所を開設す
	十一	社団法人京城放送局設立す
	十二	大阪中央放送局(一キロ)放送開始す
	二	京城放送局本放送(一キロ)開始す
	四	放送用私設無線電話規則中、放送施設工事 設計、聴取無線電話受信波長範圍及聴取特 許料納付に付改正す
	五	放送協會九州支部新設す
	六	放送協會中國支部新設す
	同	放送協會東北支部新設す
	同	放送協會北海道支部新設す
	九	日本放送協會國際放送聯盟に準會員として 加盟す
	四	「ラヂオ」受信機器認定制度實施す
	五	東京、大阪兩中央放送局十キロ放送開始す



年次	月次	要 摘
昭和 四 五 六	六	札幌、熊本、仙臺各放送局放送(各十キロ)開始す
	七	廣島放送局放送(十キロ)開始す
	八	官廳公示事項放送開始す
	九	福岡演奏所開設す
	十	「ラヂオ」體操放送開始す
	十一	臺北放送局試驗放送(一キロ)開始す
	十二	全國的中繼放送網完成す
	同	京都演奏所開設す
	同	臺北放送局放送(一キロ)開始す
	同	職業紹介放送開始す
	同	名古屋中央放送局(十キロ)放送開始す
	同	産業「ニュース」放送を開始す
三	金澤放送局放送(三キロ)開始す	
四	放送協會本部技術研究所設立す	
五	放送局編輯「ニュース」の放送を開始す	
六	福岡放送局放送(五百ワット)開始す	
七	東京第二(十キロ)試驗放送開始す	
八	東京大阪兩放送局に依り最初の二元放送實施す	
九	岡山放送局放送(五百ワット)開始す	
十	臺北放送局本放送(十キロ)開始す	
十一	長野放送局放送(五百ワット)開始す	
十二	静岡放送局放送(五百ワット)開始す	
同	東京中央放送局第二放送開始す	
同	新潟放送局放送(五百ワット)開始す	
同	小倉放送局放送(一キロ)開始す	
同	日滿交換放送開始す	
同	函館放送局放送(五百ワット)開始す	
同	日滿定時連絡放送開始す	
同	聴取者加入數百萬突破す	
同	秋田放送局放送(三百ワット)開始す	
同	松江放送局放送(五百ワット)開始す	
同	高知放送局放送(五百ワット)開始す	
同	放送無線電話聴取規約改正聴取料七五錢に値下す	
同	臺南放送局放送(一キロ)開始す	
同	第一回全國「ラヂオ」調査を施行す	
同	「エドモ新聞」、「英語ニュース」放送開始す	
同	京都放送局放送(三百ワット)開始す	
同	自動式報時機の使用を開始(東京)す	
同	「幼児の時間」新設す(毎土曜午前十時半よ	

年次	月次	要 摘
昭和 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二	三	「ラヂオ」體操時刻を二回實施に變更す
	四	新京放送局放送(一キロ)開始す
	五	京城中央放送局十キロ二重放送を開始す
	六	「告知事項」を「局報」に變更す
	七	前橋放送局放送(五百ワット)開始す
	八	大阪中央放送局第二放送(十キロ)開始す
	九	名古屋中央放送局第二放送(十キロ)開始す
	十	全國聴取加入者數百五十萬突破す
	十一	三元放送に成功す(東京、大阪、名古屋各放送局)
	十二	福井放送局放送(三百ワット)開始す
	同	濱松放送局放送(五百ワット)開始す
	同	徳島放送局放送(五百ワット)開始す
同	盲人の受信技術講習會(大阪)開始す	
同	旭川放送局放送(三百ワット)開始す	
同	「家庭メモ」放送を開始す(毎週水金午前十時三十分より五分間)	
同	長崎放送局放送(五百ワット)開始す	
同	中央及支部放送審議會設立す(本部、關東關西東海三支部)	
同	全國「リレー」放送(東京外六局聯合)實施す	
同	「時事解説」の放送始開す(東京)(毎土曜日午後七時三十分より)	
同	放送聴取障害防止委員會設立す	
同	「ラヂオ」を受刑者の教化用に「司法省令第三十五號」行刑累進處遇令」改正す	
同	日本放送協會報發刊	
同	放送用語竝に慶發音改善事務規程施行す	
同	「ラヂオ」機器認定規程改正實施す	
同	學校向「ラヂオ」體操開始す	
同	日本放送協會改組(日本放送協會定款、同附屬細則改正、放送無線電話聴取規約改正)	
同	日本放送協會理事二五名、監事五名、評議員六八名を選任大臣指名す	
同	放送無線電話施設許可期限十年間伸長許可せらる	
同	「衛生メモ」放送開始す	
同	新京放送局百キロ放送開始す	
同	「明日の歴史」放送開始す	
同	放送無線電話聴取規約改正聴取料金五拾錢に値下す	
同	聴取者加入數二百萬突破す	
同	臺中放送局(一キロ)開始す	
同	海外放送始す	
同	釜山放送局(二百五十ワット)開始す	



年次	月次	摘要
昭和	同	濱松高工高柳教授「テレビジョン」送像機に成功す
一	十	鹿兒島放送局放送（五百ワット）開始す
二	十二	富山放送局放送（五百ワット）開始す
一	一	全國三十二ヶ所に共同聴取施設試行す
四	一	平壤放送局假放送（五十ワット）開始す
七	一	東京に百五十キロ大電力放送開始に伴ひ全國に亘り放送局電波の周波数を變更す
十一	一	大阪中央放送局局舎落成す
同	同	帶廣放送局放送（五百ワット）開始す
同	同	山形放送局放送（五百ワット）開始す
同	同	平壤放送局二重放送（各五百ワット）開始す
十二	一	鳥取放送局放送（五百ワット）開始す
一	一	海外放送を擴張し歐洲、北米西部、北米東部及南米、南洋の四方向の放送開始す
四	一	放送無線電話の放送事項別放送時刻を全國的に統一す
同	同	宮崎放送局放送（五百ワット）開始す
同	同	聴取加入者數三百萬突破す
同	同	海外放送の送信機（從來は二十キロワット）
同	同	を五十キロワット送信機に變更す
六	六	清津放送局放送（十キロワット）開始す
七	七	海外放送の放送時刻を變更す
同	同	早朝の「ニュース」放送開始す
同	同	歐洲向海外放送獨語及佛語「ニュース」は從來の隔日放送を毎日放送に改む
同	同	「ニュース」解説を新設し「明日の話題」及「産業メモ」を中止す
同	同	「ラヂオ」體操の會會場用の放送聴取施設に對し聴取料並に許可料を免除す
八	八	南米向海外放送に「スペイン語ニュース」を加ふ
同	同	支那事變關係出征軍人家族にして軍事扶助法の扶助を受ける者又は軍事扶助法に該當せざるも聴取料の支拂を困難とする者にして市町村長の證明ある者の施設する聴取無線電話に對し事變中に限り聴取料並に許可料を免除す
同	同	「今日のニュース」を設定す
同	同	對海峽殖民地「ジャババ」及濠洲向海外放送に「支那語ニュース」を加ふ

年次	月次	摘要
同	同	天津よりの定期中繼放送（毎週火曜日）を開始す
十	十	市區役所、町村役場、警察署又は通信官署の公共用聴取施設に對し許可料及聴取料を免除す
十一	十一	大連中央放送局第二放送（一キロワット）開始す
十二	十二	東京百五十キロワット大電力放送開始す
同	同	甲府放送局放送（五百ワット）開始す
一	一	静岡及濱松兩放送局の同一周波數放送を施行す
同	同	海外放送を左の通り擴充實施す
同	同	（一）歐洲向及海峽殖民地濠洲向放送を各三十分延伸す
同	同	（二）北米東部及南米向を各箇に分立し南米向に「葡萄牙語ニュース」を追加し「英語ニュース」を廢止す
同	同	（三）海峽殖民地「ジャババ」向に「佛語ニュース」を加ふ
同	同	北九州及大阪大電力放送設備、地方放送局十五ヶ局、小電力放送中繼所十ヶ所の増設計畫を認可す
同	同	放送局型受信機規程を制定す
二	二	「政府の時間」（毎日午後七時三十分より十分間）を設定す
同	同	第二放送に大衆向教化演藝の時間を設定す
同	同	弘前放送局假放送（五十ワット）開始す
同	同	釧路放送局假放送（五十ワット）開始す
三	三	昭和十二年度中の聴取加入者増加數六十七萬八千に達す
五	五	上海日本電信局無線設備を内地向け中繼放送に使用す
同	同	當分の間戰線よりの放送を天津經由内地及各地へ中繼實施す
同	同	毎金曜日上海より定期中繼放送開始す
同	同	弘前放送局本放送（三百ワット）開始す
同	同	釧路放送局本放送（百ワット）開始す
同	同	放送時刻表の一部改正を行ひ「ラヂオ時局讀本」を新設す
同	同	静岡及濱松放送局の同一周波數放送を中止す
八	八	盛岡放送局放送（五百ワット）開始す
同	同	支那南洋向海外放送に「和蘭語ニュース」を加へ二重放送とす



六、日滿間電氣通信

(滿洲國成立以降にかゝるものは日支間電氣通信の項に掲ぐ、其れ以前のは)

年次	月次	摘	要
(1932) 昭和七	七	滿洲國交通部と本省との間に交換する通信業務に關する電報は無線局報として取扱ふこととす	
	九	日華電報規則中改正、歐文新聞の取扱を開始す	
	三	滿洲に於ける日滿合併通信會社の設立に關する協定に調印す	
	七	關東州及南滿洲鐵道附屬地電氣通信令を制定公布す	
	八	日滿電報規則同取扱規程を制定す	
	同	日滿無線電報規則同取扱規程を制定す	
	十	日滿電報の官報及局報となし得べきものの範圍を規定す	
	十一	日滿間電氣通信連絡に關し滿洲電信電話會社と通信約定を締結す	
	三	日滿電報の課金制度改正方に關する協定成立し四月より料金低減することとす	
	九		
	一〇		
	十二	日滿年賀電報の取扱を開始す	
	同	日滿電報規則中改正、料金受信人拂新聞電報の取扱を開始す	
	三	大阪奉天間無線電信連絡を正式に開始す	
	十	日滿電報規則及日滿無線電報規則中改正し南洋群島及艦船發著の日滿年賀電報を取扱ふこととす	
	十一	日滿電信爲替局報の取扱を開始す	
	同	東京奉天間無線電信連絡を開始す	
	十二	日滿電報取扱規程中改正す	
	三	日滿通信協定による京城新京線及平壤新義	
	八	日滿電話通話規則を制定し八月二日より施行す	
	同	日滿間無線電話連絡による通話取扱を北海道を除く内地主要都市對新京、大連、奉天、哈爾濱各地間に八月二日より開始す	
	十二	日滿年賀電報の取扱を開始す	
	同	日滿電報規則中改正、料金受信人拂新聞電報の取扱を開始す	
	三	大阪奉天間無線電信連絡を正式に開始す	
	十	日滿電報規則及日滿無線電報規則中改正し南洋群島及艦船發著の日滿年賀電報を取扱ふこととす	
	十一	日滿電信爲替局報の取扱を開始す	
	同	東京奉天間無線電信連絡を開始す	
	十二	日滿電報取扱規程中改正す	
	三	日滿通信協定による京城新京線及平壤新義	

六	州奉天線増設協定成立す
同	東京新京間急行定期航空便の開始に伴ひ關係航空氣象局報及航空機發著通報の取扱開始す
十	大阪新京間無線電信連絡開始す
同	日滿電報規則中改正従來の年賀電報の外に
一三	
二	
十二	慶弔電報を取扱ふこととす
同	日滿間郵便振替制度實施に伴ひ右事務に關し日滿間に往復する電報を局報として取扱ふこととす
二	日滿間有線電話連絡の第一歩として大阪奉天間に搬送電話回線新設す



七、日支間電氣通信

年次	月次	摘要
(1871) 明治	八	大北電信會社の長崎上海間海底電信線敷設竣工通信を開始す(日支間直通有線電信連絡の始)
	三二	清國電信公司より淡水川石山間海底線を買収す(日本政府による日支間直通有線電信連絡の始)
(1899)	三二	淡水川石山間海底線の川石山端の運用委託に關する大北大東兩會社との約定を締結す
	三九	佐世保大連間海底線の通信開始す(日滿間直通有線電信連絡の始)
	四一	日清電信協約を締結す
	四二	大連芝罘線の運用に關する取極及在滿洲日清電信線の運用に關する取極を締結す
	四三	日清電信協約に基き關東租借地及南滿鐵道附屬地以外の日本電信線の清國への引渡を了す
	七	在芝罘日本郵便局に發著する電報(韓國及滿洲に發著するものを除く)及無線電報の取扱方法を制定施行す(本邦及在韓國本邦)
(1910) 大正	四三十一	局間直發著電報取扱規則を準用)
	同	在芝罘日本郵便局と韓國及滿洲との間に發著する電報の取扱方法を制定施行す(韓國内電報規則を準用)
	同	在芝罘日本郵便局と韓國及滿洲との間に發著する新聞電報の取扱方法を制定施行す(新聞電報規則を準用)
	同	日清電報規則を制定施行す(原則として内國電報に關する規定を準用す)
	同	日清無線電報規則を制定す(原則として内國無線電報及日清電報に關する規定を準用す)
	同	朝鮮、臺灣、滿洲及清國芝罘に於ける別使配達料、船舶配達料を定む
	同	日清電報取扱規程を制定施行す
	同	日清無線電報取扱規程を制定施行す
	同	日支兩國政府間協定に依り長崎上海間に帝國政府海底線の陸揚及運用權を獲得す
	同	外國電報規則中改正上海發著外國和文電報

要

年次	月次	摘要
(1920)	七	の取扱方法を制定施行す
	八	上海郵便局に電信事務を開始す
	五十二	日支電報規則中改正(豫約新聞電報料を定む)施行す
	五十二	青島守備軍管内と帝國電信系との間及青島守備軍管内相互間に發著する電報の取扱方法を制定施行す(夫々日支電報規則及日支無線電報規則に依る料金を付ては青島守備軍管内は關東都督府管内に準ずることとす)
	七	本邦内地及青島守備軍管内間に豫約新聞電報の取扱を開始す
	九	日支電報規則中改正(料金を内國電報と同様に値上)施行す
	同	日支無線電報規則中改正(料金を内國無線電報と同様に値上)施行す
	九	内地滿洲間の通信輻輳を緩和する爲船橋大連間無線連絡に依り一般電報の疏通を開始す
	十二	山東縣案細目協定に依り佐世保青島間海底線の一半を支那に無償譲渡す
	同	青島と帝國電信系との間に發著する電報の取扱方法を制定施行す(當分の内夫々日支電
(1930) 昭和	三十一	報規則及日支無線電報規則に依る)
	一	上海及芝罘に一等電信局を置く(郵便局廢止)
	一	佐世保青島間海底電線の處理に關する日支會議北京に開催、帝國委員參列す
	六	日支電信主管機關に佐世保青島間海底線の運用に關する協定を締結、青島端の運用の委託を受く
	一	日獨條約山東還付協定に基き佐世保青島間に海底電信線を敷設し専ら日支間歐文電報及青島、四方、滄口發著和文電報の取扱を正式に開始す
	三十一	日支電報規則中改正、至急新聞電報の制を設く
	九	日支通信會議南京に開催、帝國委員參列す
	二	日滿間に發著する和文電報の取扱を開始す
	五	日華間無線電信連絡に關し民國交通部電政司と通信協定を締結し六月一日より通信開始のこととす
	六	東京上海間に直通無線電信連絡を開始す(日支間直通無線電信連絡の始め)
	二	東京上海間に國際電話通話開始す(日支間直通無線電話連絡の始め)



年次	月次	要 摘
昭和 一三	六	東京天津間直通無線電信連絡により日支間 歐文電報の外北平發著和文電報をも取扱ふ こととす 從來東京に於て運用せられたる對上海及天 津通信を大阪に移轉運用す 上海宛和文電報の取扱中至急私報追加す 日滿間及滿洲北支間軍用線經由に依り本邦 と天津北平間に發著する和文電報取扱開始 す 本邦又は滿洲電氣會社海岸局を經由して北 支軍用と日滿船舶間に發著する無線電報の 取扱を開始す 帝國上海經由歐文新聞電報取扱開始す 北京及天津と各國間發著電報の本邦中繼取 扱開始す 北京に華北電政總局開局す 日支間の新事態に鑑み本邦上海間電報料金
昭和 一三	三	を低減し同時に上海側徵收料金換算率を本 邦側と同一ならしむ 上海に海岸電臺開設せられ差向揚子江附近 航行中の日本船舶との間に海岸局業務を行 ふこととす 本邦蒙疆地區間に郵便爲替業務施行のこと となるに伴ひ右事務に關し本邦と蒙疆間に 發著する電報を局報として取扱ふこととす 帝國上海線及大阪上海間無線經由に依り本 邦及滿洲と南京との間に發著する和歐文電 報取扱開始す 北支(蒙疆を除く)に於ける電信事務取扱 に關しては凡て日本標準時を使用すること とす 華北電信電話株式會社及華中電氣通信株式 會社設立す

年次	月次	要 摘
(1870) 明治 三	九	日丁兩國政府間に締結したる協約に依り丁 抹國大北電信會社に對し長崎上海間及長崎 浦鹽斯德間海底電信線の陸揚並に長崎横濱 間海底電信線の敷設を許可す 大北會社の長崎上海間海底電信線敷設竣 工、支那、香港以南、歐羅巴及歐羅巴以遠 との通信を開始す、大北會社は長崎に電信 局を設置し外國電報の受付配達を行ふ内地 へは郵便にて送達す 大北會社の長崎浦鹽間海底電信線敷設竣工 露西亞、歐羅巴及其の以遠との通信を開始 す 第三回萬國電信會議羅馬に開催、帝國より 「オブザーヴァー」參列す 日本政府電信線に依り外國電報の國內傳送 を開始し長崎に於て大北會社電信局と連絡 す
(1880)	七	大北會社横濱に代理店を置く(同時に従前 行ひたる在横濱丁抹領事の代辨を廢止)神 戶に於ては丁抹領事代辨 第四回萬國電信會議聖彼得堡に開催、帝 國より「オブザーヴァー」參列す 萬國電信公法に依り各電信分局に於て外國 電報の取扱を開始す 大北會社は横濱、神戸及長崎に於ける外國 電報の受付配達を廢止す 聖彼得堡締結萬國電信條約に加入す 第五回萬國電信會議倫敦に開催、帝國委員 參列す 倫敦議定萬國電信公法に批准を得て英國政 府に通報す 倫敦改正萬國電信條約附屬細目規則施行す 外國電報に羅馬字を以て記載したる日本語 を使用することを許す

### 八、國際電氣通信

(日滿、日支間電氣通信は別項に掲ぐ)



年次	月次	摘要	年次	月次	摘要
明治一五	十	第一回海底電信線保護萬國聯合會議巴里に開催、帝國委員參列す	(1890)	七	伯林改正萬國電信條約附屬細目規則及稅表施行す
	十二	大北會社に免許狀を下付し獨占權、長崎上海間及長崎浦鹽間に海底線各一條増設並に呼子釜山間に海底線一條敷設の權利を附與す		十二	巴里議定海底電信線保護萬國聯合條約の説明書公布す
	三	日本朝鮮兩國政府間に海底線敷設に關する協約を締結す		五	海底電信線保護萬國聯合條約及同條約罰則施行す
	十	第二回海底電信線保護萬國聯合會議巴里に開催、帝國委員參列す		五	第七回萬國電信會議巴里に開催、帝國委員參列す
	十一	大北會社呼子釜山間海底線の敷設竣工す		七	巴里議定の萬國電信條約附屬細目規則及稅表施行す
	十一	巴里議決海底電信線保護萬國聯合條約に署名する全權を駐佛帝國公使に附與す		六	海外電報料金徴收方心得を定む
	二	本邦朝鮮間送受電報取扱心得を制定す		六	海外尋問校正報取扱手續を定む
	同	朝鮮釜山に日本電信局を開設し日本釜山間海底線の通信を開始す		六	第八回萬國電信會議「ブタベスト」に開催帝國委員參列す
	七	萬國聯合海底電信保護條約及罰則公布す		七	「ブタベスト」改正萬國電信條約附屬細目規則及稅表施行す
	八	第六回萬國電信會議伯林に開催、帝國委員參列す		同	外國新聞電報規則及取扱規程制定施行す
	五	第三回海底電信線保護萬國聯合會議巴里に開催、帝國委員參列す		八	海底電信線保護萬國聯合條約罰則を臺灣に施行す

年次	月次	摘要	年次	月次	摘要
(1900)	三三	九 海外電報取扱心得を定む	(1910)	四一	第一回國際無線電信會議伯林に開催、帝國委員參列す
	三三	三 大北會社に對する免許狀の期間二十年を三十年に延伸す		五	第十回萬國電信會議里斯本に開催、帝國委員參列す
	四	四 本邦と在韓國本邦郵便電信局郵便局間直發著電報取扱規則を制定す		六	伯林締結國際無線電信條約並同條約附屬業務規則公布す、外國無線電報規則及外國無線電報取扱規程を制定す
	同	同 著する電報に內國電信の規定を準用するの件を定む		同	帝國と在滿帝國通信官署との間に直發著する電報の取扱方法を定む
	三四十二	十二 外國新聞電報轉送規則及手續を制定す		六	「リスボン」改正萬國電信條約附屬業務規則公布す
	三五	三 海底電信線保護萬國聯合條約罰則改正す		同	外國電報規則及外國電報取扱規程制定施行す
	四	四 海底電信線保護萬國聯合條約罰則を臺灣に施行す		十	外國無線電報規則中電報料に關する事項を改正施行す
	三六	五 第九回萬國電信會議倫敦に開催、帝國委員參列す		十一	大北會社の日鮮間（小茂田釜山間）海底電信線を買收す
	三七	二 萬國電信條約第八條に依り制限を加ふ		三	日鮮間電報料を低減す
	三八	四 外國電報の料金及其の納付方を定む（海外電報本邦首尾料の單獨省令を廢止す）		六	第二回國際無線電信會議倫敦に開催、帝國委員參列す
	七	七 韓國通信機關委託を受く		七	國際無線電信條約並同條約附屬規則改正實施に伴ひ外國無線電報規則及同取扱規程を改正公布す
	九	九 帝國政府と米國商業太平洋海底電信會社との間に東京「グワム」間海底線敷設運用の協定を締結す			
	八	八 東京「グワム」間海底線の通信開始す			



年次	月次	摘 要	年次	月次	摘 要
大正	八	大北會社に對する免許狀を修正す 日支間電信問題及日露電信聯絡に關し大北會社と約定を締結す 料金の漸次遞減に關し大東及大北會社と約定を締結す 外國電報規則中改正し後廻電報の取扱を開始す 朝鮮及樺太に於ける日露電信連絡約定を締結す 日露連絡電信線、豊原「アレキサンドルフスク」間及清津浦鹽間通信を開始す 外國電報帝國電信系内分送規則制定す尙外國新開電報轉送規則廢止す 船橋布哇「カフク」間の日米無線通信試験に成功す 帝國占領南洋各地と本邦との間に發着する電報の取扱方法及料金を制定施行す（電報規則後日支電報に依ることとす） 落石無線局と露國「ベトロバウロフスク」無線局との間に無線電信連絡を開始す 海底電信線保護萬國聯合條約罰則を改正す	大正	七	帝國占領南洋「ヤツブ」島に發着する電報の取扱方法及料金を制定施行す（夫々電報規則後削、日支電報規則、外國電報に關する規定に依ることとす） 海底電信線保護萬國聯合條約罰則を樺太に施行す 海底電信線保護萬國聯合條約罰則改正法律施行す 日米間無線電信連絡に關し米國「マルコニ」會社と通信約定を締結す。通信は大正五年十一月十六日より船橋無線局と布哇「カフク」無線局との間に開始、大正九年五月一日受信を磐城無線局富岡に、大正十年三月二十六日送信を同局原ノ町に移す、昭和二年八月八日磐城局は東京無線局に變更、昭和三年東京桑港間に直通通信（送信は六月十六日受信は九月一日）を開く 東京「グワム」間海底線二重通信を開始す 帝國占領南洋各地に發着する電報の取扱方法を制定施行（夫々日支電報規則及外國電報に關する規定に依ることとす）
	同			同	
	九			同	
	同			同	
	十二			同	
	三			同	
	五			同	
	九			同	
	同			同	
	三			同	
	十一			同	
	三			同	

年次	月次	摘 要	年次	月次	摘 要
(1920)	八	外國後廻電報の本文に數字の使用を認む 米國商業太平洋海底電信會社線經由米國宛至急電報の取扱を開始す 當分の内外國電報の遅延に付ては其の責に任ぜざることとす（大正十二年三月一日迄繼續） 日米間無線電信連絡に依る受信を磐城無線局（富岡）に移す 國際通信會議豫備會議華盛頓に開催、帝國委員參列す 日米間無線電信連絡に依る送信を磐城無線局（原ノ町）に移す 國際通信會議準備技術委員會巴里に開催帝國委員參列す 南洋「トラツク」と「ニューギニア」の「ラバウル」との間に無線電信連絡を開始す 日米間無線電信に關するRCA會社との約定を改定す 外國無線電報規則中改正、外國放送無線電報、特約外國放送無線電報、外國放送船舶無線電報の取扱を開始す 大阪無線電信局に於て對歐洲間一方向的通信開始す	昭和	三	日本無線電信株式會社法公布せらる 日本無線電信株式會社法施行期日に關する勅令及同法施行令公布せらる 外國無線電報規則中改正、對外放送無線電報の取扱を開始す 外國電報帝國電信系内分送規則を廢止す 第十一回萬國電信會議巴里に開催、帝國委員參列す 日本無線電信株式會社創立 日米間海底線經由電報料金を無線經由の場合と同額に低減す 隱語調査委員會伊太利「コルチナ」に開催帝國委員參列す 佛國巴里無線局より大阪無線局に於ける受信開始す、尙昭和三年九月二十四日名古屋無線局に移し五年三月一日より一方向的通信を双方向的通信に變更す（ラヂオ・フランス）會社との通信約定は五年十一月十四日（調印） 外國無線電報規則中改正、外國放送無線電報及特約外國放送無線電報の取扱を廢止す 獨逸柏林無線局より大阪無線局に於ける受信開始す尙昭和三年九月二十四日名古屋無線
	九		昭和	四	
	一〇		昭和	五	
	三			十	
	六			八	
	十二			九	
	十二			十	
	九			十一	
	同			十一	



年次	月次	摘 要
昭和	十二	線局に移し四年四月二十二日一方的通信を双方向的通信に変更す(「トランス・ラヂオ」會社との通信約定は六年八月二十日締結、同社は昭和七年一月一日獨逸通信省に回收) 第一回國際電信通信諮問委員會伯林に開催 帝國委員參列す
	同	「クリスマス」及新年祝賀特別外國電報規則制定す
	八	磐城無線局を東京に移轉して東京無線局と改稱す
	九	波蘭國「ワルソー」無線局より大阪無線局に於ける受信開始す尙三年九月二十四日名古屋無線局に移し四年四月十五日一方的通信を双方向的通信に変更す(兩主管廳間の通信約定は六年七月二十日「ワルソー」に於て六年十月二十三日東京に於て調印)
	十	第三回國際無線電信會議華盛頓に開催、帝國委員參列す
	同	本邦「フリリツピン」間無線電信連絡を開始す(當方無線局は最初大阪なりしが六年五月四日東京に変更、RCPとの通信約定
	三	は六年二月二十一日東京に於て六年三月九日「マニラ」に於て調印、七年二月二十七日RCPはRCA通信會社に変更) 本邦佛領印度支那間無線電信連絡を開始す(先方無線局は最初「ハノイ」なりしが六年一月一日より「サイゴン」に変更又當方は最初大阪なりしが六年五月四日より東京無線局に変更)
	五	本邦桑港間に直通無線通信(送信のみ)を開く
	六	本邦桑港間に直通無線通信(受信)を開き送受とも直通となる
	九	第十二回萬國電信會議「ブラッセル」に開催、帝國委員參列す
	同	名古屋無線電信局受信事務開始(大阪無線局に於て對歐受信事務承繼)
	同	現行國際無線電信條約並同條約附屬一般規則及同條約附屬追加規則公布す
	十二	國際無線電信條約實施に伴ひ外國無線電報規則同取扱規程改正公布す
	同	第二回國際電信通信諮問委員會伯林に開催
	四	第六

年次	月次	摘 要
(1930)	五	帝國委員參列す
	八	英國「マルコニー」會社倫敦無線局より名古屋無線局に於ける受信開始、五年一月二十六日一方的通信を双方向的通信に変更す(英國IIC會社との通信約定は五年十月十五日東京に於て五年十一月十四日倫敦に於て調印IIC會社は後CW會社と改稱)
	九	第一回國際無線電信技術諮問委員會「ヘーグ」に開催、帝國委員參列
	十	本邦佛領東印度間無線電信連絡を開始す(兩主管廳間通信約定は六年十一月二十五日東京に於て六年八月十三日「バンドン」に於て調印)
	同	外國電報規則中改正、後廻新聞電報の取扱を開始す(後廻新聞電報制度を採用し本邦と北米合衆國、カナダ、フリリツピン間に之が取扱を開始す)
	十二	「クリスマス」及新年祝賀特別外國電報規則中改正、取扱期間を十二月十四日より翌年一月六日迄とす
	三	東京及名古屋兩無線局に電報搬送機を設備す
	九	外國電報規則中改正、書信電報の取扱を開始す
	六	臺灣と香港との間に無線電信連絡を開始す
	五	第三回國際電信通信諮問委員會「ベルヌ」に開催帝國委員參列す
	同	東京無線小山送信所開設す
	同	第二回國際無線電信技術諮問委員會「コーペンハーゲン」に開催、帝國委員參列す
	九	第八回國際長距離電話通信諮問委員會總會巴里に開催、帝國より「オブザーヴァー」參列す
	十二	本邦「バンドン」間無線電信連絡開始す
	同	本邦瑞西間無線電信連絡を開始す(對手局は瑞西無線會社)
	三	日泰間無線電信連絡を開始す(暹羅國商務通信省との通信約定は七年二月十日東京に於て七年三月二十四日「バンコック」に於て調印)
	同	臺灣「フリリツピン」間無線電信連絡を開始す(RCA通信會社との了解は六月二十四日)
	七	東京無線富岡分室廢止す
	九	第十三回萬國電信會議及第四回國際無線電



年次	月次	摘 要
昭和	同	信會議馬德里に開催、帝國委員参列す 第一回（最初より通算すれば第九回）國際電話諮問委員會馬德里に開催、帝國委員参列す
同	同	本邦亞爾然丁間無線電信連絡に關し「アルゼンチン」「トランス・ラヂオ」會社と通信約定を締結し十二月一日より通信開始のこ ととす
同	同	外國無線電報規則中改正、外國放送無線電報の取扱を開始す
一	十	日印間無線電信連絡を開始す（印度無線及海底電信會社との通信約定は八年五月十二日東京に於て八年六月二十二日「ボンベイ」に於て調印）
同	同	本邦シリア間無線電信連絡を開始す（對手局は「ラヂオオ・リアン」會社）外國電報料金「フラン」換算率を變更す
三	三	外國電報規則中改正、國際電信規則の改正に依る至急私報料の改定（二倍とす）後廻電報、書信電報を實施す
四	四	東京無線原ノ町送信所休止す
九	九	外國電報規則中改正、外國無線電報取扱規程全文改正施行す
同	同	外國無線電信連絡に關し米國「マツケイ」會社と通信約定を締結し十一月十五日より通信開始のこととす
同	同	第四回國際電信諮問委員會「ブラジグ」
八	八	外國電報規則中改正、外國電報の料金は金「フラン」額を以て告示すること、金「フラン」邦貨相當額の決定方法を定む
同	同	外國電報料金表公示方法を改め金「フラン」額を以て告示することとす
八十二	八十二	「クリスマス」及新年祝賀電報規則中改正、料金を通常電報の三分の一とす
同	同	外國祝賀無線電報規則を制定施行す
同	同	「マドリッド」締結國際電氣通信條約公布し昭和九年一月一日より施行のこととす
同	同	「マドリッド」締結國際電氣通信條約、附屬電信規則、電話規則一般無線無線通信規則及追加無線通信規則を施行す
同	同	外國電報規則、外國電報取扱規程全文改正施行す
同	同	外國無線電報規則、外國無線電報取扱規程全文改正施行す
五	五	日米間無線電信連絡に關し米國「マツケイ」會社と通信約定を締結し十一月十五日より通信開始のこととす
同	同	第四回國際電信諮問委員會「ブラジグ」
七	七	外國電報規則中改正、外國電報の料金は金「フラン」額を以て告示すること、金「フラン」邦貨相當額の決定方法を定む
同	同	外國電報料金表公示方法を改め金「フラン」額を以て告示することとす
同	同	「クリスマス」及新年祝賀電報規則中改正、料金を通常電報の三分の一とす
同	同	外國祝賀無線電報規則を制定施行す
同	同	「マドリッド」締結國際電氣通信條約公布し昭和九年一月一日より施行のこととす
同	同	「マドリッド」締結國際電氣通信條約、附屬電信規則、電話規則一般無線無線通信規則及追加無線通信規則を施行す
同	同	外國電報規則、外國電報取扱規程全文改正施行す
同	同	外國無線電報規則、外國無線電報取扱規程全文改正施行す
同	同	日米間無線電信連絡に關し米國「マツケイ」會社と通信約定を締結し十一月十五日より通信開始のこととす
同	同	第四回國際電信諮問委員會「ブラジグ」

年次	月次	摘 要
一〇	同	に開催、帝國委員参列す 日伊間に無線電信連絡を開始す 第三回國際無線電氣通信技術諮問委員會議里斯本に開催し帝國委員参列す 國際電話通話規則及國際電話通話取扱規定を制定し九月二十七日より施行す
九	同	本邦「マニラ」電話局間に無線電話連絡を開設し本邦と比律賓群島との國際電話を九月二十七日より開始す、我國最初の國際電話なり
六	同	本邦「メキシコ」間無線電信連絡を開始す 蘭領印度と國際電話を十月二十六日より開始す
十	同	「アメリカ」合衆國「カナダ」「メキシコ」「キューバ」國との國際電話の取扱を二月九日より開始す
十二	同	日和間無線電信連絡を開始す（兩國主管廳間の通信約定は十年一月二十二日「ヘーグ」に於て十年四月二十四日東京に於て調印）
同	同	日伯間無線電信連絡に關し「ブラジル」無線電信會社と通信約定を締結し三月三十日より通信開始す
同	同	日英、日獨間無線電話に依る連絡を三月十日
四	四	三日より開始す 外國電報規則中改正、復活祝賀電報の取扱を開始す
七	七	佛蘭西比律賓間外國電報の本邦經由中繼取扱を開始す
同	同	歐羅巴各國「カナリー」群島又「モロッコ」「スீタ」との國際電話を七月一日より開始す
同	同	波蘭と葡萄牙領印度及比律賓間に發着する外國電報の本邦經由中繼取扱を開始す
同	同	RCA通信社との通信約定を改定す
八	同	商太會社との通信約定期間を五年間延伸す
九	同	「マツケイ」無線電信會社と追加通信約定を締結す
同	同	商太會社との通信約定改訂に伴ふ東京小笠原島間特定通信時間を延伸す
十	同	伊太利「エチオピア」間國交斷絶に伴ひ關係情報蒐集の爲名古屋局にて國際聯盟情報の放送を受信開始す
十一	同	中華民國及蘭領印度支那と南米諸國との間に發着する電報の中繼取扱を開始す
十二	同	歐羅巴發蘭領印度支那宛電報の中繼取扱を開始す



年次	月次	摘 要
昭和 一	同	外國祝賀電報用封皮に無線利用勸奨の「シール」を使用のことにす 社団法人同盟通信社の業務開始に伴ふ國際放送電報規則を施行す 日本無線電信株式會社に對し對外無線電信設備の整備擴張計畫を下命、本計畫は五ヶ年計畫とし設備の整備は昭和十二年末を以て終了のこと、豫定對手國は二十五方面、名古屋に於ける操縱を廢して大阪より之を行ひ、東京は對歐米通信及國際無線電信放送を大阪は對歐通信の一部及對極東南洋通信を行ふこと、之が爲兵庫縣下に四日市に代る受信所を新設することとす 南「アフリカ」聯邦との國際電話を倫敦中繼により開始す 「ブラジル」國と間に伯林中繼に依り國際電話を開始す 本邦「オスロ」間直通無線電信連絡を開始す 本邦西貢間直通無線連絡に依り佛領印度支那との國際電話開始す 天津及濠洲との間に無線電信連絡を開始す
	一	對外無線通信路擴張及一般事務膨脹に伴ひ増築中なりし東京中央電信局の附屬局舎竣工す 本邦「モスコ」間に直通無線電信連絡を開始す
	七	七月二十一日より八月二十日迄東京伯林間に直通無線電信連絡を臨時開設し第十一回「オリンピック」競技大會（伯林）關係電報のみを取扱ふこととす
	八	本邦「ペールト」間無線經由にて南阿聯邦宛電報の取扱を開始す
	同	本邦英國間國際電話通話を土曜日限り低額料金を以て取扱ふこととす
	同	本邦「ワルソ」間無線經由にて羅馬尼國宛書信電報の取扱を開始す
	九	外國電報取扱規程中改正す 電務局外國電信課に情報部を置く
	同	外國電報規則及外國電報取扱規程中改正す 本邦獨逸國間國際通話を土曜日に限り低額料金を以て取扱ふこととす
	同	國際電話通話規則中改正す

年次	月次	摘 要
	十一	本邦羅馬間無線經由にて「エチオピア」宛電報の取扱を開始す 日米間電話料金を平日二割、日曜四割低減す 本邦倫敦間無線經由にて「エリトリア」及伊領「ソマリランド」宛電報の取扱を開始す 「クリスマス」及新年祝賀國際電話通話規則中改正す 日本郵船鎌倉丸（當時秋父丸）對布哇船舶國際通話を開始す 外國電報規則及同取扱規程中改正す 大阪中央電信局依佐美（愛知縣）小野（兵庫縣）の分室を設置す 國際通話區域に「スマトラ」島南部地方を加ふ
	同	日英、日獨間に行ひつつある土曜日低額料金を歐洲各國との國際通話に適用す 「アメリカ」電話會社及「ホルル」相互電話會社と船舶國際通話に關する約定を締結す
	三	外國電報規則、外國無線電報規則及同取扱規程中改正す
	同	本邦暹羅間に國際電話通話を開始す 本邦南米間直通無線電話連絡に依り一般公衆通話の取扱開始す
	四	國際無線通信諮問委員會第四回會議を「アカレスト」に於て開催本邦より委員出席す 大阪中央電信局深井送信所及明石受信所完成之に伴ひ喜連受信所は廢止す 時局重大化に伴ひ報導の迅速を期する爲同盟通信社内に東京中央電信局分室を設置し對外放送無線電報を取扱ふこととす
	五	靖國丸對歐船舶國際通話の取扱開始す 國際電話規則中改正せられ船舶國際通話料金の徴收方法を改正す
	六	本邦「サンチャゴ」間に直通無線電信連絡を開始す
	八	國際無線電氣委員會第八回會議巴里に於て開催當省より委員出席 「ヴェノスアイレス」中繼にて「ブラジル」國との國際通話取扱開始す
	十	本邦との間に直通無線連絡なき歐洲諸國發本邦著電報を「マツケー」無線經由にて取扱開始す
	同	本邦「バンドン」間無線經由にて本邦「サ



年次	月次	摘 要	年次	月次	摘 要
昭和 一三	二	ラワク」間發着電報の取扱開始す 放送無線電報の受信人は一定條件の下に國際放送電報規則に依る對外放送電報を受信し得ることとし關係省令並に公達改正す 國際電信電話會議及國際無線通信會議を「カイロ」に於て開催す 日本無線電信會社法中改正法律施行之に伴ひ同法施行令中改正され日本無線電信株式會社及國際電話株式會社は合併の上新に國際電氣通信株式會社成立す 外國電報規則及同規程中改正を行ひ料金の		同	還付は總て通貨を以てし又加入電話機設置居住者も當該加入電話に依り外國電報の託送を爲し得ることとす 本邦「ホノルル」間無線電話連絡に依り本邦「ハワイ」群島間に國際電話取扱開始す 「オスロー」に於て國際電話諮問委員會第一乃至第五報告者委員會開催本邦より委員出席す 本邦「サンチャゴ」間に直通無線電話連絡開設され本邦智利間の國際通話取扱開始す
	三			六	
	同			同	

## 2. 電氣通信事業關係法人の概要

### 一、國際電氣通信株式會社

#### イ、會社の設立

政府は我國對外通信の自主獨立を確保する目的で大正十四年日本無線電信株式會社法を制定し、之に據り日本無線電信株式會社を設立して對外無線電信設備の建設及維持に衝らしめることとし、更に昭和七年、別に國際電話株式會社の提供する設備を使用して對外無線電話業務を開始したのであるが、其の後の國際情勢の變化に對應して對外電氣通信施設の綜合計畫の樹立並に之が統制ある遂行を圖るの必要切なるものがあつたのに鑑み、昭和十二年四月二日法律第四十四號を以て日本無線電信株式會社法に必要な改正を加へ、昭和十三年三月十二日國際電話株式會社と合併し茲に國際電氣通信株式會社の成立を見るに至つたのである。

#### ロ、會社の目的

從來會社の主たる目的は我國對外電氣通信の設備及其の附屬設備を爲し之を政府の用に供するにあつて、主として對外無線電信、無線電話を施設し來つたのであるが、今次支那事變の進展に伴ひ日滿支間を一體とした電氣通信網の整備擴充強化を必要とするに至つたので、昭和十四年四月十一日法律第八十三號を以て會社は新に國內に共用せられる有線電信、有線電話、寫真電信等の對外電氣通信施設をも爲し得ることとなつた。(會社法第一條)(重要事項解説四三頁參照)

會社の從たる目的は外國に於ける電氣通信事業の經營及電信、電話の用品の製造、販賣乃至之等に對する投資等(會社法第二條)である。

尙會社は遞信大臣の認可を受け國內無線電話又は放送無線電話の事業をも經營することが出来る。



ハ、會社事業の現狀

一 會社が政府の命令又は認可を受け施設したものは左の通りである。

(1) 送受信所

名	稱	位	置	備	考
小山	送信所	栃木縣	小山町	専ら短波設備で、主として對米方面並に對歐方面の一部との電信通信に使用する。	
福岡	送信所	埼玉縣	上福岡	對米長波設備で、目下休止中。	
原ノ町	送信所	福島縣	原ノ町	長波及短波の設備を有し主として南洋、極東方面並に對歐電信通信に使用する。	
依佐美	送信所	愛知縣	依佐美		
小野	送信所	兵庫縣	小野		
名崎	送信所	茨城縣	名崎	専ら短波設備で主として對歐、對米、極東、南洋方面國際通話、日滿、内臺、内國船舶通話及放送無線電話に使用する。	
小室	送信所	埼玉縣	小室		
中壠	送信所	臺灣新竹州	中壠街		
觀音	受信所	臺灣新竹州	觀音庄	短波設備で専ら内臺間通話及放送無線電話に使用する。	

(2) 主なる設備 (昭和十三年十月一日現在)

區	別	連	絡	送	信	機	受	信	機
無	線					二七			三五
無	電					一六			一〇
無	電					一六			一〇
無	話					一六			一〇

(外に放送及内國船舶通話)

(外に長波)

(外に長波)

(3) 會社の投下した設備費

會社が其の設備及附屬設備の爲投下した額は昭和十四年十月一日現在に於て大約二千四百八萬四千圓で共

の内譯は左の通りである。

箇	所	金	額	箇	所	金	額	箇	所	金	額
原ノ町	送信所	三、二〇〇	千圓	四日市	受信所	八四〇	千圓	觀音	受信所	一、四七〇	千圓
富岡	受信所	三六〇		小野	受信所	一、三九〇		連絡	陸線	四、八六〇	
小山	送信所	二、八三三		名崎	送信所	三、二四六		本社		一、五八〇	
福岡	受信所	一、二八四		小室	受信所	六五〇		臺北	出張所	一、〇〇〇	
依佐美	送信所	六、〇九六		中壠	送信所	三三〇					

二、會社が大陸に於ける通信國策に順應し會社法第二條第四號に據り蒙疆、華北及華中各通信會社に對し投資した金額八百萬圓で其の内譯は左の通りである。

區	別	株	數	投	資	額	拂	込	濟	額
蒙疆電氣通信設備株式會社			四〇,〇〇〇			二,〇〇〇				一,〇〇〇
華北電氣通信株式會社			八〇,〇〇〇			四,〇〇〇				一,〇〇〇
華中電氣通信株式會社			四〇,〇〇〇			二,〇〇〇				一,〇〇〇

二、會社の設備に依り開始した無線連絡

政府が會社の提供する設備を使用して開始した通信連絡は對外無線電信二十七回路、對外無線電話十四回路其の他であつて、之が對手地及連絡開始年月日等に就ては別掲國際電氣通信の一八一、一九二頁を参照されたい。

ホ、事業の整備及擴張



一、現行命令書に依る會社設備の整備及擴張計畫は左の通りである。

- (1) 對外無線電信は次の方面を豫定し設備の擴張を行ふこと。  
 紐育、カナダ、コロンビア、ペルー、パナマ、白耳義、瑞典、奧地利、チエツコ、土耳其、青島、漢口、廣東、香港、濠洲、馬來半島、南阿聯邦、埃及、イラン、ニュージーランド、ソヴィエト聯邦（亞細亞）

(2) 對外無線電話は次の方面を豫定し設備の擴張を行ふこと。

- 佛蘭西、カナダ、ブラジル、北京、天津、上海、廣東、香港、濠洲、馬來半島、英領印度、埃及、南阿聯邦

(3) 對外無線寫眞電信は英吉利、獨逸、亞米利加合衆國及中華民國との間に通信連絡を開設し得る様設備すること。

(4) 關西地方の適當な地點に新送信所を設置し現在東京に於て操縦して居る比律賓、蘭領印度、佛領印度支那及暹羅に對する連絡を大阪に於て操縦し得る様設備の移轉を行ふこと。

(5) 東京局福岡受信所に代るべき受信所を關東地方の適當な地點に設置すること。

二、尙日本放送協會に於て計畫中の海外放送及對外地、滿洲放送中繼の擴充に對應し、會社は之が所要設備として五〇キロ送信機三臺及二〇キロ送信機一臺を準備中である。

三、對外電氣通信技術の進歩發達を圖る爲會社に技術研究所を設置することとし目下建設中である。

へ、會社の資本金及特色

日本無線電信株式會社設立當時の資本金は二千萬圓であつたが、合併に依り五百萬圓を増加し現在二千五百萬圓、拂込資本金は一千五百九十二萬圓で一株に付民間株三十圓拂込、政府株全額拂込である。

政府株四萬六千株は會社設立當時政府所有の原ノ町及富岡の無線電信設備及當時計畫中の名古屋無線電信

局の送受信所の敷地を現物出資（二百三十萬圓）し、之に對し會社より收得したものである。

ト、會社に對する交付金及報効金

政府は會社の設備を使用し之に依り取扱つた電氣通信料金中本邦收得分に當るものに、電報に付ては百分の七十五、電話通話に付ては百分の九十を乗じた金額を交付金として會社に交付（會社法第八條、施行令第一條）するものであるが、現在の交付金は月額約五十七萬圓である。

又會社は毎營業期に於て配當し得べき利益金額が、拂込資本金額に對し一年百分の十二を超過する場合は該超過額の二分の一を報効金として政府に納付することとなつて居る。（會社法第九條）

チ、會社の監督

政府は會社の業務を監督し之が爲必要な命令を發し、又は電氣通信設備を爲すべきことを命ずることが出来る。（會社法第十一條、同法十二條）又會社は取締役及監査役の選任及解任、定款の變更、利益金の處分等に付政府の認可を受けることを要し、又取締役が法令に違反した場合は政府に於て之を解任することが出来る。（會社法第十三條）

二、日本電信電話工事株式會社

イ、會社の設立

從來遞信省に於ける電信電話工事請負の狀況は、各電氣通信機材製造會社の請負工事相互間に技術的連繫無く且責任の歸趨不明で運行上屢々支障を來すのみならず、各製造會社に於ても不經濟な人的物的設備の重複を生ずるの止む無き状態であつたが、偶々遞信省に於て昭和十二年度以降五箇年計畫に依る電信電話の大擴張工事の遂行上工事の合理化、經濟化を圖る爲請負工事範圍の擴張を行ふべき趨勢にあつたが、之が請負工事の合理的成果を期するには叙上の分業的請負制度の不合理性、不經濟性を排除し各社協力の下に單一



の請負工事會社を設立するの要があり、又翻つて我が國電氣通信機材の海外進出の跡を顧るに、各製造會社間に何等の連絡統制機關なく徒らに放任せられて居た結果、大資本を有する歐米各國電氣通信機器製造會社の統制ある進出力に拮抗し得ず、されば可惜優秀な製造技術を有しながら諸外國の跳梁に委ね居る實情であつたので、茲に統制ある海外進出機關を設立するの必要ある點等に鑑み、昭和十二年四月本邦に於ける電氣通信機材製造會社たる日本電氣通信會社外十八社協議の結果本會社の設立を見たのである。

因に本會社の資本金は二千萬圓（一株五拾圓、四拾萬株）で商法に基く株式會社である。

ロ、會社の目的

本會社の營業目的とする所は左の通りである。

- (1) 電氣通信設備及其の附屬設備の建設工事の請負。
- (2) 電氣通信に關聯する事業への投資。
- (3) 外國に於ける電氣通信事業への投資經營、設備の建設及保守の請負、設備の貸付並に電氣通信用品の販賣。
- (4) 前各號に必要な一切の業務。

ハ、業務の概要

一、内地に於ける請負工事実績

本會社の創立以來内地に於ける請負工事は全部遞信省との請負契約で左の如き多額に達し、就中自動電話交換局開始又は改式に伴ふ線路機械宅内工事、長距離「ケーブル」及中繼所局内工事等は何れも從來各社分業請負時代に比し工事費の經濟化並に技術上の成果を擧げ得たのである。

區 別	工 事	費
市内電話關係工事		八、五〇〇、〇〇〇圓
電信及市外電話工事		一九、〇〇〇、〇〇〇圓
合 計		二七、五〇〇、〇〇〇圓

二、支那事變に際しての本會社の活動

支那事變の推移に伴ひ支那に於ける電氣通信事業再建設に當り、資材の提供、工事施工並に應急措置等に關し關係方面より本會社の進出を要望せられたので、本會社は之が國策的使命に鑑み資材並に工事能力の整備を行ふと共に天津及上海に出張所を開設し、又國際電氣通信株式會社と協力し上海に華中電信公司を開設し中支に於ける應急復舊工事に當らしむる等の措置を講じた外、支那向電氣通信機材の統制販賣を行ひ、以て自由競争に基く粗悪品の進出を防止し常に安價で且優良な機材の迅速供給に努力したのである。

本會社より支那に於ける各通信會社への出資額は左の通りである。

區 別	投 資	額
蒙疆電氣通信設備株式會社		四、〇〇〇、〇〇〇圓
華北電信株式會社		四、〇〇〇、〇〇〇圓
華中電氣通信株式會社		一、〇〇〇、〇〇〇圓
合 計		九、〇〇〇、〇〇〇圓

事變以來支那に於て本會社が請負施行した主な工事は天津自動局の復舊工事、北京、上海、南京、漢口各放送局工事、張家口自動電話改式工事、上海開北及市中心局開始工事、上海南京間市外電話工事、蒙疆



に於ける電信電話整備工事等である。

### 三、電信協會

#### イ、電信協會の設立

明治二十五年十一月十二日時の電務局長若宮正晋氏及淺野應輔氏等四十餘名が交詢社に會し、本邦電信事業の發達改善を圖る目的を以て電信協會なる會員組織に依る機關を設け、斯業の發展に關する意見を發表することを協議し同年十二月三日之が成立を見、翌年一月十五日には機關雜誌「電信協會會誌」を發刊し、會員に頒布し意見の發表及斯業上参考記事を掲載して事業の發達に資し、爾來協會員數の増加と資金の充實に伴ひ、講演會、電氣競技會等を時々開催し、又内外の事業功勞者を慰勞する等に盡力した。越へて大正四年六月無線電信法が公布せられ、私設無線電信施設の途が拓けると共に是が通信従事者の養成必要となり、民間に於て一、二の養成機關の設立を見るに至つた。然るにその後歐洲大戰後の海運界の活況に伴ひ、無線技術者の需要急激に増嵩し養成機關の擴充が要望せられるに至つたので、既設養成機關の事業を繼承統一して本協會に於て經營することに決し、之を機として組織を社團法人に改め、大正七年九月二十五日逕信大臣の許可を受けて今日に至つた。

#### ロ、協會の目的及事業の現状

協會の目的は電氣通信に關する學術、技藝、法理の講究及電氣通信事業の擴張整備方法の講究竝に電氣通信技術員の養成を爲すに在る。この目的遂行の爲の協會の事業概要は次の通りである。

- (1) 電信協會會誌を發行し研究事項の講究討論を爲すこと。
- (2) 協會管理無線電信講習所に於て私設無線電信通信従事者の養成を爲すこと。
- (3) 講習會研究会を随時開催すること。

- (4) 事業上有益な参考資料を蒐集し且之等の圖書を刊行すること。
- (5) 事業功勞者を表彰すること。

#### ハ、無線電信講習所の沿革

##### 一、講習所開設

大正八年二月二十一日船舶業者より寄附四十萬圓を得て從來散在してゐた養成機關を統一擴充し無線電信通信従事者の養成に着手した。

- (1) 大正十三年六月十日

本科卒業生に對し私設無線電信通信従事者資格檢定規則に依り無試験にて第二級資格を附與せられた。

- (2) 大正十四年二月二十日

本科卒業生に對し同規則に依り無試験にて第一級又は第二級を、又別科卒業生に對し同規則に依り無試験にて第二級又は漁船級資格を附與せられた。

- (3) 大正十四年十一月十三日

別科卒業生に對しても同規則に依り無試験にて第一級又は第二級資格を附與せられた。

- (4) 昭和六年九月四日

昭和六年七月一日より私設無線電信通信従事者資格檢定規則廢止せられ、之に代つて同日より無線通信士資格檢定規則制定が實施せられたが、本科卒業生に對し無試験にて第一級又は第二級資格を附與せられた。

- (5) 昭和七年八月三十一日

特科卒業生に對し同規則に依り無試験にて第三級資格を附與せられた。

- (6) 昭和十二年一月二十九日

卒業生又は修業生に對する  
銓衡資格認定



選科卒業生に對し同規則に依り無試験にて第二級資格を附與せられた。  
 (7) 昭和十二年十二月九日  
 同規則に依り昭和十二年十二月一日以降本科修業生に對し第二級、選科修業生に對し第三級、特科修業生に對し電話級資格を何れも無試験にて附與せられた。  
 昭和五年三月一日  
 無線事業の進歩に鑑み教授科目増加し其の程度を向上せしむる爲本科の修業年限一箇年を二箇年に延長した。

四、特科 創設

昭和七年七月二十一日  
 特科規則を制定し大日本水産會よりの依託生に限り入學を許可することとした。其の後大日本水産會は右依託生に關する業務を社團法人漁船技術員養成所に引繼いたので、現在では社團法人漁船技術員養成所よりの依託生を入學させてゐる。

五、選科 創設

昭和十二年一月二十八日  
 海運界の好轉に伴ふ無線通信士需給調節の爲第二級無線通信士養成の目的にて創設せられた。

二、無線電信講習所の養成狀況

大正八年講習所開設以來の年度別學生收容數と卒業並修業者數は左の通りである。

年 度	收 容 數	卒 業 並 修 業 者 數	年 度	收 容 數	卒 業 並 修 業 者 數
大 正	一 〇 九 八	一 六 二	大 正	一 一 一	七 三
		四 二 三		一 一 二	六 二
		三 二 一		一 三 六	一 九 四

大 正	昭 和	累 計	大 正	昭 和	累 計
一	一		一	一	
五	一		一	一	
二	三		一	一	
三	二		一	一	
四	九		一	一	
五	〇		一	一	
六	三		一	一	
七	七		一	一	
八	七		一	一	
九	九		一	一	
〇	〇		一	一	
一	三		一	一	
二	三		一	一	
三	三		一	一	
四	七		一	一	
五	七		一	一	
六	九		一	一	
七	三		一	一	
八	三		一	一	
九	三		一	一	
〇	三		一	一	
一	三		一	一	
二	三		一	一	
三	三		一	一	
四	三		一	一	
五	三		一	一	
六	三		一	一	
七	三		一	一	
八	三		一	一	
九	三		一	一	
〇	三		一	一	
一	三		一	一	
二	三		一	一	
三	三		一	一	
四	三		一	一	
五	三		一	一	
六	三		一	一	
七	三		一	一	
八	三		一	一	
九	三		一	一	
〇	三		一	一	
一	三		一	一	
二	三		一	一	
三	三		一	一	
四	三		一	一	
五	三		一	一	
六	三		一	一	
七	三		一	一	
八	三		一	一	
九	三		一	一	
〇	三		一	一	
一	三		一	一	
二	三		一	一	
三	三		一	一	
四	三		一	一	
五	三		一	一	
六	三		一	一	
七	三		一	一	
八	三		一	一	
九	三		一	一	
〇	三		一	一	
一	三		一	一	
二	三		一	一	
三	三		一	一	
四	三		一	一	
五	三		一	一	
六	三		一	一	
七	三		一	一	
八	三		一	一	
九	三		一	一	
〇	三		一	一	
一	三		一	一	
二	三		一	一	
三	三		一	一	
四	三		一	一	
五	三		一	一	
六	三		一	一	
七	三		一	一	
八	三		一	一	
九	三		一	一	
〇	三		一	一	
一	三		一	一	
二	三		一	一	
三	三		一	一	
四	三		一	一	
五	三		一	一	
六	三		一	一	
七	三		一	一	
八	三		一	一	
九	三		一	一	
〇	三		一	一	
一	三		一	一	
二	三		一	一	
三	三		一	一	
四	三		一	一	
五	三		一	一	
六	三		一	一	
七	三		一	一	
八	三		一	一	
九	三		一	一	
〇	三		一	一	
一	三		一	一	
二	三		一	一	
三	三		一	一	
四	三		一	一	
五	三		一	一	
六	三		一	一	
七	三		一	一	
八	三		一	一	
九	三		一	一	
〇	三		一	一	
一	三		一	一	
二	三		一	一	
三	三		一	一	
四	三		一	一	
五	三		一	一	
六	三		一	一	
七	三		一	一	
八	三		一	一	
九	三		一	一	
〇	三		一	一	
一	三		一	一	
二	三		一	一	
三	三		一	一	
四	三		一	一	
五	三		一	一	
六	三		一	一	
七	三		一	一	
八	三		一	一	
九	三		一	一	
〇	三		一	一	
一	三		一	一	
二	三		一	一	
三	三		一	一	
四	三		一	一	
五	三		一	一	
六	三		一	一	
七	三		一	一	
八	三		一	一	
九	三		一	一	
〇	三		一	一	
一	三		一	一	
二	三		一	一	
三	三		一	一	
四	三		一	一	
五	三		一	一	
六	三		一	一	
七	三		一	一	
八	三		一	一	
九	三		一	一	
〇	三		一	一	
一	三		一	一	
二	三		一	一	
三	三		一	一	
四	三		一	一	
五	三		一	一	
六	三		一	一	
七	三		一	一	
八	三		一	一	
九	三		一	一	
〇	三		一	一	
一	三		一	一	
二	三		一	一	
三	三		一	一	
四	三		一	一	
五	三		一	一	
六	三		一	一	
七	三		一	一	
八	三		一	一	
九	三		一	一	
〇	三		一	一	
一	三		一	一	
二	三		一	一	
三	三		一	一	
四	三		一	一	
五	三		一	一	
六	三		一	一	
七	三		一	一	
八	三		一	一	
九	三		一	一	
〇	三		一	一	
一	三		一	一	
二	三		一	一	
三	三		一	一	
四	三		一	一	
五	三		一	一	
六	三		一	一	
七	三		一	一	
八	三		一	一	
九	三		一	一	
〇	三		一	一	
一	三		一	一	
二	三		一	一	
三	三		一	一	
四	三		一	一	
五	三		一	一	
六	三		一	一	
七	三		一	一	
八	三		一	一	
九	三		一	一	
〇	三		一	一	
一	三		一	一	
二	三		一	一	
三	三		一	一	
四	三		一	一	
五	三		一	一	
六	三		一	一	
七	三		一	一	
八	三		一	一	
九	三		一	一	
〇	三		一	一	
一	三		一	一	
二	三		一	一	
三	三		一	一	
四	三		一	一	
五	三		一	一	
六	三		一	一	
七	三		一	一	
八	三		一	一	
九	三		一	一	
〇	三		一	一	
一	三		一	一	
二	三		一	一	
三	三		一	一	
四	三		一	一	
五	三		一	一	
六	三		一	一	
七	三		一	一	
八	三		一	一	
九	三		一	一	
〇	三		一	一	
一	三		一	一	
二	三		一	一	
三	三		一	一	
四	三		一	一	
五	三		一	一	
六	三		一	一	
七	三		一	一	
八	三		一	一	
九	三		一	一	
〇	三		一	一	
一	三		一	一	
二	三		一	一	
三	三		一	一	
四	三		一	一	
五	三		一	一	
六	三		一	一	
七	三		一	一	
八	三		一	一	
九	三		一	一	
〇	三		一	一	
一	三				



と迅速を計る爲、昭和九年五月組織を改めて各支部を廢止し、從來の各支部所在地（東京を除く）には單なる事務執行機關たる中央放送局を置くこととした。各中央放送局名所在地は左の通りである。

局 名		所 在 地	
大 阪 中 央 放 送 局	大 阪 市	大 阪 府	大 阪 市
名 古 屋 中 央 放 送 局	名 古 屋 市	名 古 屋 府	名 古 屋 市
廣 島 中 央 放 送 局	廣 島 市	廣 島 府	廣 島 市
熊 本 中 央 放 送 局	熊 本 市	熊 本 府	熊 本 市
仙 臺 中 央 放 送 局	仙 臺 市	仙 臺 府	仙 臺 市
札 幌 中 央 放 送 局	札 幌 市	札 幌 府	札 幌 市

(2) 會 員

會員は會長の承認を経た上一口（一口二百圓）以上の出資金を完納し會員名簿に登録せられて其の資格を生ずるものである。

昭和十四年三月三十一日現在の會員及出資口數は左の通りである。

會員數 五、四六四名  
出資口數 六、八四四

(3) 役 員

理事二十五名以内、監事五名以内を置き、尙總裁副總裁各一名及顧問若干名を推薦する事が出来る。理事は五選に依り會長及専務理事各一名、常務理事二名以内を定める。理事、監事の選任及解任並に會長、専務理事、常務理事の就職及解職は逕信大臣の認可に依り效力を生ずるものである。

五、同盟通信社

イ、同盟通信社の設立

國際情勢の複雑微妙化並に各國通信界の趨勢に鑑み、我通信自主權を確立すると共に、對外報道の重要使命を完全に遂行するに足る實力と信用とを具備する一大國家的通信社を設立することは國家的重要時務として朝野多年の要望であつたが、機愈々熟し昭和十年七月全國有力新聞社、通信社並に日本放送協會が相寄つて社團法人同盟通信社を創立し、其の設立許可申請を政府に提出したので、主務官廳たる逓信、外務兩大臣に於て、同社設立は民法第三十四條の規定に適合し且政府年來の要望に副ふ強力通信社たり得べき組織を有するものと認め、昭和十年十一月七日之を許可した。次で昭和十一年一月一日新聞聯合社の事業を一切繼承し業務を開始し、同年六月一日日本電報通信社の通信業務をも繼承し茲に我國唯一の強力通信社の出現を見るに至つた。

ロ、通信社の目的

正確公平な報道の普及と國際的諒解の増進に資する爲、内外の「ニュース」を蒐集編輯し電信、電話、無線電信、無線電話其の他の通信方法に依り迅速適確に之を社員並に海外の通信社及新聞社に通報するの事業を經營することを目的とする。

ハ、通信社の組織

(1) 事 務 所

本社を東京市に置き支社を大阪、名古屋、門司、福岡及新京に其の他國內及海外樞要地には總局又は支局（昭和十三年十二月末現在國內三八、外國三〇）を設け、更に重要地點には通信員又は特派員を配置してゐる。



(2) 社員

社員は我國に於て日刊新聞を發行する新聞社、社團法人日本放送協會及無線電信、無線電話に依る放送事業を經營する者とし、一定の條件の下に社員として加入し同社「ニュース」の頒布等を受けることが出来る。昭和十三年十二月一日現在の社員数は二〇六である。

(3) 業務の執行

通信社の重要事項は社員總會又は社員の中より選任せられた代表者を以て組織される理事會で之を決定し、日常業務は理事會に於て選任せられた社長一名、常務理事四名によつて處理することゝなつてゐる。之等常務役員は個々の新聞社又は放送協會に關係せず、殊に政黨政派に屬する事又は政治的社會的の實際運動に關係する事を禁じ、以て同盟通信社の不變性獨立性を確保して居る。

二、通信社の監督

社長、常務理事及常務監事並に理事會の會長、副會長の就職及解任、定款の變更に付ては政府の認可を受けしめ、社員總會、理事會の決議事項、毎年度事業計畫及收支豫算は之を報告せしめる。

六、電氣通信學會

イ、電氣通信學會の設立

明治四十四年五月、逓信省電氣試驗所内に専ら電信電話の學術技藝に關する知識の交換を爲す目的で第二部研究會を創設したのが本會の起源である。當時會員數僅かに五十名にして毎週一回講演會を開催し會長は當時電氣試驗所長であつた淺野應輔氏であつた。

大正三年三月會名を電信電話研究會と改稱更に大正六年五月電信電話學會と改め規則を改正して茲に本會の創立を見た。同時に機關雜誌電信電話學會雜誌を隔月發行することゝしたのである。

昭和二年一月社團法人の認可を受け、爾來會員數の増加と資金の充實に伴ひ各地に支部を設立し、又電氣通信關係刊行物を發行し各種委員會を設置して電氣通信の發達に貢獻し來つたが、昭和十二年一月電氣通信學會と改稱して今日に至つた。

尙此の間昭和十二年十月各關係方面より設立資金の寄附を受け、本會設立者となつて財團法人電氣通信工學校を設立し、又昭和十三年五月には本會提唱の下に社團法人電氣通信協會の設立を見たのである。

ロ、學會の目的及事業の現状

學會の目的は電氣通信に關する學術技藝の攻究、知識の交換を爲し且之に關する事業の振興を圖るのをその目的とする。この目的遂行の爲の學會事業の現状は概ね左の通りである。

一、電氣通信學會雜誌及通信工學邦文外國雜誌(以上月刊)英文日本電氣通信工學(年四回發行)外に通信工學通俗叢書、通信工學ポケットブック、通信工學術語集其他の發行。

二、電氣通信に關する専門講習會、學術講演會、通俗講演會を東京に於て開催、支部を設立しない重要都市に於て地方會員並に一般の爲地方巡回講演會を開催、電氣學會及照明學會と聯合、東京及地方交互に毎年二回聯合大會を開催。

三、電氣通信に關する各種委員會即ち電氣通信用品標準調査、通信機器國産化、電氣通信單位制定、誘導障害防止研究、電蝕防止研究、テレビジョン調査、通信機器、磁氣材料調査委員會等設置。

四、大阪、新京、仙臺、京城、名古屋に支部設置。

五、電氣通信に關する學術上技術上の功勞者に對し功績賞贈呈。  
因みに昭和十三年度末現在に於ける名譽員、賛助員、會員、準會員の合計は六、五二八名に及んでゐる。

七、電氣通信協會



イ、協會の設立

現下の非常時局に際會し電氣通信機關の整備擴充と其の國產技術に依る諸般の政策を確立すると共に、東亞大陸に於て國產通信機材と其の技術とを以て確固たる地盤を開發し、進んでは海外發展の新市場獲得に我國工業の海外進出を誘導せんとし、之等對策の實行機關として本協會の設立を見たのである。

ロ、協會の目的及事業の現狀

協會の目的は電氣通信工業の振興に關する調査、電氣通信機器及材料の海外進展の助長、電氣通信に關する發明の獎勵、特許の助成、電氣通信に關する智識の普及關係文獻の出版等であるが、叙上の目的の諸事項に對し事業委員會、特許委員會、特許助成委員會、輸出調査委員會、全波受信機調査委員會、編輯委員會等を受け鋭意調査研究に當つてゐる。

既に特許信託とも謂ふべき特許ブル業務を開始し、泰國を始め中南亞細亞地方、或は中南米諸地方の貿易事情の調査、伯國人の本邦工業見學招致を爲す等々と海外進出に對する體勢を整へると共に、また機關誌「電氣通信」の發刊、電話交換教科書の出版等斯界の爲に通信報國の至誠を以て一意奮勵事に當り、其の任を達成せんことを期してゐる。

會員は學術、技術並に經營各方面の代表的有力者を網羅して居り昭和十四年十月末現在に於て特別會員九二名通常會員五〇六名である。

八、滿洲電信電話株式會社

イ、會社の設立

從來滿洲に於ける通信事業は、關東州及南滿洲鐵道附屬地に於けるものは日本政府の經營にかゝり、右地域以外の滿洲國領域に於けるものは主として滿洲國政府（在來支那政府）の經營にかゝり、同一地域に二箇

の同種事業相對立し、資本二重投下の弊害あるは勿論、制度及手續にも格段の相違がある等、諸種の事情は相俟て遺憾の點が尠くなかつた爲、公衆の不利不便は實に言語に絶するものがあり、又他面滿洲國の治安維持、産業の開發並に文化及經濟の發展向上を促進せんとすれば、之等通信施設の擴張整備に俟たなければならぬので、日滿兩國政府は茲に鑑みる所あり、滿洲に於ける各地の電氣通信施設を統一し、合理的に經營すると同時に民間資本をも加へ、以て内容充實した組織たらしめるの急を認め、昭和八年三月二十六日日滿合辦會社に依る會社設立の協定を了し、九月一日次の如き特權附與の下に設立せられるに至つた。

一、租税に關しては極めて廣範圍の免除の特權を認められつゝあること。  
二、土地の收用、交通機關の利用及料金の徴收、電線路の建設等には官業に與へたものと同様の特權を有せしめられること。

三、民間所有株式の配當金が年六分に達する迄は政府所有株に對し配當することを要しないこと。  
四、本會社解散の場合には相當の價格で本會社の施設を政府に買收せられ得る制度となつたこと。

ロ、會社の目的

會社の主たる目的は昭和八年三月二十六日を以て日本帝國政府及滿洲國政府間に締結せられた日滿合辦會社設立に關する協定に基き、關東州、南滿洲鐵道附屬地及滿洲國行政權の下にある地域に於て電信、電話、無線電信、無線電話、放送無線電話其の他の電氣通信事業を經營するものである。但し鐵道及航空事業に附帶するもの並に官署及警備専用のもは含まない。

ハ、會社の資本金及株式

會社の資本金は日本國通貨五千萬圓とする。但し日滿兩國政府の認可を受けて之を増減することを得るものである。日滿兩國政府の出資額及民間募集株金額等は左の通りである。



區 別	株 數	資 本 總 額	同 上		備 考
			拂 込 濟 額	未 拂 込 額	
日 本 國 國	三三	一六、五〇〇 <small>千円</small>	一六、五〇〇 <small>千円</small>		現物出資
滿 洲 國	三三	六、〇〇〇	六、〇〇〇		
政 府 所 有	計 六六	二二、五〇〇	二二、五〇〇		三分の二 拂 込
金 圓 配 當	計 〇	三、五〇〇	一六、八七五	五、六二五	
其 他 所 有	計 〇	五、〇〇〇	三、七五〇	一、二五〇	
合 計	一〇〇	五〇、〇〇〇	四三、二二五	六、八七五	

而して社債は三千萬圓、社内保留金は約六百萬圓餘で營業成績は毎年約三百萬圓程度の純益を擧げ年六分の配當を續けてゐる。

尙株主は日滿兩國の政府、公共團體若は國民又は兩國の法令の何れかに依り設立した法人で、其の議決權の過半數が兩國の國民若は法人に屬するものに限る。

二、業務の概要

本會社の經營狀況は次の通りである。(昭和十四年六月現在)

- 一、電信電話事業
  - (1)、局 所 數
    - 電報事務取扱局所 七八〇局所
    - 電話事務取扱局所 四七二局所
  - (2) 回 線 數

電信回線 四七七回線  
電話回線 五八四回線

- (3) 利用狀況
  - 電 報 (發著信共) 一箇月 三六一、四六一通
  - 電話通話度數 (市内外共) 一箇月 九、七七四、四八〇回
  - 電話加入者數 八三、九三〇名
- 二、放送事業
  - 放送局數 一四局
  - 聽取加入者數 一六八、五七二名

九、蒙疆電氣通信設備株式會社

イ、會社の設立

蒙疆電氣通信設備株式會社は、蒙疆聯合委員會の「電氣通信事業は其の經營を合理化する爲郵便事業と合同經營とし聯合委員會之に當るが、優秀な技術と多額の資金とを必要とする電氣通信設備に付ては主として日本の技術及資本に依存し、事業の健全な普及發達を圖るを必要とするので、蒙疆地域に於ける官營、省營、民營の電氣通信設備を統一し、設備の合理化を圖ると共に之に民間資本をも加へて、内容の充實した經營體を組織し、之をして電氣通信設備及附屬設備の一元的提供を爲さしめるの方針」に基き、昭和十三年三月五日設立せられたものであつて、本會社の特殊的使命と、本事業の公共的性質とに鑑み、之を聯合委員會の特殊法人としたものである。

ロ、會社の目的



蒙疆地區に於て電氣通信設備及其の附屬設備を爲し、之を郵電總局、京綏鐵路局其の他の者の用に供することを主な目的とし、尙委員會の認可を受け電氣通信に關する事業及之に對する投資をも爲し得られる。

ハ、會社の資本金及特色

會社の資本金は蒙疆法幣一千二百萬圓で、日蒙折半出資になつて居る。その内譯は蒙疆聯合委員會の現物出資二百萬圓、蒙疆銀行四百萬圓、國際電氣通信株式會社二百萬圓、日本電信電話工事株式會社四百萬圓である。會社は多額の資金を必要とする關係上特に社債發行限度を拂込株金額の三倍とし、其の元利金支拂は委員會に於て保證することになつて居る。

尙會社には事業の經營に支障のない様各種の保護が與へられてゐる。即ち會社の財産、所得及事業、會社の爲す登記及登録並に會社の事業に要する物件に付ては租稅その他一切の公課を免除せられ、又會社は土地の收用、電線路の建設、交通機關の利用、其他電氣通信設備の建設保守を爲すに必要な事項に關しては、從來官營電氣通信事業に認められた所と同様の特權を享けてゐる。

會社の資金吸收上の便宜を考慮し増資、社債には特例を設けてあると共に、株主の利益保護の爲聯合委員會は年六分の配當保證をして居る。

ニ、事業計畫

會社は蒙疆地域に於ける電氣通信設備を各方面に亘り整備することを任務とするが、三箇年に於ける第一期計畫は大體左の如きものである。

- (1) 京綏鐵路に沿ふ幹線路八百軒の改善擴充。
- (2) 各縣を連絡する支線路約七千軒の改修築及六千軒の新築。
- (3) 主要都市の市内電話を改善擴充し加入者四千名を收容する。
- (4) 張家口、大同及厚和に放送局を新設。

- (5) 各主要地に短波無線施設を新設。

一〇、華北電信電話株式會社

イ、會社の設立

日支事變を契機として、中國の更生及東亞の和平確立を目的とする諸種の建設工作が著々と進行を見るに至つたが、是等各般の施設の先驅たるべき電氣通信事業の統一整備と圓滑な運行は最も重要且緊急視されるに至つた。

茲に於て中華民國臨時政府は其の國家的、社會的必要性に鑑み中日滿合辦の株式會社を組織し、華北電氣通信事業を統一化して其の發達を圖る爲に、民國二十七年（昭和十三年）七月三十日「華北電信電話株式會社條例」を制定公布し、八月一日より其の業務を開始するに至つたのである。

ロ、會社の目的

華北に於ける電氣通信の統合發達を圖ることを目的とし左記事業を營む。

- (1) 電氣通信事業の施設經營（放送無線電話事業を除く）。
- (2) 電氣通信施設の貸付及受託保守。
- (3) 電氣通信事業の受託管理。
- (4) 前各號の事業に附帶する事業。
- (5) 電氣通信に關係ある事業に對する投資
- (6) 其の他特に政府の認可を受けた事業。

ハ、會社の資本金及特色

會社の資本金は國幣三千五百萬圓とし、その内譯は臨時政府一千萬圓（内現物出資六百萬圓）國際電氣通



信株式會社、日本電信電話工事株式會社、滿洲電信電話株式會社各四百萬圓、北支那開發株式會社一千三百萬圓である。社債發行限度は拂込株金額の二倍迄擴大され、社債権者は優先辨濟權を有する。尙會社の使命に鑑み、政府其の他に對しては利益配當に關して差等を附し得るの便法がある。

次に會社の特典の主なるものを挙げれば左の通りである。  
 (1) 會社の財産、所得及事業、會社の爲す契約、登記登録並事業に要する物件に付ては租稅其の他一切の公課を免ぜられる。

(2) 會社は土地の收用、電線路の建設、交通機關の利用其の他事業經營に關し必要な一切の特權を有す。

## 二、業務の概要

會社の營業範圍は隴海線以北臨時政府行政權下の地域で面積四十五萬方呎全支の四%、人口七千七百萬全支の一八%に當る地域で其の經營狀況は左の通りである。(昭和十四年六月現在)

(1) 局 處 數

A 電報事務取扱局處 七二局處

B 電話事務取扱局處 一二七局處

(2) × 電信電話回線數

A 電信回線 七八回線(内無線三二回線)

B 電話回線 一八二回線

(3) 利用狀況

A 電 報(發着信共) 一箇月約四九五、〇〇〇通

B 市外通話度數 一箇月約一五三、〇〇〇回

C 電話加入者數 約 三六、〇〇〇名

## 一一、華中電氣通信株式會社

### イ、會社の設立

今次事變に當り中支は被害殊に甚大であつたが、國民政府の首都南京及支那經濟の中心上海を擁する關係上、電氣通信の復舊並に運營は一日も忽せに出来ない情勢なので、之が爲遲信省より屢々電政要員を派遣し、又新會社の設立に到るまでの過渡期に於ては華中電信公司の名稱を以て國際電氣通信株式會社及日本電信電話工事株式會社の兩會社が一體となり、對内對外通信及主要都市に於ける電信電話の復舊並に運營に當つてゐたのである。斯る間に華中電氣通信株式會社の設立準備も日本側の支援の下に着々進行し、中國維新政府の「華中電氣通信株式會社ニ關スル件」に依り特權を賦與せられた日支合辦の中國特殊法人として、昭和十三年七月三十一日其の設立を見、華中電信公司の施設及業務を繼承して八月一日より其の業務を開始したのである。

### ロ、會社の目的

中支那に於ける電氣通信事業を一元的に統制し、其の圓滿な發達を圖ることを目的とし

(1) 電氣通信事業の統制經營。

(2) 電氣通信施設の貸付。

(3) 前各號の事業に附帶する事業並に關係事業に對する投資。  
 を業務とする。

### ハ、會社の資本金及特色

會社の資本金は一千五百萬圓とし、其の内譯は維新政府の現物出資五百萬圓、中支那振興株式會社六百萬圓、國際電氣通信株式會社二百萬圓、日本電信電話工事株式會社百萬圓、日本電氣通信機器メーカー百萬圓



である。社債發行限度は拂込株金額の二倍迄擴張され、其の元本の償還及利息の支拂に付ては政府の保證を受け得られる。會社の一般株主に對しては其の利益を保護する爲、利益配當が年六分に達する迄政府の持株に優先して配當せられる。

尙會社は其の事業經營に支障のない様左の特典がある。

(1) 會社の財産、所得及事業、會社の爲す契約、登記及登録並に事業の専用に供する物件に對しては、租稅其の他一切の公課を免除せられる。

(2) 電氣通信設備の建設、保守及業務の取扱等に關して必要な特權を附與せられる。

二、業務の概要

會社の營業範圍は中支那一圓で會社の經營狀況は（昭和十四年五月現在）左の通りである。

- (1) 局 處 數
  - 電報事務取扱局處 二七局處
  - 電話事務取扱局處 一四局處
- (2) 電信電話回線
  - 電信回線 二九回線（內有線七回線）
  - 電話回線 一〇回線（內有線九回線）
- (3) 利用狀況
  - A 電 報 一箇月約九四、〇〇〇通（發著信共）
  - B 市外電話通話度數 一箇月約六、〇〇〇回
  - C 加入者數 約四、五〇〇名

3. 電氣通信事業關係圖書目錄

一、和 書

書 名	著 者 若 是 編 者	發 行 年 月	發 行 所
電信法規類纂 外國電信特別協約集 (第一、二輯)	電 務 局	明 二五、一二	博文館
通信法釋義	田 中 次 郎	三四、四	
電信法要義	川 村 竹 治	三四、四	
遞信法規類纂	通 信 局	三五、六	
無線電信に關する外國法規	〃	二、四	
電話加入權の智識	時 田 至	一四、八	松山房
獨逸電信規則同施行細則	電 務 局	一四、一一	
電信と無線電信電話法規	小 林 三 郎	一四、一二	法制時報社
電話加入權に關する學說判例手續綜覽	法 律 研 究 會	大 一五、五	巖松堂
電信電話法論	奥 村 喜 和 男	大 三、四	日文選修學會
電話法規	柴 田 勤 次	昭 三、六	



實用電信學 無線電信及無線電話 電 高真空辨並其作成裝置 架空電線路建築一般 增訂最新電話學 無線電學 電氣工學初頭叢書 (無線電信電話)	ハ、技術關係	伊東敬一 チャールズ・アール・ギブソン	大	興文社
		若目利助 久目保進 若目田利助 高目傳三郎 安藤三郎 建築書院	二、四、六 八、一〇、一四 九、一〇、一四 一、一、一五 一、一、一四	建築書院
日本電話法上の諸問題 新電話規則要論	ロ、經濟關係	久保昇 山下武	昭	日本電話新聞社 交通經濟社
		渡邊普二郎 内海朝太郎 逓信協會 牧野良三 高木西吉 ウイツチベル 電務局	七、九 八、六 九、三 九、五 一〇、八 一二、三	交通經濟社

電 信 法 規 (法學全集第七卷) 無線電信法規 無線電信法規 外國無線電信無線電話 制度調査資料 (第一、三、四號) 逓信判例集 電信法規 電話加入權強制執行論 通信法規(特別法規判 例學說全集第十一卷) 我國の放送事業 電話事業の運營と其の 利用 電信事業と電信法 國際電信事業論 電話運用論 放送無線電話例規類集 電話通話規則規集 電話規則改正解説 防空通信關係法規集	著者若は編者	發行年月	發行所
土肥友二 藤原保明 中村寅市 小松三郎 電務局 逓信省 穴澤勝次郎 松尾松太郎 柴田義彦 小山敏行 小崎政臣 竹越忠雄 花岡忠 小崎政 電務局 〃〃〃	昭 三、一〇 三、一二 五、三 五、一二 六、三 六、九 七、三 八、八 八、一〇 九、一七 一〇、三 一一、三 一一、一 一一、一 一二、一 一二、一 一三、二	日本逓信學會 日本評論社 日本逓信學會 日本逓信學會 法制時報社 通信文庫 常盤書房 日本放送協會 交通經濟社 交通經濟社 交通經濟社 交通經濟社	







書名	著者若は編者	發行年月	發行所
礦石受信機	丸吉田晴登	二、二七	オ1生社
共電式電話	堀江貞治	二、一一	鳳生社
通信工學通俗叢書 (電話編)	電信電話學會	三、一一	電信電話學會
無線電信電話學	佐伯美津留	三、六	博文館
航空航海と無線方向探知機	門岡速雄	三、六	
東京神戸間長距離電話「ケーブル」工事の概要	工務局	三、一一	
最新ラヂオ組立修繕取扱の知識	奥中恒一	四、四	
趣味のテレビジョン	苦米地貢	四、四	電機學校
無線電信電話の理論と應用	坪井大信	四、六	
最近電話	荒川大治	四、七	
最新テレビジョントキの研究	道田貞治	四、一〇	弘文社
特殊高級エリミネーター受信機の作り方	秋間保郎	四、一〇	
理論實際短波無線工學	高瀬芳雄	六、一〇	電氣之友社
テレビジョン装置の製作法	金山秀一	七、一	
無線工學の理論と實際	西川秀一	七、五	
ラヂオの修理と其の測定	L、S、P、M、I	七、八	誠文堂

書名	著者若は編者	發行年月	發行所
最新ラヂオ設計計算圖表	小根有	七、二一	ラヂオ畫報社
ノモグラフィ	會根有	七、二二	
テレビジョン装置の作り方	戸川三郎	七、二二	
發達史的電信學	道田貞治	九、一〇	電氣之友社
最新電話	松平乘義	一〇、九	通信信號研究社
トキ	門岡速雄	一〇、二〇	
電信機の動作と取扱法	坂原義夫	一〇、二二	法制時報社
電話電機取扱心得	武田中貞	一一、四	南郊社
電話傳送學	早田保實	一一、五	電信電話學會
改訂通信工學ポケットブック	電信電話學會	一一、六	
有線電信電話	大内誠二	一一、七	
電信電話技術參考(第四號)	工務局	一一、一一	
無線電信電話	稻波季雄	一二、一	
搬送電信及電話機械(有線通信工學大系)	石川武二	一二、七	
實用無線學	黒田吉郎	一二、八	
有線電波傳送學上(有線通信工學大系)	篠原登	一二、八	
真空管工學上(有線通信工學大系)	濱田成德	一二、九	
搬送電信上(有線通信工學大系)	小林宏治	一二、九	



書名	著者又は編者	發行年月	發行所
磁性材料上 (有線通信工學大系) 傳送回路網學上 (有線工學通信大系)	仁科 永三	昭一、二、一	共立社
有線工學通信	島田新次郎	一三、一、二	
特殊無線通信方式	稻田三之助	一三、一、四	
電信電話裝置心得	林信		
特殊電信機械の概要	工務局		
外國電信利用法	廣島庄太郎	昭四、四、六	サクラヤ書店
外國電信の語	高橋勇次郎	昭五、五、一四	橫濱貿易協會
電信會話	柴田勲次	昭七、七、一	交通經濟社
內外電報の智識	米倉正矩	昭一〇、八、二	誠信協會
小學郵便、電信、電話	佐藤次郎	昭一〇、二、一	誠信協會
平易詳解電信講話	東藤日郎	昭一二、二、七	誠信協會
電信講話讀本	遠藤毅	昭一三、三、七	交通經濟社
電信講話讀本	大阪中央電話局		

二、周知關係

書名	著者又は編者	發行年月	發行所
帝國大日本電信沿革史	電電務局	昭二、五、一〇	逓信省
帝國大日本電信沿革史	電電務局	昭二、九、一七	逓信省
電信沿革略史	電電務局	昭三、五、八	逓信省
歐米に於ける電信電話事業	通電局	昭三、九、一八	逓信省
英米兩國電話事業の實況	通電局	昭三、三、二	逓信省
逓信事業概要	逓信省	昭三、三、二	逓信省
電話事業二十五年小史	逓信省	昭三、六、二四	逓信省
逓信事業五十年史	逓信省	昭三、六、二四	逓信省
研究報告電信符號の第三十二號	加藤 義	昭一〇、三、三	國民圖書株式會社
研究報告電信符號の第三十二號	加藤 義	昭一〇、三、三	國民圖書株式會社
能率調査資料電話交換に適當なる年齢	通電局	昭一三、一、四	逓信省
黎明の電信	東京中央電信局	昭一三、一、六	逓信省
米國の無線電信電話事業	逓信省	昭一三、一、二	逓信省
國際無線電信局増設急務	逓信省	昭一四、一、二	逓信省
歐米通信叢話	高橋正忠	昭一四、二、二	南郊社
電話地地理	名古屋中央電話局	昭一四、四、四	南郊社
米國無線電信會社の通信業務	電電務局	昭一五、四、四	南郊社
電話加入者職業別調査	電電務局	昭一五、六、六	南郊社

ホ、其他



書名	著者若は編者	發行年月	發行所
自動式電話の扱方と知識 海上並陸地間無線通信 の現況	東京中央電話局	昭二、三	
英國に於ける電信手摺 攀症の傳播と其原因及 之が豫防に關する調査 委員會の報告要領	保健課	二、一二	
無線通信術五講	大阪毎日新聞社	三、三	大阪毎日新聞社
電信六十年史	富岡五郎	五、一	法制時報社
電話事業史	澤本健二	六、九	逓信省六十年史刊行會
帝國選制の改造精神	小崎政臣	七、三	逓信文庫
選信論叢	三宅福馬	七、一二	ラヂオ畫報社
選信記念日懸賞論文集 制定記念懸賞論文集	奥村喜和男	一〇、三	交通研究社
和文印刷通信術教範	選信協會	一〇、四	選信協會
逓信省五十年略史	電務局	一一、三	電務局
大都市並連繫都市に於 ける電話施設の整備案	工務局	一二、三	
上海電話會社の組織と 事業	電務局	一二、七	
電氣通信術教範(一— 四編)	電務局	一二、九	選信協會

無線寫眞電送實驗に關 する報告	工務局	一一、一二	
中國現代交通史	電務局	一二、一二	
外國電信實務讀本	瀧波健吉	一二、一二	
國際電話株式會社事業誌	國際電話株式會社	一三、三	
世界通信發達史概觀 (上卷)	選信博物館	一三、四	
南洋諸邦に於ける電氣 通信事業	松前重義	一三、六	電氣日報社
電氣通信概論	松前重義	一三、六	電氣日報社
世界通信發達史概觀 (中卷)	西崎太郎	一三、一	電氣日報社
世界の無線電信電話事 業(鳥潟右一報告)	選信博物館	一四、四	
朝鮮選信事業沿革史	電氣局		
外國留學研究報告書 (電氣通信關係)	朝鮮總督府選信局		
海外電信と對外政策	文書課		
ラヂオに關する調査	電務局		
電報の職業別利用狀況 調査	電務局		
通信事業一覽	通信局		



書名	著者若は編者	発行年月	発行所
列國に於ける電話事業の沿革 昭和十一年度電務年鑑 (第一回發行)	逓信省 電務局	一二、三	
ラヂオ年鑑	日本放送協會		

二 洋 書

(4) 獨 書

著者名	圖 書 名	發 行 地	發 行 年
(1) 交 通			
P. D. Fischer	Post und Telegraphie im Weltverkehr 世界交通に於ける郵便及電信	Berlin	1879
G. Zoepfle	Die Finanzpolitik der Verkehrsanstalten 交通營造物の財政政策	Berlin	1898
F. Scholz	Drahtlose Telephonie und Neutralität 無線電信と中立	Berlin	1905
A. Wirth	Der Weltverkehr 世界交通	Liepzig	1906
W. Bardas	Verkehr und Verkehrspolitik in Volks- und Staatswirtschaft 國民及國家經濟に於ける交通及交通政策	Liepzig	1907
M. Roscher	Die Kabel des Weltverkehr 世界通信ケーブル	Berlin	1911
O. Wagner	Die Frau im Dienst der Reichs Post und Telegraphenverwaltung ドイツ國郵便電信行政事務に於ける女子従事員	Halle	1913
O. Sieblist	Das Telegraphen- und Fernsprechwesen 電信電話制度	Berlin	1918
E. Sax	Allgemeine Verkehrslehre 1-3 交通概論	Berlin	1918
R. Hennig	Ueberseische Telegraphie und Auswärtige Politik 外國電信對と外政策	Berlin	1919



著者名	圖 書 名	發 行 地	發 行 年
A. Birk	Das Verkehrswesen der Gegenwart 現代交通制度	Liepzig	1920
W. Lock	Verkehrsentwicklung in Deutschland seit 1800 千八百年以後のドイツに於ける交通の發達	Berlin	1920
R. Sennig	Der neue Weltverkehr 新世界交通	Berlin	1920
T. Grunzel	Verkehrspolitik 交通政策	Wien	1923
H. Herzog	Leitfaden für den Post und Telegraphen Betriebsdienst (Postleitfaden 1) 郵便電信業務入門	Berlin	1924
O. Kunz	Die Internationalen Telegraphen Union 萬國電信聯合	Stuttgart	1924
E. H. E. Feyerabend	50 Jahre Fernsprecher in Deutschland (1877-1927) ドイツ電話五十年	Berlin	1927
(2) 辭 書			
A. Schlonmann	Illustriertes Technischer Wörterbuch Heft 1-17 <sup>9</sup> 圖解附術語辭典	Berlin	1926
O. Sattelberg	Wörterbuch der Elektrischen Nachrichtentechnik Heft 1-2 電氣通信術語辭典	Berlin	1926
E. Feyerabend	Handwörterbuch des Elektrischen Fernmeldewesens Heft 1-2 電氣通信制度提要	Berlin	1927
(3) 法 律			

F. Meili	Die Anwendung des Expropriationsrechtes auf die Telephonie 公用徵收法の電話への適用	Freiburg	1888
H. Horch	Die Verwaltungsrechtlichen Grundlagen des Telephonrechtes 電話法の行政法的基礎	Leipzig	1891
A. Wolcke	Telegraphenrecht Heft 1-2 電信法釋義	Leipzig	1911
B. Thierbach	Die Rechtsverhältnisse von Leitungsnetzen 回線網の法律關係	Berlin	1915
H. Herzog	Leitfaden für den Post und Telegraphen Betriebsdienst 郵便電信業務入門	Berlin	1924
L. Niesen	Die Privatechtliche Stellung der Elektrizität und der Electricitäts- lieferungsvertrag	Berlin	1925
E. Neugebauer	電氣及電氣供給契約の私法上の地位 Funkrecht	Berlin	1926
G. Siegel	Die Elektrizitätsgesetzgebung der Kulturländer der Erde Heft 1-3 世界文化國家に於ける電氣立法	Berlin	1930
G. W. Meyer	Technische, wirtschaftliche und Rechtliche Grundlage für die Bewer- tung und Verkauf Elektrischer Arbeit 電力評價及販賣の技術的經濟的並に法律的基礎	Schweiz	1930
(4) 政治、經濟、統計			
E. Gunther	Die Europäischen Fernsprechgebührentarife 歐洲電話料金制度論	Jena	1910
H. Schreiber	Die Elektrizität in Recht und Wirtschaft 法律及經濟に於ける電氣	Leipzig	1913
E. Schiff	Staatliche Regelung der Elektrizitätswirtschaft 電氣事業經濟の國家的協定	Tübingen	1916



著者名	圖書名	發行地	發行年
R. Fischer	Die Elektrizitätsversorgung, ihre Volkswirtschaftliche Bedeutung und ihre Organisation 電氣供給, 其の國民經濟的意義及其の組織	Leipzig	1916
E. Ritter	Die Oeffentliche Elektrizitätsversorgung in Deutschland 獨逸に於ける公共的電氣供給	Deutschland	1917
R. Hartmann	Das Reichs Elektrizitätsmonopol 電氣事業國營論	Berlin	1917
E. Sax	Die Verkehrsmittel in Volks und Staatswirtschaft 國民及國家經濟に於ける交通手段	Berlin	1920
G. Sigel	Die Elektrizitätslieferungsgesellschaft 電氣供給會社	Berlin	1922
R. Krauss	Die Deutsche, Englische und Französische Kriegsfinanzierung 獨逸, 英國及佛國の戰時財政	Berlin	1923
R. Liehmann	Die Unternehmungsformen 企業形態論	Stuttgart	1923
G. Dehne	Die Deutsche Elektrizitätswirtschaft 獨逸の電氣事業經營	Stuttgart	1926
R. Lämmel	Moderne Elektro Wirtschaft 近代電氣事業經營	Jena	1927
H. Niessel	Der Einfluss der Tarifgestaltung der Elektrizitätswerk 電氣事業に於ける料金形態論	Berlin	1928
H. Slohl	Der Drahtlose Nachrichtendienst für Wirtschaft und Politik 經濟及政治に關する無線通信業務	Berlin	1931
(5) 技 術			

D. Mazzotto	Drahtlose Telegraphie und Telephonie 無線電通信	Berlin	1906
R. Hennig	Die Älteste Entwicklung der Telegraphie und Telephonie 電通信の發生史	Leipzig	1908
Th. Karrass	Geschichte der Telegraphie 電通信の歴史	Braunschweig	1909
K. Winnig	Die Grundlagen der Bautechnik für Oberirdische Telegraphenlinien 架空線路建築技術の基礎	Braunschweig	1910
C. Stille	Telegraphen und Fernsprechkabellanlagen 電通信ターム設備	Braunschweig	1911
C. Beckmann	Telephonanlagen 電話施設	Braunschweig	1916
F. Anderle	Lehrbuch der Drahtlosen Telegraphie und Telephonie 無線電通信教科書	Leipzig	1918
B. Willers	Die Nebenteilentechnik 附帶施設技術	Berlin	1920
W. Mahberg	Die Grundlagen der Telegraphen Codes 電通信暗號の基礎	Leipzig	1921
H. Rein	Radiotelegraphisches Praktikum 實用無線電通信	Berlin	1921
K. Wirtz	Funkentelegraphie für Flugzeuge 航空機用無線電通信裝置	Berlin	1921
E. Miemann	Die Fernmeldetechnik ; Die Telegraphentechnik 電通信交換技術, 電通信技術	Berlin	1923
C. W. Kollatz	Die Fernmeldetechnik ; Die Fernsprechtechnik 電通信交換技術, 電通信技術	Berlin	1923
C. W. Kollatz	Theoretische Telegraphie 理論電通信	Braunschweig	1924



著者名	圖 書 名	發 行 地	發行年
Huckert Soltan	Post und Telegraphie in Wissenschaft und Praxis 郵便及電信の本質と實際	Berlin	1924
F. Lubberger	Die Fernsprechanlagen mit Wähler Betrieb 電話交換施設	München	1924
W. Schreiber	Der Bau neuer Fernämter 最近電話局建築	München	1924
H. Zickendraht	Radio Telephonie in der Schweiz 瑞西に於ける無線電話	Basel	1924
P. Ludwig	Auskunftbuch für Kabellechnik ケーブル技術入門書	Leipzig	1925
W. Friedel	Elektrisches Fernsehen, Fernkinematographie und Bildfernübertragung テレビジョン, テレビジョン映畫及寫眞電送	Berlin	1925
J. Hermann	Die Elektrische Telegraphie mit Drahtleitung 有線電信	Berlin	1926
P. Lertes	Der Telephonie Sender 電話送信機	Berlin	1926
Schreiber	Die Wirtschaftlichkeit des Geplanten Automatischen Netzgruppen- systems in den Ortsternsprechanlagen Bayerns バイエルン近郊通話帯域制度自動化の經濟性	München	1926
G. Fuchs	Die Bildelegraphie 寫眞電信	Berlin	1926
P. Lertes	Fernbildtechnik und Elektrisches Fernsehen 寫眞電信及テレビジョン	Frankfurt	1926
G. Eichhorn	Wetterfunk, Bildfunk, und Television 無線氣象通報, 無線寫眞電信及テレビジョン	Berlin	1926

A. Korn	Bildrundfunk 無線寫眞電送	Berlin	1926
E. Nesper	Fernkabel Telephonie 長距離ケーブル電話	Berlin	1927
A. Engelhardt	Die Wirtschaftlichkeit der Fernsprechanlagen für Ortsverkehr 市内電話交換の經濟性	Berlin	1927
F. Lubberger	50 Jahre Fernsprecher in Deutschland 獨逸電話五十年史	Berlin	1927
E. H. E. Feyerabend	Zur Theorie des Fernsprechverkehrs 電話交換理論	Berlin	1927
K. Frei	Vier Jahre Deutscher Rundfunk 獨逸無線通信四年史	Berlin	1927
Bredow	Die Wissenschaftlichen Grundlagen des Rundfunkempfangs 無線受信機の基本理論	Berlin	1927
K. W. Wagner	Taschenbuch der Drahtlosen Telegraphie und Telephonie 無線電信電話ポケットブック	Berlin	1927
F. Bannettz	Radiotechnik Heft 5 (Elektronen Röhre) 無線工学第五卷(電子管)	Leipzig	1927
O. Stürner	Die Neuere Entwicklung der Hochfrequentstelephonie und Telegraphie auf Leitungen 高周波有線及無線電信の最近の發達	Braunschweig	1929
E. Habann	Selbstanschlussstechnik 自動交換技術	München	1928
M. Hebel	Radiotechnik, Heft 6 (Die Elektrischen Wellen) 無線技術第六卷(電波理論)	Leipzig	1929
F. Kiebitz	Kabeltechnik ; Die Theorie, Berechnung und Herstellung des Elektrischen Kabels ケーブル技術, 電氣ケーブルの理論, 設計及製造	Berlin	1929
M. Klein			



著者名	圖 書 名	發 行 地	發 行 年
D. V. Mihaly	Das Elektrische Fernsehen und das Telephon テレビジョンと電話	Berlin	1929
K. Kupfmüller	Schwachstromtechnik 弱電流工學	Leipzig	1931
(6) 其 他			
R. Will	Der Organismus der Oesterreichischen Post und Telegraphenanstalt 奧本利の郵便, 電信施設の組織	Wien	1903
Borcht	Das Verkehrswesen 交通制度	Leipzig	1925
F. Bachmann	Der Oesterreichische Post-Telegraphen und Telephondienst 奧本利の郵便電信, 電話事業	Wien	1926
M. Hornmann	Das Weltkabelnetz und seine Wirtschaftliche Organisation 世界ケーブル通信網と其の經濟組織		1727
F. Schröter	Handbuch der Bildtelegraphie und des Fernsehens 寫真電送及テレビジョンハンドブック	Berlin	1932
A. Dresler	Geschichte der Italienischen Presse (1900-35) 伊本利の出版史	Berlin	1934
K. Bömer	Das Internationale Zeitungswesen 國際新聞事業	Leipzig	1934
(ロ) 英 書			
(1) 交 通			

C. Mayer	Telephone Construction Method and Cost 電話建設の方法及費用	Chicago	1908
H. L. Welf	The Development of the Telephone in Europe 歐洲に於ける電話の發展	London	1910
W. J. Stephenson	Communications 通信	London	1924
J. S. Mills	The Press and Communications of the Empire 帝國の新聞及通信	London	1924
A. L. Jome	Economic of the Radio Industry 無線放送事業の經濟	Chicago	1925
E. G. C. Baldwin	The History of the Telephone in the United Kingdom 英本國に於ける電話史	London	1925

(2) 技 術

W. A. Delmar	Electric Cables 電氣ケーブル	N. Y.	1924
M. P. Weinbach	Principles of Transmission in Telephony 電話電送原理	N. Y.	1924
F. J. Brown	The Cable and Wireless Communications of the World 世界に於けるケーブル及無線通信	London	1924
G. G. Blake	History of Radio, Telegraph and Telephony 無線, 電信及電話史	N. Y.	1929
R. L. Duncan	Radio, Telegraphy and Telephony 無線, 電信及電話	N. Y.	1929
J. L. Baird	Television : Today and Tomorrow テレビジョンの今日及明日	London	1930



著 者 名	國 書 名	發 行 地	發 行 年
M. Codel	Radio and its Future ラジオ及其の將來	N. Y.	1930
G. E. Steiling	The Radio Manual ラジオ便覽	N. Y.	1930
R. Applegard	Pioneers of Electrical Communication 電氣通信の開拓者	London	1930
(3) 其 の 他			
Bureau of the Census	Telegraphs 電 信	Washington	1930
W. C. Tangdon	The American Telephone History Collection 米國電話史集		1924
D. Williamson	Daily Mail year Book デイリーメール年鑑	London	1932
H. E. Batson	The Price Policies of German Public Utility Undertakings 獨逸の公共企業の價格政策	London	1933
J. Baner N. Gold	Public Utility Valuation for purposes of Rate Control 料金統制の爲の公共企業の價格評價	N. Y.	1934
W. J. Graham	Public Utility Valuation 公共企業價格評價	Chicago	1934
(ハ) 佛 書			
法 律			
J. D. Picard	Droit et Jurisprudence in matiere de Postes, Telegraphes, Telephones 郵便, 電信, 電話に関する法律及判例	Paris	1931

145  
741

昭和十四年十二月廿五日印刷  
昭和十四年十二月廿八日發行

遞 信 省

電 務 局 調 査 課 編 纂

東京市京橋區西八丁堀四ノ八  
印刷者 渡 正 雄  
東京市京橋區西八丁堀四ノ八  
合資會社 昭 文 社  
印刷所 昭 文 社  
電話京橋(56)〇七二五番  
九三六二番



終

